

宮崎県地域福祉支援計画

第4期計画



令和3年3月
宮崎県

ごあいさつ



人口減少、少子高齢化の進展のほか、人々の価値観やライフスタイルの変化を背景に、地域の支え合いの機能が弱まる中、8050問題やダブルケアなど、地域の福祉課題の複雑化・複合化や、大規模災害時における高齢者や障がい者等の要配慮者への福祉的支援など、本県においても様々な課題が顕在化してきています。

また、県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく「地域共生社会」の実現が求められております。

このような中、県では「宮崎県地域福祉支援計画」を改定し、「ともに支え合い、自分らしく活躍できる 地域共生社会の実現」という基本理念のもと、これからの様々な福祉課題に対応した施策の方向性を示したところであります。

今後は、本計画に基づき、新型コロナウイルス感染症の終息後を見据えながら、県民誰もが住み慣れた地域で役割を担うとともに、お互いが支え合い、いきいきと自分らしく活躍できる地域共生社会の実現に向けて、市町村や社会福祉協議会、関係団体と連携、協働しながら、各施策に取り組んでまいりますので、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に当たり、専門的な立場から貴重な御提言、御協力をいただきました宮崎県地域福祉支援計画策定委員会の皆様をはじめ、御協力をいただいた関係者並びに県民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和3年3月

宮崎県知事 河野 俊嗣

目 次

第1章 計画策定の基本的考え方	1
1 計画改定の趣旨	
2 計画期間等	
3 計画の位置づけ	
第2章 地域福祉を取り巻く状況	5
1 人口・世帯構成の変化	
2 地域における支援を必要とする方々の状況	
3 新たな社会的課題の顕在化	
4 住民同士のつながりや支え合いの意識	
5 地域福祉関係者の対応状況や意識	
6 本県の地域福祉における主な課題	
第3章 基本理念及び基本目標	35
1 基本理念	
2 基本目標	
第4章 施策の推進	39
1 施策の体系	
2 施策の展開	
(1) 地域共生社会の実現に向けた体制づくり	40
ア 地域共生社会の意識醸成	
イ 包括的な支援体制の整備	
ウ 住民参加で支える地域福祉活動の推進	
エ 市町村地域福祉計画の推進支援	
(2) 地域共生社会を支える多様な担い手づくり	53
ア 地域共生社会を支える人材の確保と資質の向上	
イ 地域共生社会を支える担い手の育成	
(3) とともに支え合い、助け合う地域づくり	64
ア 地域福祉の推進	
イ 災害時における福祉的支援の充実	
ウ 利用者本位の福祉サービスの充実	
3 数値目標	82
【資料】	
1 宮崎県地域福祉支援計画策定委員会委員名簿	83
2 宮崎県地域福祉支援計画策定委員会ワーキングチーム委員名簿	84
3 宮崎県地域福祉支援計画の改定経緯	85

第1章 計画策定の基本的考え方

1 計画改定の趣旨

わが国では、急速な人口減少及び少子高齢化により、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、人と人との支え合いの基盤が弱まるとともに、社会経済の担い手の減少を招き、地域社会存続への危機感が生まれています。さらに、地域における福祉課題は複雑化・多様化し、複合的な支援を必要とする状況が見られるようになっていきます。加えて、新型コロナウイルス感染症という未曾有の事態は、人々の生活に大きな影響を与えています。

また、近年、全国各地で大規模自然災害の発生が続く中、災害時における高齢者や障がい者等の福祉的支援のニーズの高まりから、福祉・保健・医療の連携によるきめ細やかな支援が求められるようになったほか、国民の安全と安心を確保するため、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第40号）の施行、それに基づいた「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定）の策定など、地域福祉を取り巻く新たな動きや課題が顕在化しています。

このような中、国においては、改革の基本コンセプトとして「地域共生社会」の実現を掲げ、「日本一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）や『『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）』（平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）に基づいて、その具体化に向けた改革が進められており、この改革の一環として、地域課題の解決力の強化を図るため「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）により「社会福祉法」（昭和26年法律第45号）の一部が改正、平成30年4月に施行されたほか、令和3年4月には包括的な福祉サービス提供体制の整備を目的とした「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行されます。

県においては、平成19年3月に「宮崎県地域福祉支援計画」を策定し、その後、2回にわたる見直しを行い、広域的な見地から地域福祉推進に取り組むとともに、市町村地域福祉推進の取組を支援してきたところですが、このたび「宮崎県地域福祉支援計画（第3期計画）」が令和2年度をもって満了となることから、近年の地域福祉を取り巻く新たな動きや課題などに対応しながら、地域福祉をいっそう推進し地域共生社会の実現を目指すとともに引き続き市町村を支援していくため、令和3年度からの新たな5年間に向けて「宮崎県地域福祉支援計画（第4期計画）」を策定するものです。

○地域共生社会の理念

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々のくらしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会を目指すものです。

2 計画期間等

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

毎年度、計画の取組状況の点検を実施し、数値目標の達成状況を公表することで計画の適切な進行管理を行うとともに、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

○ 宮崎県総合計画及び地域福祉に関する主な部門別計画の計画期間一覧

	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
宮崎県総合計画	長期ビジョン H23～R12 (20年間)						
未来みやざき創造プラン	アクションプラン R1～R4年度 (4年間)						
宮崎県地域福祉支援計画			R3～R7年度 (5年間)				
宮崎県高齢者保健福祉計画			R3～R5年度 (3年間)				
宮崎県障がい者計画	R1～R5年度 (5年間)						
みやざき子ども・子育て応援プラン		R2～R6年度 (5年間)					
宮崎県子どもの貧困対策推進計画		R2～R5年度 (4年間)					

3 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第108条の規定によるもので、市町村の地域福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める「都道府県地域福祉支援計画」です。

○ 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

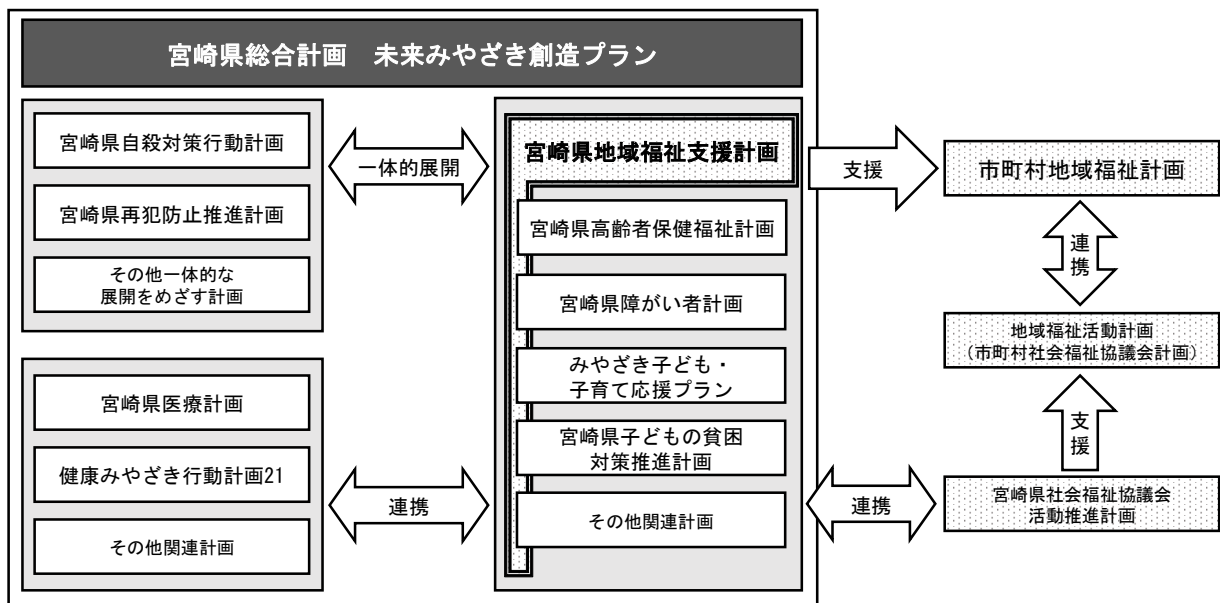
発令 : 昭和26年3月29日法律第45号
最終改正 : 令和2年6月12日号外法律第52号

(2) 県の計画としての位置づけ

本計画は、「宮崎県総合計画」の部門別計画であり、同じく県の総合計画の部門別計画である「高齢者保健福祉計画」、「障がい者計画」、「子ども・子育て応援プラン」等の福祉分野の他の計画が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」として位置づけられるものです。さらに、「自殺対策行動計画」「再犯防止推進計画」や、「健康みやざき行動計画 21」、「医療計画」等の福祉・保健・医療及び生活関連分野の計画との連携や一体的展開を図るものです。

また、県社会福祉協議会の計画である「第5次活動推進計画」とは、相互に密接な連携を図りながら本県の地域福祉を推進する関係にあります。

○ 地域福祉支援計画の位置づけ（イメージ）



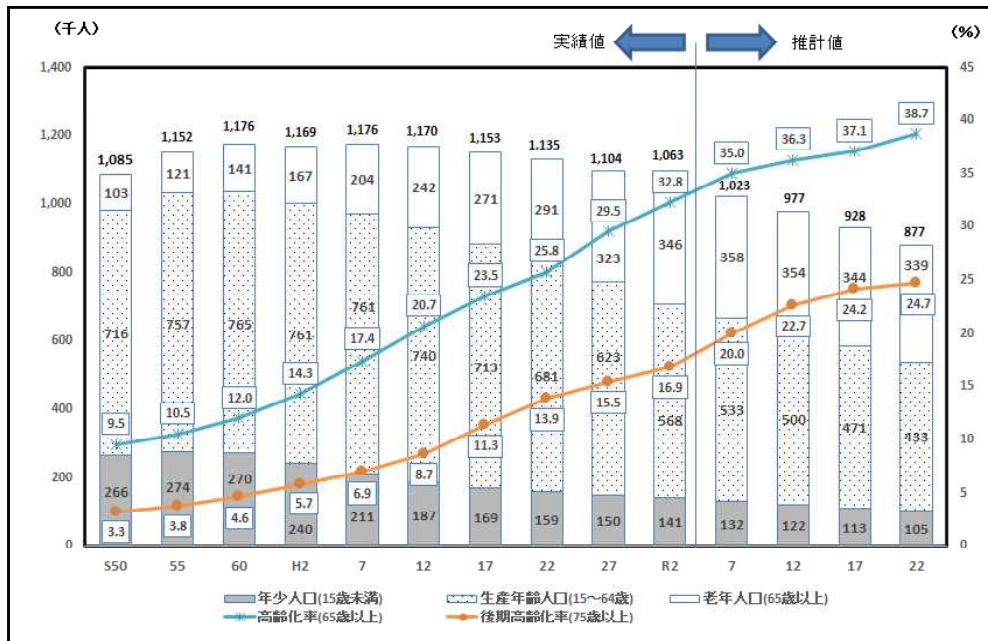
第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口・世帯構成の変化

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

ア 本県の人口構成及び高齢化率・後期高齢化率の推移

- 本県の人口は平成8年をピークに減少傾向にあり、令和2年の約106万3千人から令和12年には97万7千人と、100万人を割り込むと推計されています。
- 年齢区分別に見ると、特に15歳未満の年少人口は年々減少しており、65歳以上の老年人口が年少人口を上回る状況にあります。
- 高齢化率^{*1}は、平成22年の25.8%（県民の4人に1人が高齢者）から、令和7年には35.0%（3人に1人が高齢者）まで上昇することが予測されています。
- 高齢者人口は、令和7年をピークに減少に転じますが、高齢化率、後期高齢化率^{*2}はいずれもさらに上昇すると見込まれています。



資料：平成27(2015)年までは総務省「国勢調査」、令和2(2020)年は宮崎県統計調査課「年齢別人口構成表令和2年10月1日現在」、令和7(2025)年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」 ※千人未満を四捨五入しているため、合計と一致しない部分がある。また、総人口には年齢不詳を含むため、年齢区分の合計と一致しない部分がある。

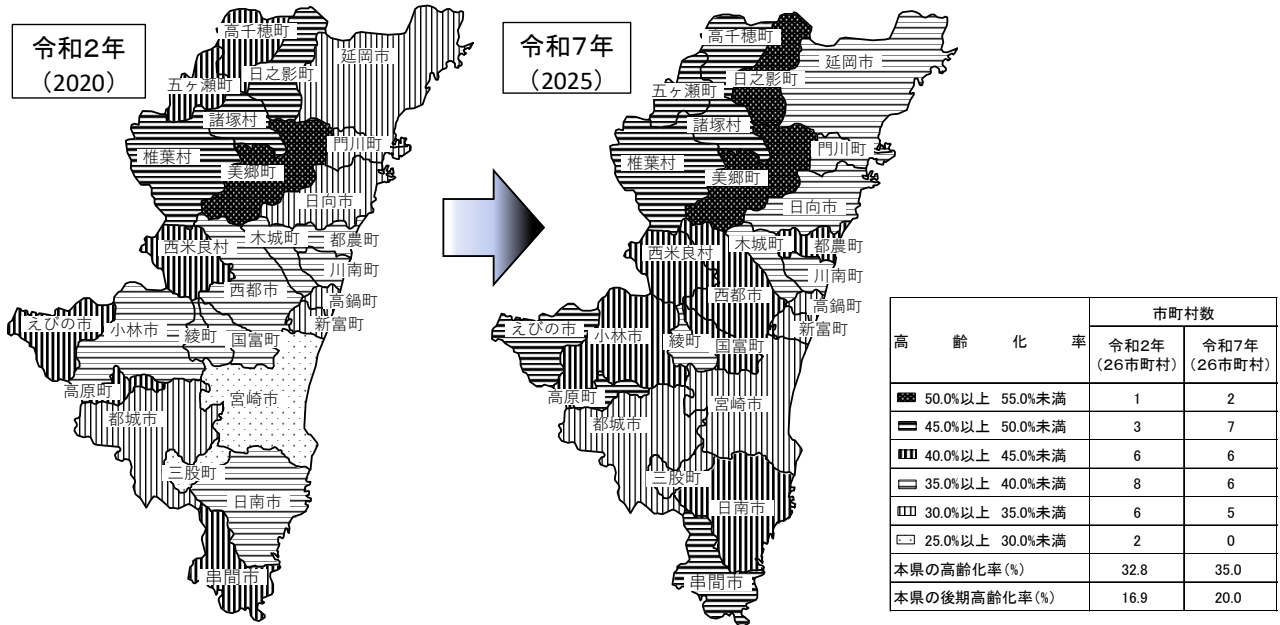
*1 高齢化率：総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合

*2 後期高齢化率：総人口に占める75歳以上の高齢者人口の割合

第2章 地域福祉を取り巻く状況

(2) 市町村別の高齢化の状況

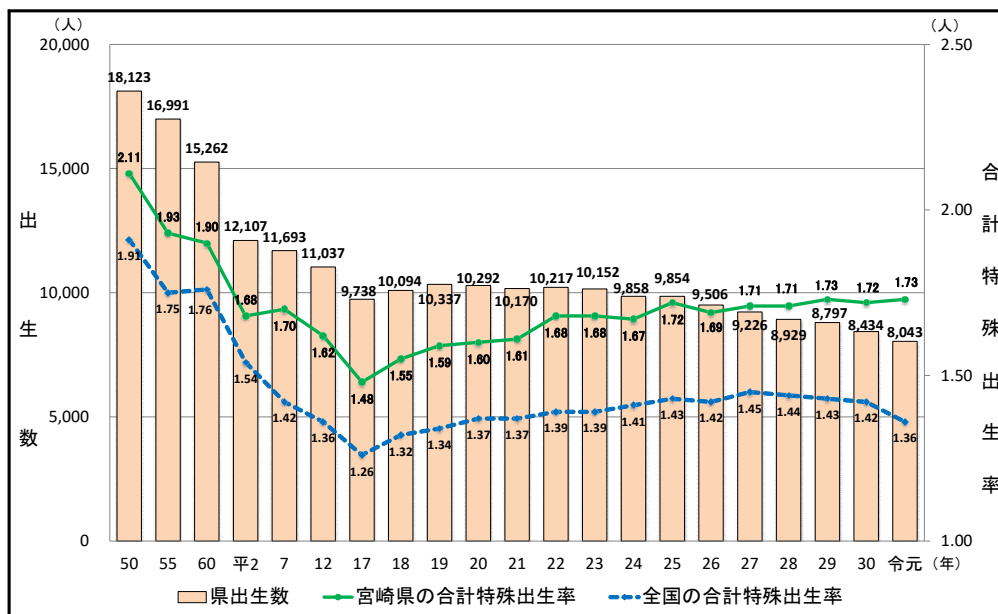
- 高齢化の状況を市町村別に見ると、中山間地域において高齢化率が高くなっていますが、令和7年には26市町村全てで高齢化率が30%を超えることが見込まれています。



資料：令和2(2020)年は宮崎県統計調査課「宮崎県の推計人口」、
令和7(2025)年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成30年3月推計)

(3) 出生数及び合計特殊出生率の推移

- 本県の合計特殊出生率と出生数を見ると、合計特殊出生率は全国でも上位の高水準を維持していますが、出産に適した年齢の女性数が減少していること、未婚率の高止まりや平均初婚年齢の上昇などを背景に出生数は逡減傾向にあります。

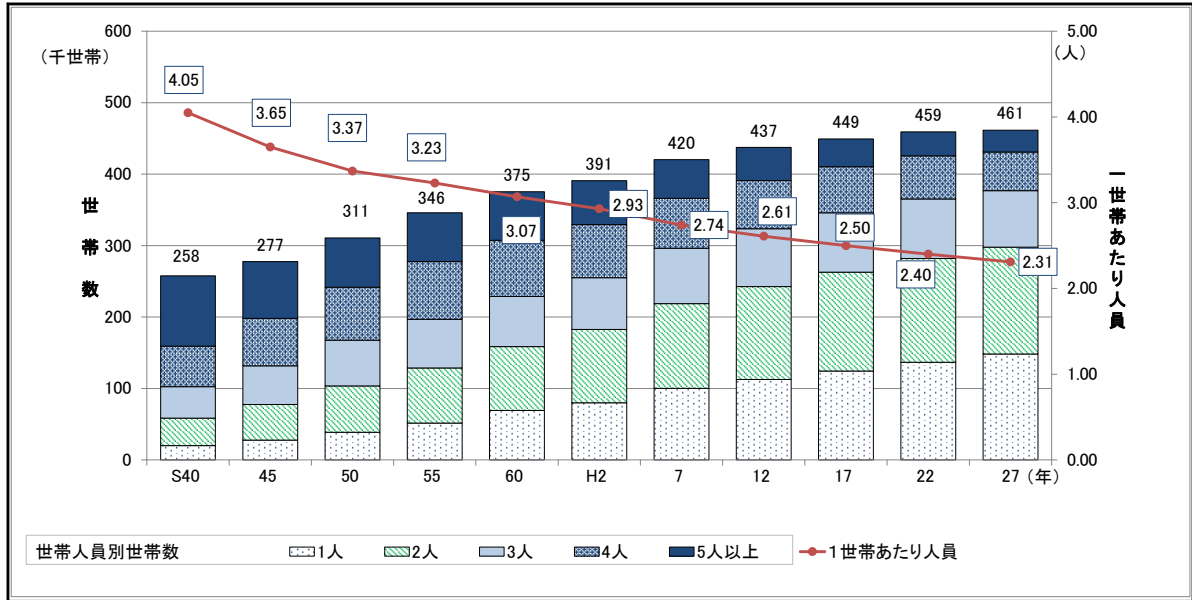


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(4) 世帯構成の変化

ア 県内の世帯数及び一世帯あたりの人員の推移

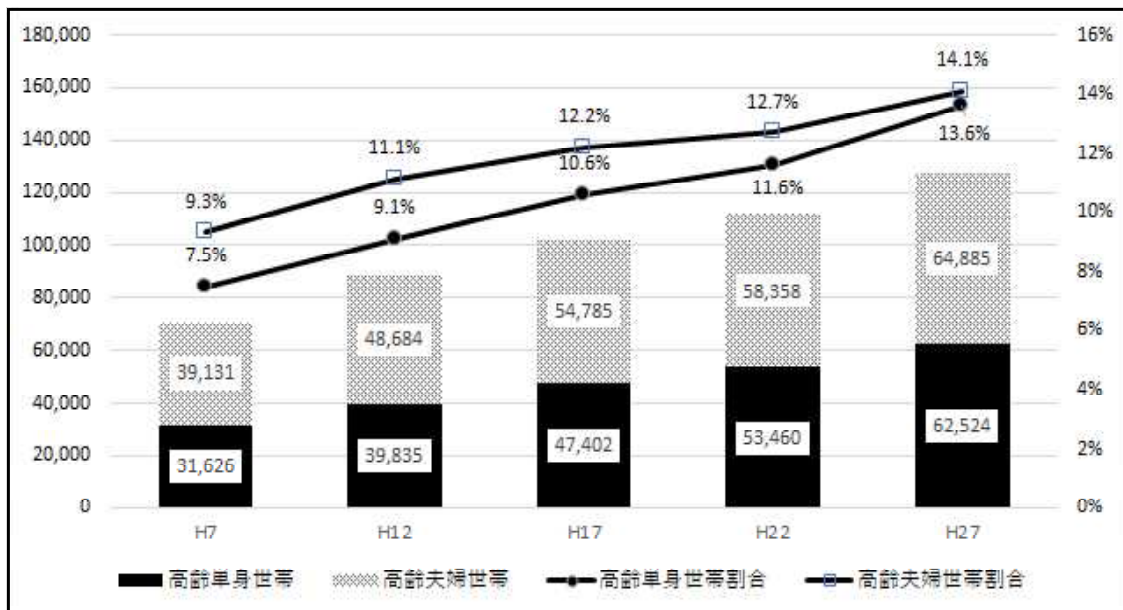
○ 核家族化や単身世帯の増加など家族形態の変化により、世帯数は増加傾向にある一方、一世帯あたりの平均人員は減少を続けています。



資料：総務省「国勢調査」

イ 高齢者世帯数の推移

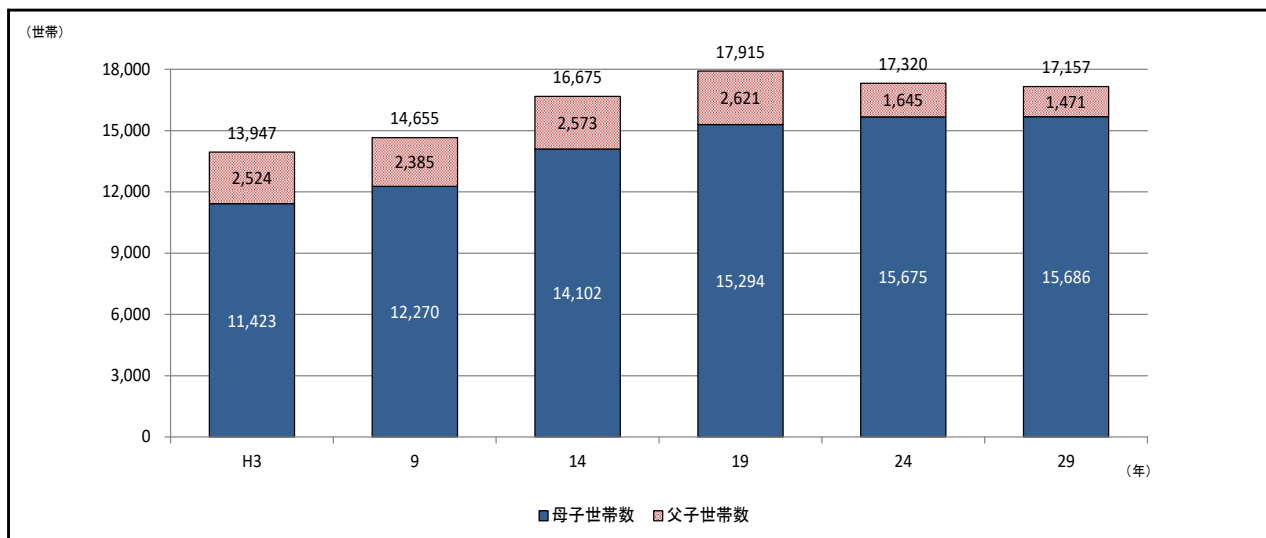
○ 県内の高齢単身世帯（65歳以上の者一人のみ）及び高齢夫婦世帯（夫が65歳以上、妻が60歳以上の夫婦のみ）も増加しており、平成7年から平成27年で高齢単身世帯数は約2倍、高齢夫婦世帯数は約1.7倍増加しています。



資料：総務省「国勢調査」

ウ ひとり親世帯数の推移

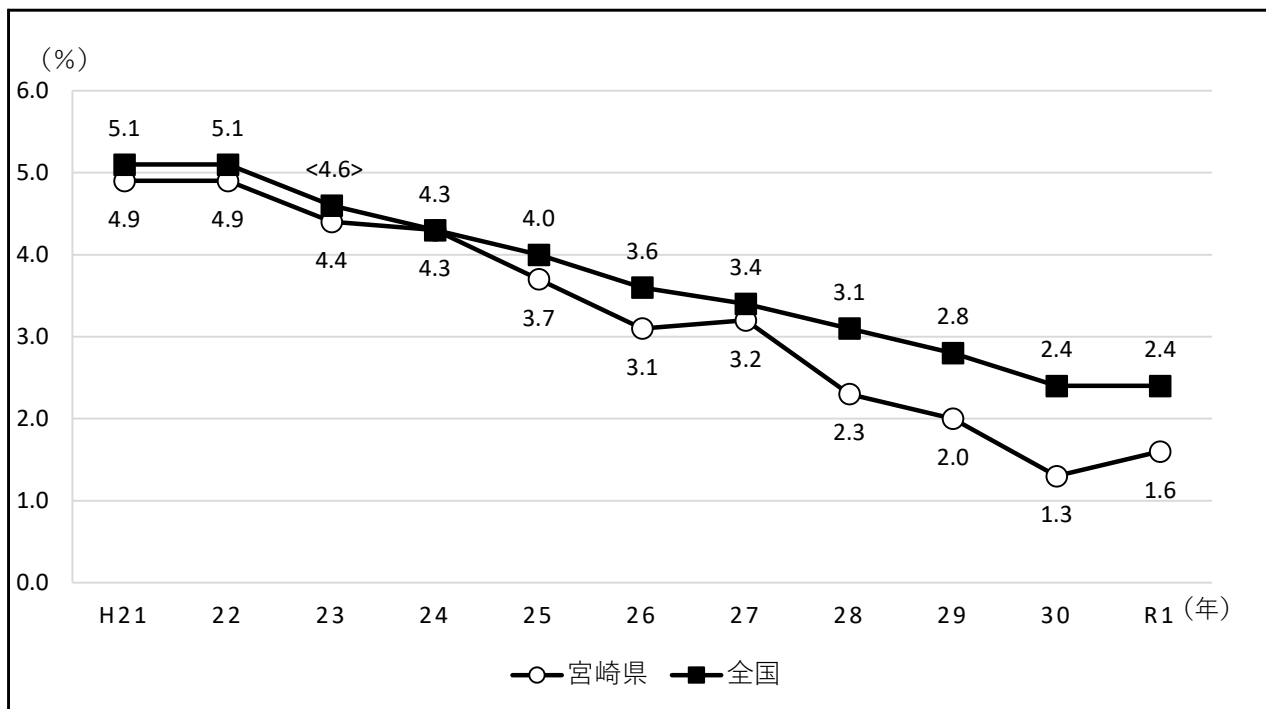
○ 本県のひとり親世帯数（推計値）は、近年は横ばいで推移していますが、平成3年と比較すると約1.2倍となっています。



資料：宮崎県 ひとり親世帯生活実態調査

(5) 雇用情勢の変化（完全失業率の推移）

○ 緩やかな回復基調が続いており、近年は、平成21年と比較すると約3分の1となっています。



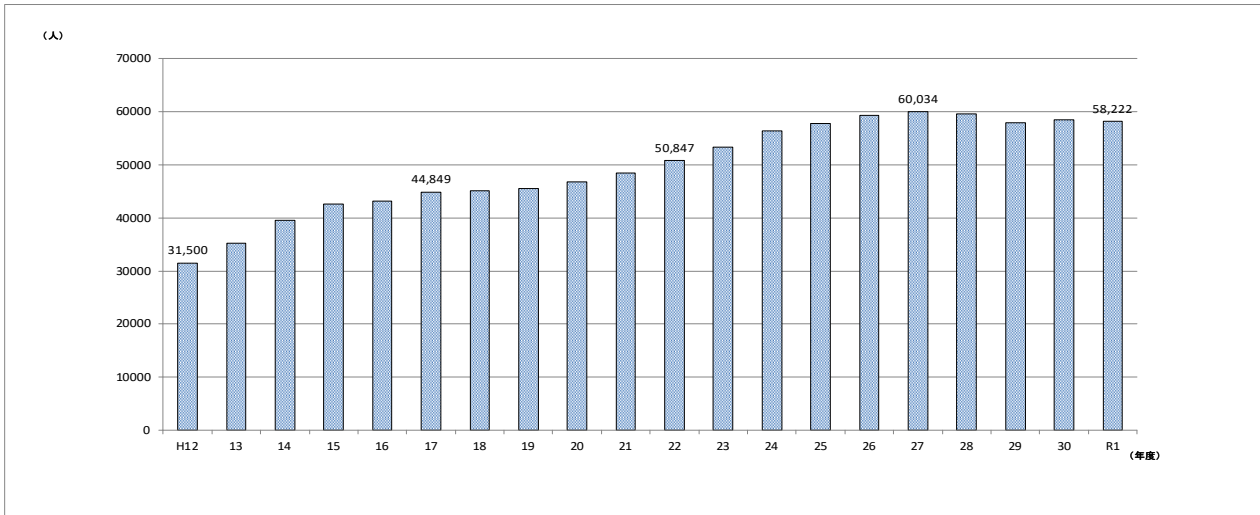
資料：厚生労働省「労働力調査」(各年平均。平成23年全国の実数は補完推計値。本県の数値はモデル推計値)

2 地域における支援を必要とする方々の状況

(1) 高齢者

ア 要介護（要支援）認定者数の推移

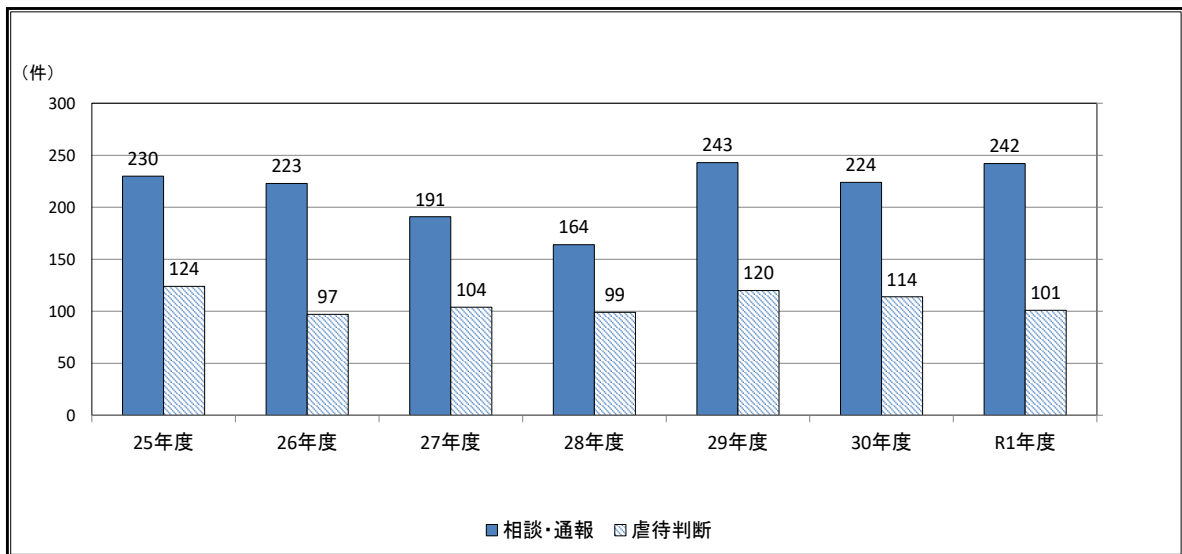
- 県内の介護保険制度における要介護（要支援）認定者数については、制度が開始された平成12年と令和元年を比較すると約1.8倍増加しています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」(各年度末数値)

イ 県内の高齢者虐待の相談・通報件数の推移

- 県内の高齢者虐待の市町村への相談・通報件数は200件前後で推移し、相談・通報件数の約半数が虐待判断されています。

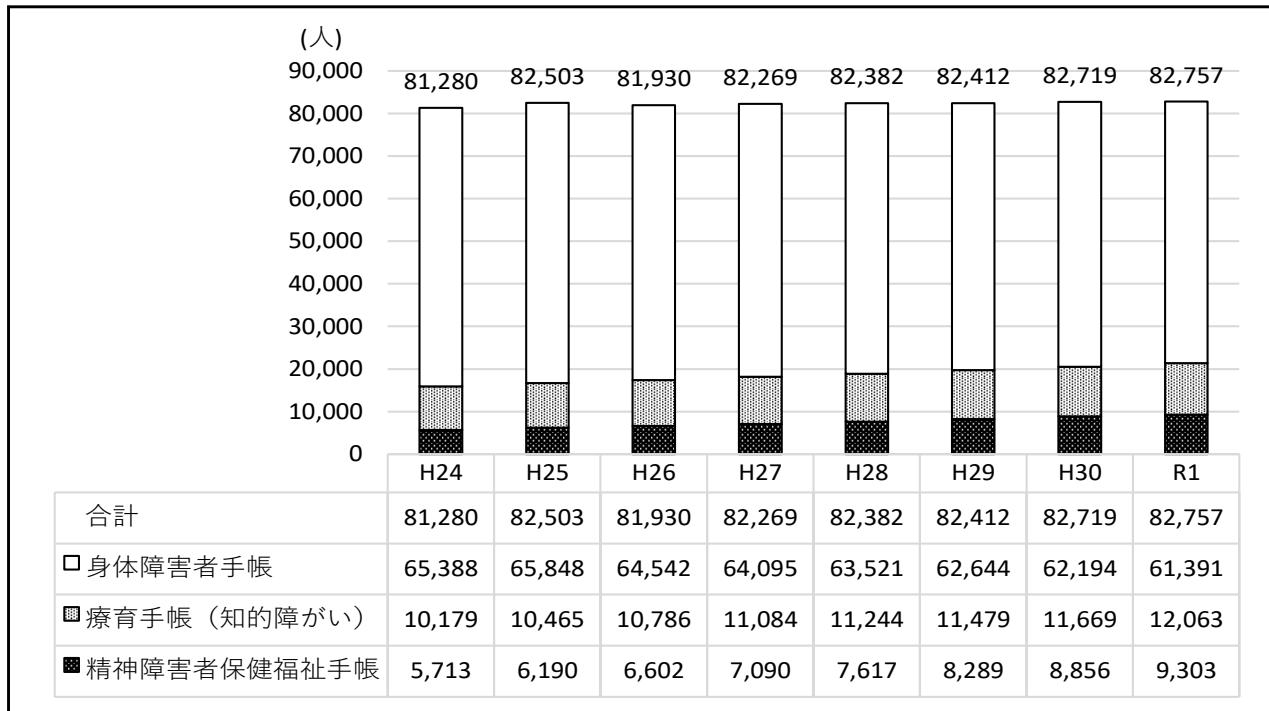


資料：県長寿介護課医療・介護連携推進室調べ(各年度末数値)

(2) 障がい者

ア 障害者手帳交付者数の推移

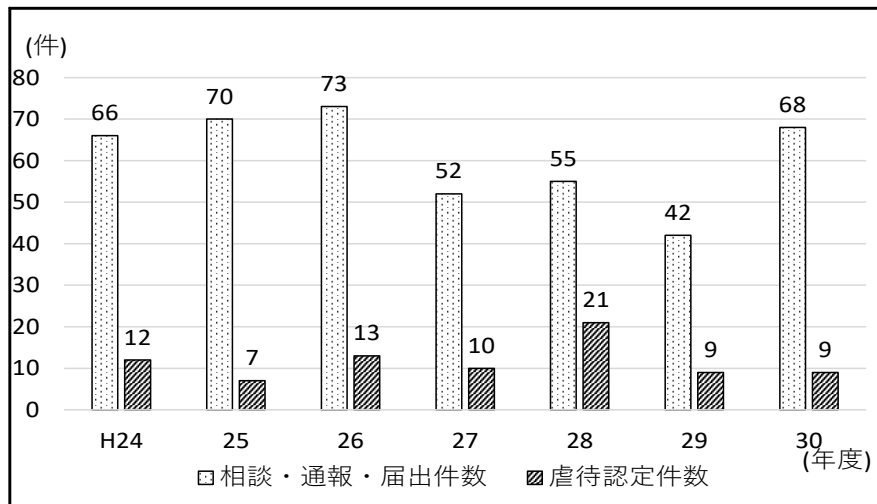
○ 県内の障害者手帳交付者数は、知的障がい、精神障がいのいずれも年々増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳交付者数は平成24年度と令和元年度を比較すると約1.6倍増加しています。



資料：県障がい福祉課調べ(各年度末数値)

イ 県内の障がい者虐待の相談・通報件数の推移

○ 県内の障がい者虐待の市町村への相談・通報・届出件数は平成26年度以降、減少傾向にありましたが、平成30年度は増加しています。また、虐待認定件数は、平成28年度と比較すると12件減少しています。

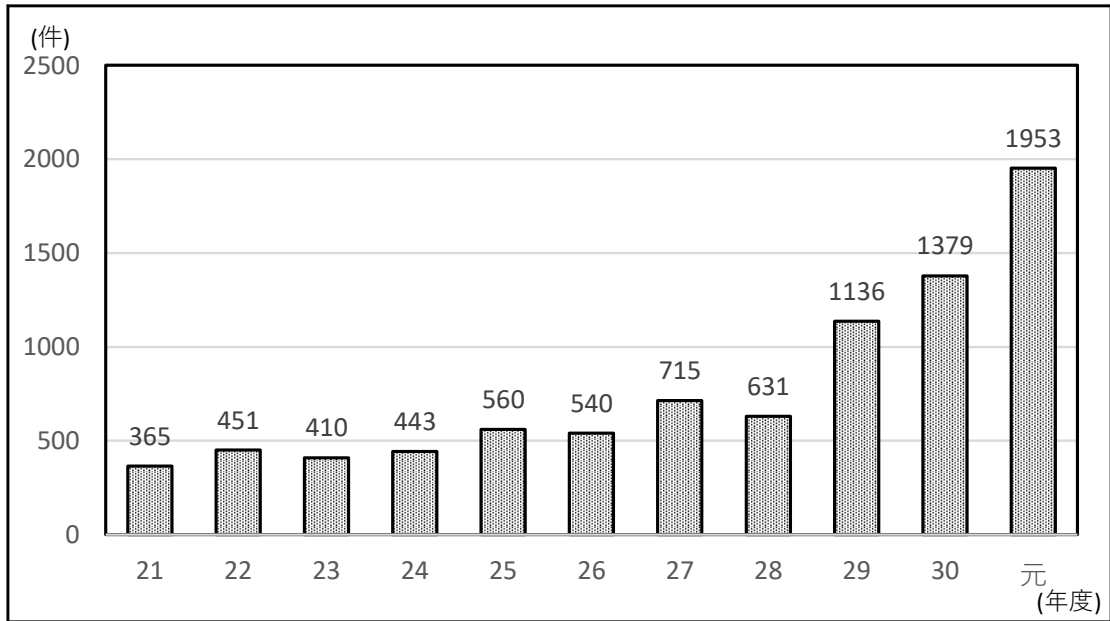


資料：県障がい福祉課調べ(各年度末数値。平成24年度は平成24年10月～平成25年3月。)

(3) 子育て、子ども

ア 県内の児童虐待の相談対応件数の推移

- 県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、令和元年度に過去最多となりました。



資料：県子ども家庭課調べ

イ ひとり親世帯数の年次推移（推計値：全国）

- 全国のひとり親世帯の数（推計値）は、平成10年以降平成23年までは増加傾向にありましたが、平成28年の調査では減少しており、平成28年には約141万9千世帯と、18年間で約27%増加しています。

このうち母子世帯の数は、平成10年の約95万5千世帯から、平成28年には123万2千世帯と、約29%増加しています。

単位：万世帯

調査年	母子世帯数	父子世帯数	ひとり親世帯数計
平成10年	95.5	16.3	111.8
15年	122.5	17.4	139.9
18年	115.1	24.1	139.2
23年	123.8	22.3	146.1
28年	123.2	18.7	141.9

資料：全国ひとり親世帯等（母子世帯等）調査

ウ ひとり親世帯数の年次推移（推計値：宮崎県）

○ 本県のひとり親世帯の数（推計値）は、平成9年以降平成24年までは増加傾向にありましたが、平成29年の調査では減少していますが、平成29年には17,157世帯と、20年間で約17%増加しています。

このうち、母子世帯の数は、平成9年の12,270世帯から、平成29年には15,686世帯と、約28%増加しています。

調査年	総世帯数	母子世帯		父子世帯		ひとり親世帯 計	
		世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)
平成9年	430,989	12,270	2.85	2,385	0.55	14,655	3.40
14年	448,142	14,102	3.15	2,573	0.57	16,675	3.72
19年	459,690	15,294	3.33	2,621	0.57	17,915	3.90
24年	467,415	15,675	3.35	1,645	0.35	17,320	3.71
29年	467,223	15,686	3.36	1,471	0.31	17,157	3.67

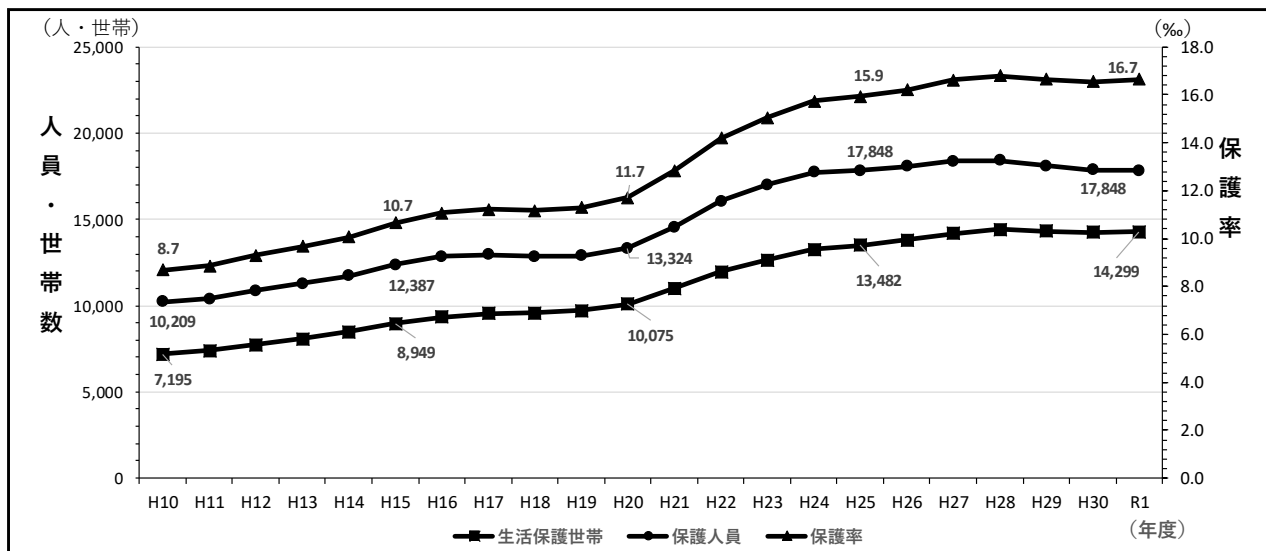
※出現率は、総世帯数に占める割合。総世帯数は「宮崎県の推計人口と世帯数」による。

資料：宮崎県 ひとり親世帯生活実態調査

(4) 生活困窮者

ア 県内の生活保護世帯数、保護人員数及び保護率^{*1}の推移

○ 平成10年度以降、平成28年まで一貫して増加。特に平成20年度のリーマンショック以降は顕著に増加しています。

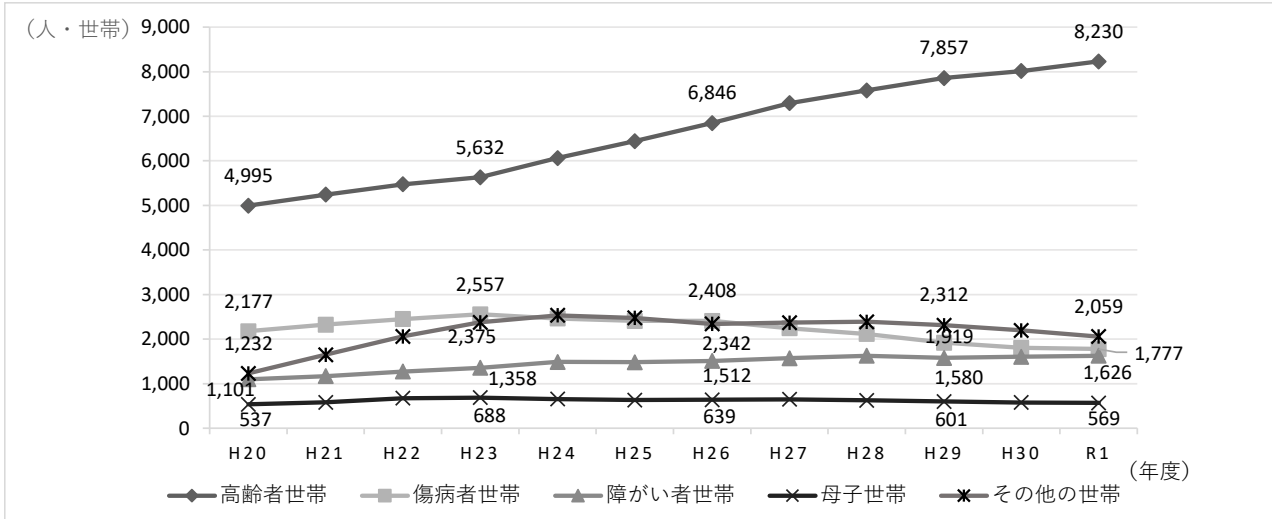


資料：県福祉保健課調べ(各年度平均)

*1 保護率：人口千人当たりの保護人員数（‰；パーミル）

イ 県内の生活保護受給世帯区分の推移

○ 令和元年度の生活保護受給世帯の約57%は高齢者世帯となっており、団塊世代の高齢化などにより、平成20年度より約65%増加しています。



資料：県福祉保健課調べ(各年度平均) 注：保護停止中の世帯を除くため、「ア」のグラフの生活保護世帯数とは一致しない

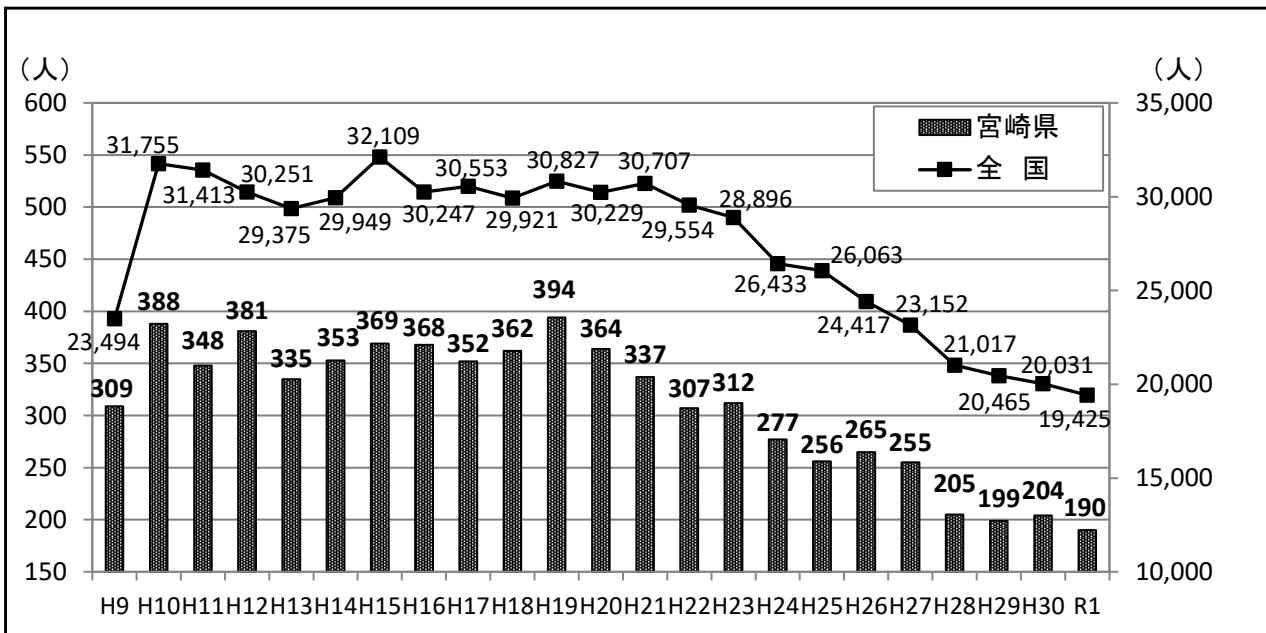
※ 傷病者世帯：世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯

※ 障がい者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、心身上の障がいのため働けない者である世帯

(5) 自殺

ア 自殺者数の推移

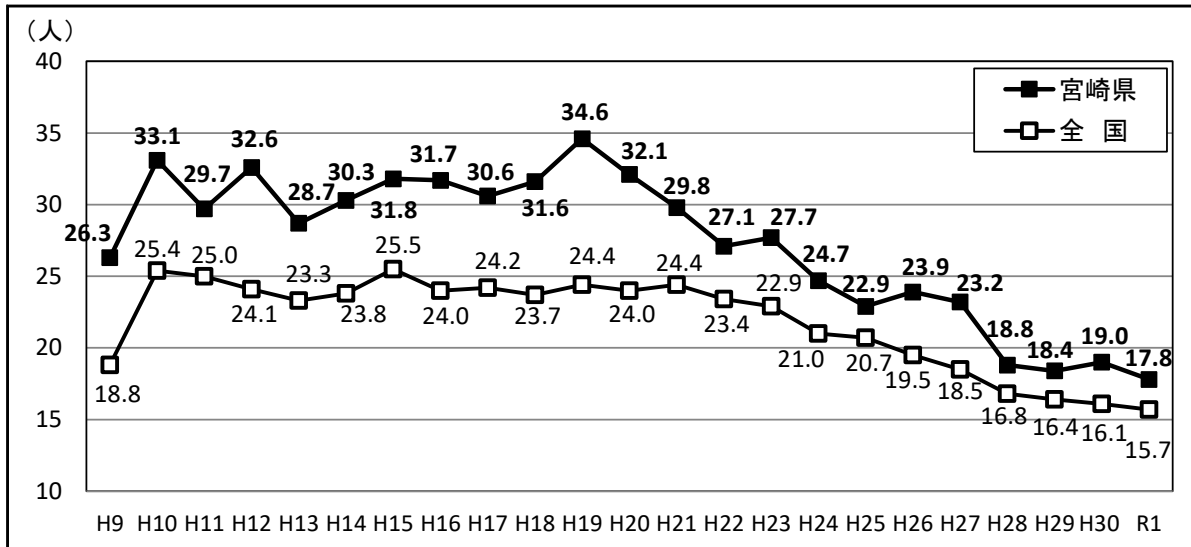
○ 本県の自殺者数は、全国と同じく減少傾向にあり、令和元年は190人と、ピーク時の平成19年から約52%減少しています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

イ 自殺死亡率^{*1}の推移

○ 本県の自殺死亡率は、低下傾向にあるものの、全国を一貫して上回っており、令和元年は17.8人となっています。



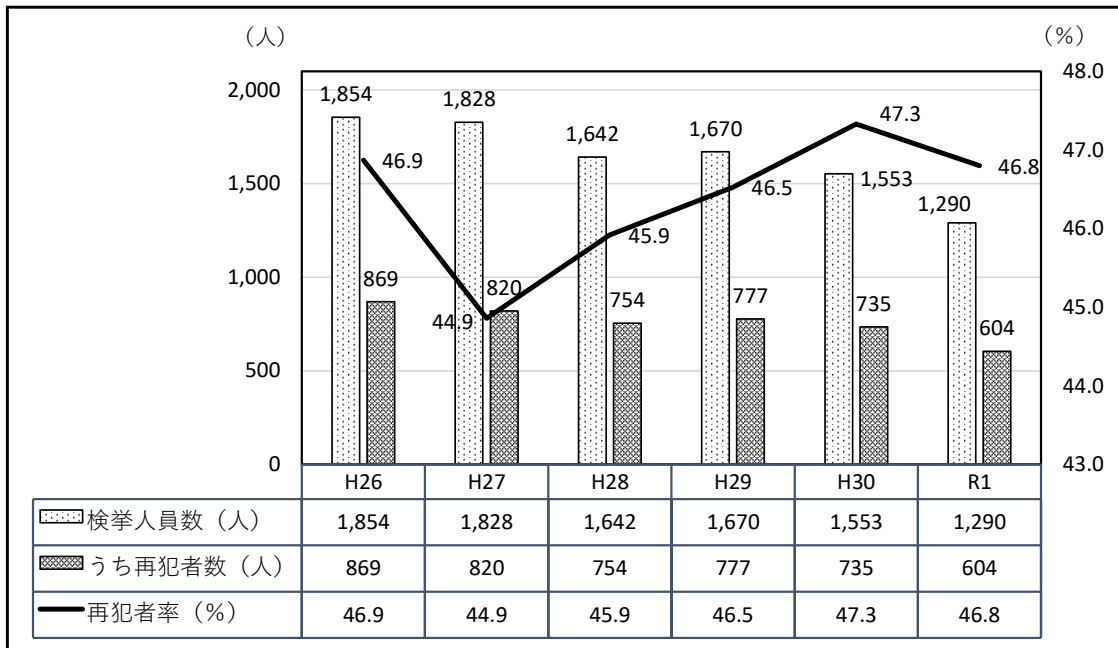
資料：厚生労働省「人口動態統計」

3 新たな社会的課題の顕在化

(1) 犯罪をした者

ア 刑法犯検挙者中の再犯者の推移

○ 検挙人数は減少傾向にあるものの、再犯者の占める割合は40%台と高い割合で推移しています。



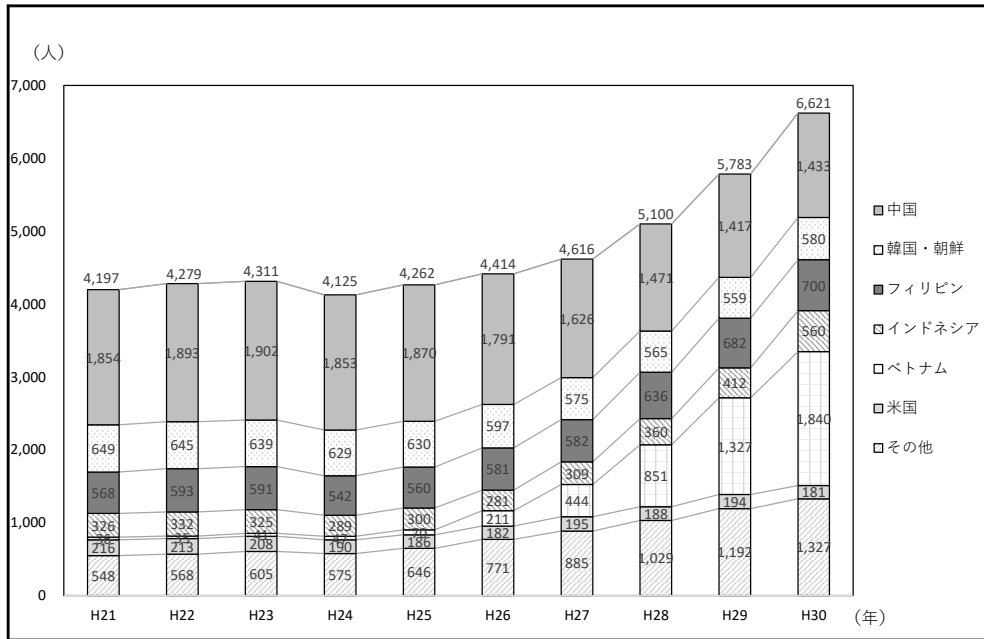
情報提供元：宮崎県警察本部

*1 自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数

(2) 外国人

ア 国籍別外国人数の過去10年間の推移（上位5か国）

○ 平成30年12月末現在の本県における外国人数は、前年比14.5%（838人）増の6,621人となっています。法務省入国管理局によると、全国の外国人数は、前年比6.6%（16万9,245人）増の273万1,093人であり、総人口に占める比率は2.16%となっており、本県は全国で41位となっています。



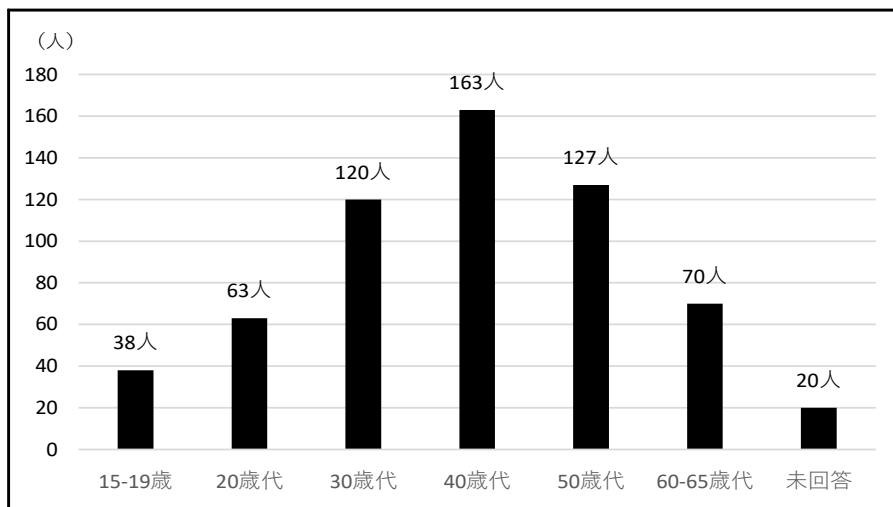
資料：平成20～30年：法務省「在留外国人統計」

（平成23年までは外国人登録者数、平成24年からは中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数）

(3) ひきこもり

ア 年代別状況

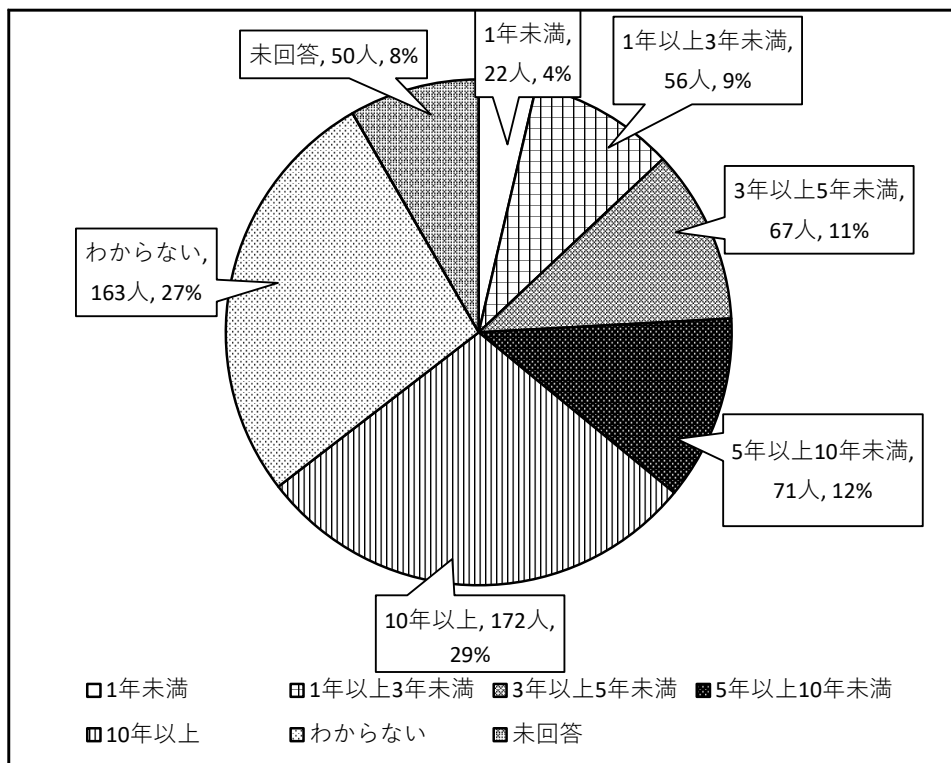
○ 年代別では、40歳代が163人と最も多く、次に50歳代が127人となっています。中高年層（40歳から65歳）が360人（59.9%）と若年層（15歳から39歳）の221人（36.8%）を上回っています。



資料：県障がい福祉課調べ（平成30年7月1日現在、県内の民生委員・児童委員に対するアンケート調査）

イ 該当者のひきこもり等の状態にある期間

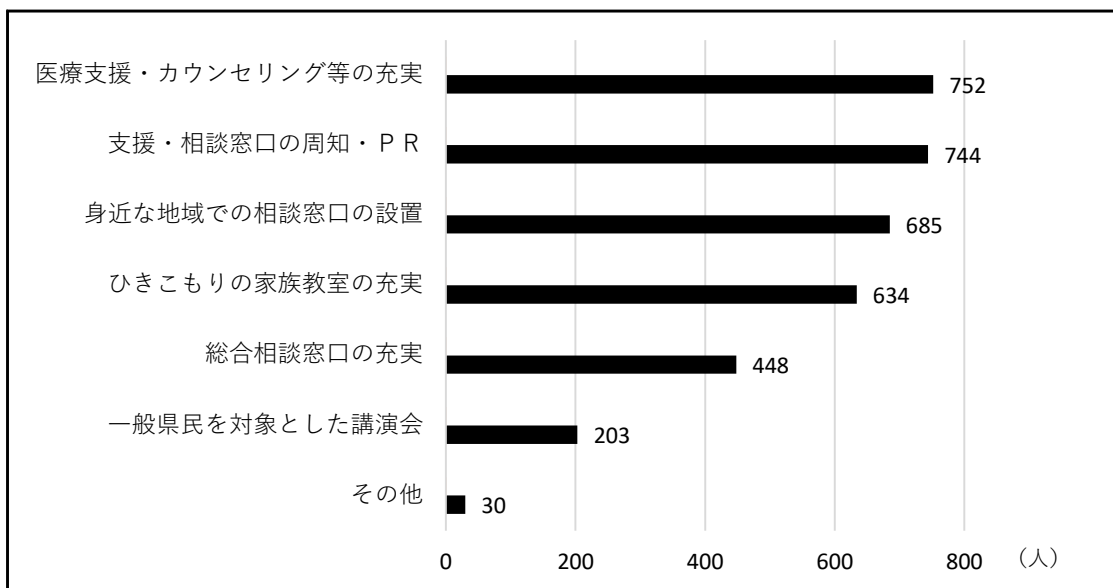
○ 「10年以上」ひきこもり等の状態にある方が、172人（約29％）で最も多く、次に「5年以上10年未満」が71人（約12％）となっています。



県障がい福祉課調べ（平成30年7月1日現在、県内の民生委員・児童委員に対するアンケート調査）

ウ ひきこもり等の状態にある方への支援策として必要なもの

○ 「医療支援・カウンセリング等の充実」が752人（21.5％）と最も多く、次に「支援・相談窓口の周知・PR」が744人（21.3％）、「身近な地域での相談窓口の設置」が685人（19.6％）となっています。



資料：県障がい福祉課調べ（平成30年7月1日現在、県内の民生委員・児童委員に対するアンケート調査）

(4) 災害時要配慮者

- 近年の災害においては、高齢者や障がい者、子ども等の地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これら災害時要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題となっています。

(5) その他

- いわゆる見守りの協定を結んだ民間事業者が、日常の業務の範囲で訪問先に何らかの「異変」を察知した場合に、警察署や消防署、市町村窓口等関係機関に繋いだ事例をみると、自宅内で倒れているところや体調が悪いところを発見したケースが全体の36%を占めており、死亡していたケースも18.8%ありました。

みやざき地域見守り応援隊から報告された事例（平成26年2月～令和元年3月）

内 容	件数	%
自宅内で倒れているところを発見したケース	62	36.0
（うち死亡していたケース）	(23)	(18.8)
体調が悪いところを発見したケース	50	29.1
認知症又は認知症の疑い等から、対象者の安全確保等を行ったケース	18	10.5
悪質商法の疑いがあるケース	5	2.9
生活困窮の疑いがあるケース	1	1
その他のケース（スズメバチの巣、悩み相談等）	36	20.9
計	172	100.0

4 住民同士のつながりや支え合いの意識

本県の地域福祉についての県民の意識や現状について調査するため、「宮崎県における『地域共生社会の実現』に向けた県民意識調査」を実施しました。

調査結果を、人口密度の高い市町村（都市部）、人口密度の中程度の市町村（中間部）、人口密度の低い市町村（過疎地域）に分類し、分析しました。

○調査の方法

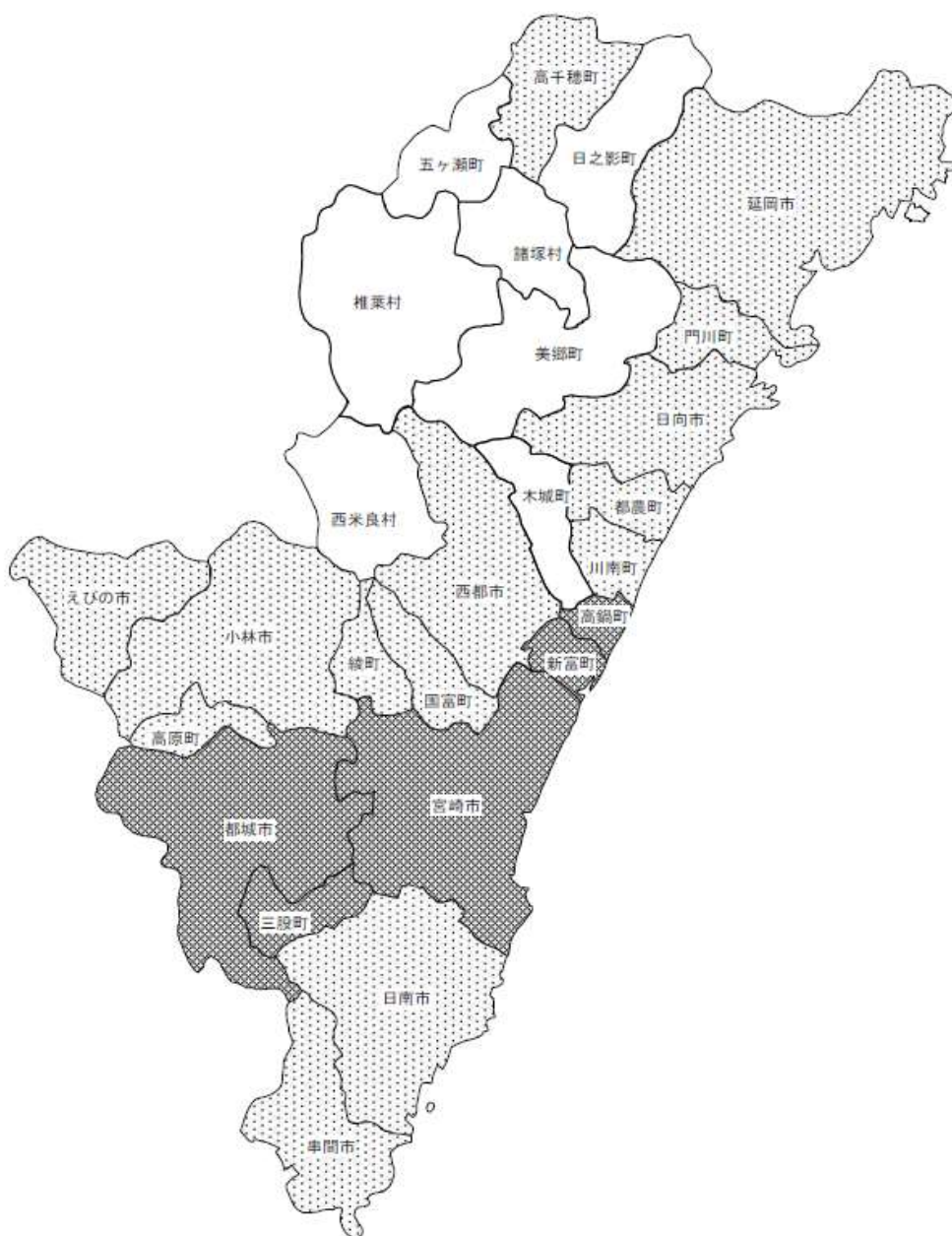
調査地域：県内全市町村

調査対象：一般県民（回収数1,024）

調査期間：令和元年12月中旬～下旬

調査方法：インターネット調査

分類	人口密度	市町村数
都市部	200人以上	5
中間部	50人以上～200人未満	14
過疎地域	50人未満	7

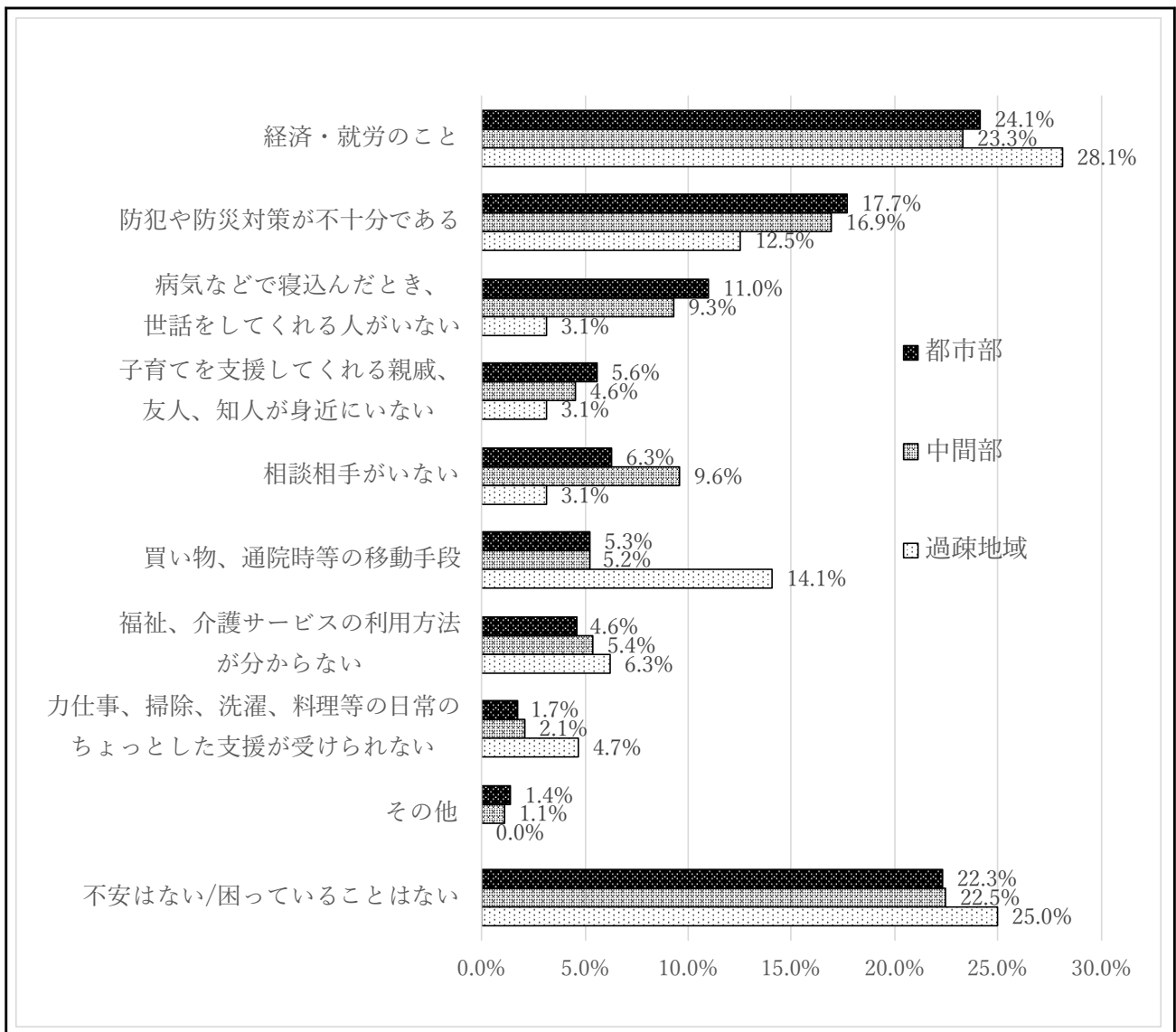


1) 日常生活で困っていること、不安なこと。

全体として、「経済・就労のこと」の割合が最も高くなっています。

また、過疎地域では、特に「買い物、通院時等の移動手段」が14.1%と、他の地域よりも高くなっています。

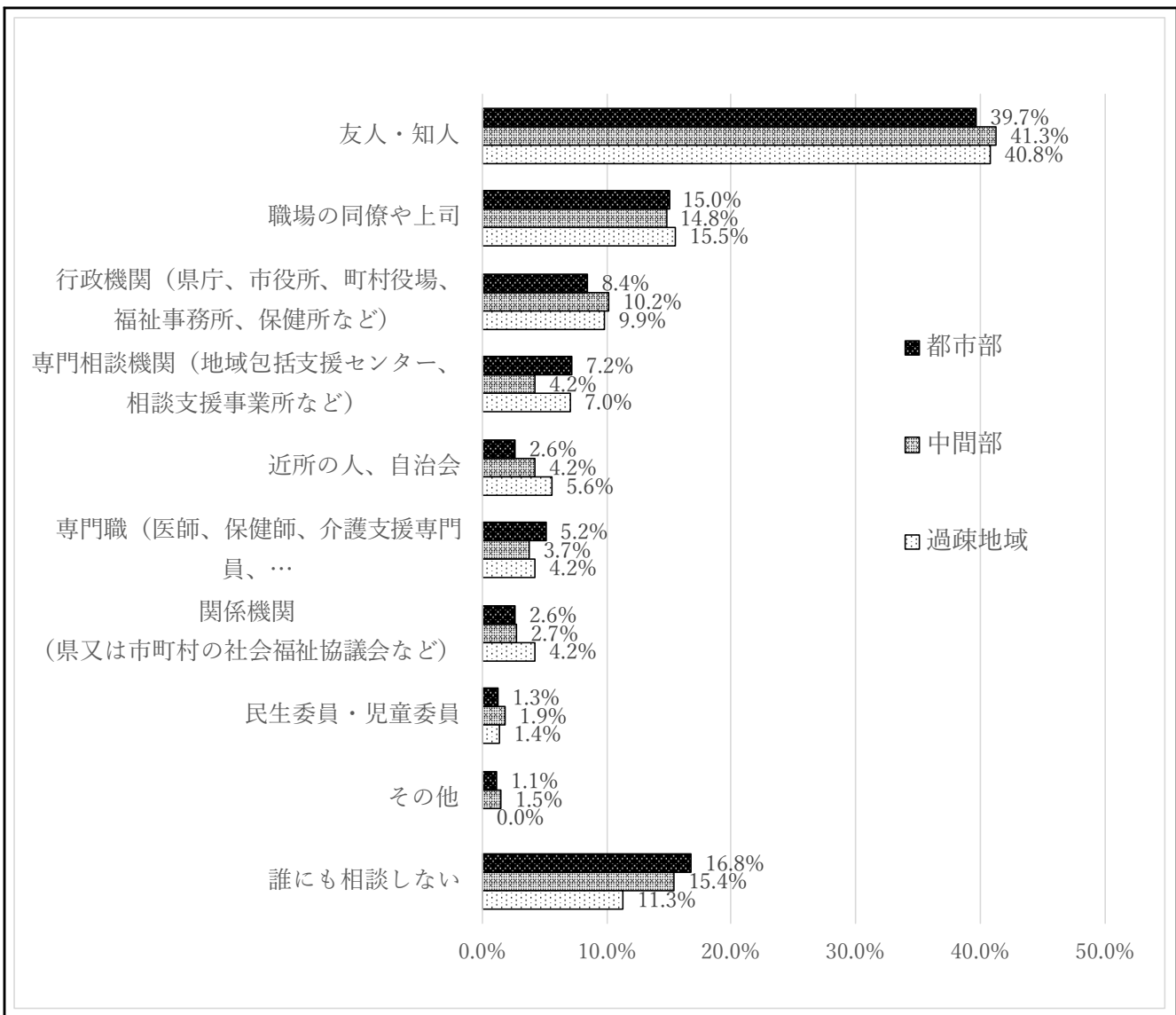
一方で、都市部、中間部では、「病気などで寝込んだとき、世話をしてくれる人がいない」「子育てを支援してくれる親戚、友人、知人が身近にいない」「相談相手がない」の割合が、過疎地域よりも高くなっており、身の周りの人とのつながりが希薄であることが分かります。



2) 心配ごとや困りごとがあった場合に、家族や親族以外に主にどのようなところに相談しようと思うか。

全体として、「友人・知人」の割合が最も高くなっています。また、選択肢のうち「友人・知人」や「職場の同僚や上司」を選んだ割合を合わせると、全体の半分を超えています。心配ごとや困りごとがあった場合、行政機関や専門相談機関よりも、まずは身近な所にいる人に相談しようとする傾向があることが分かります。

また、「誰にも相談しない」と回答した割合は1割以上でした。



3) 民生委員・児童委員、専門相談機関、行政機関、関係機関、専門職（以下、行政機関等という。）に相談しようと思わない理由。

※専門相談機関（地域包括支援センター、相談支援事業所）

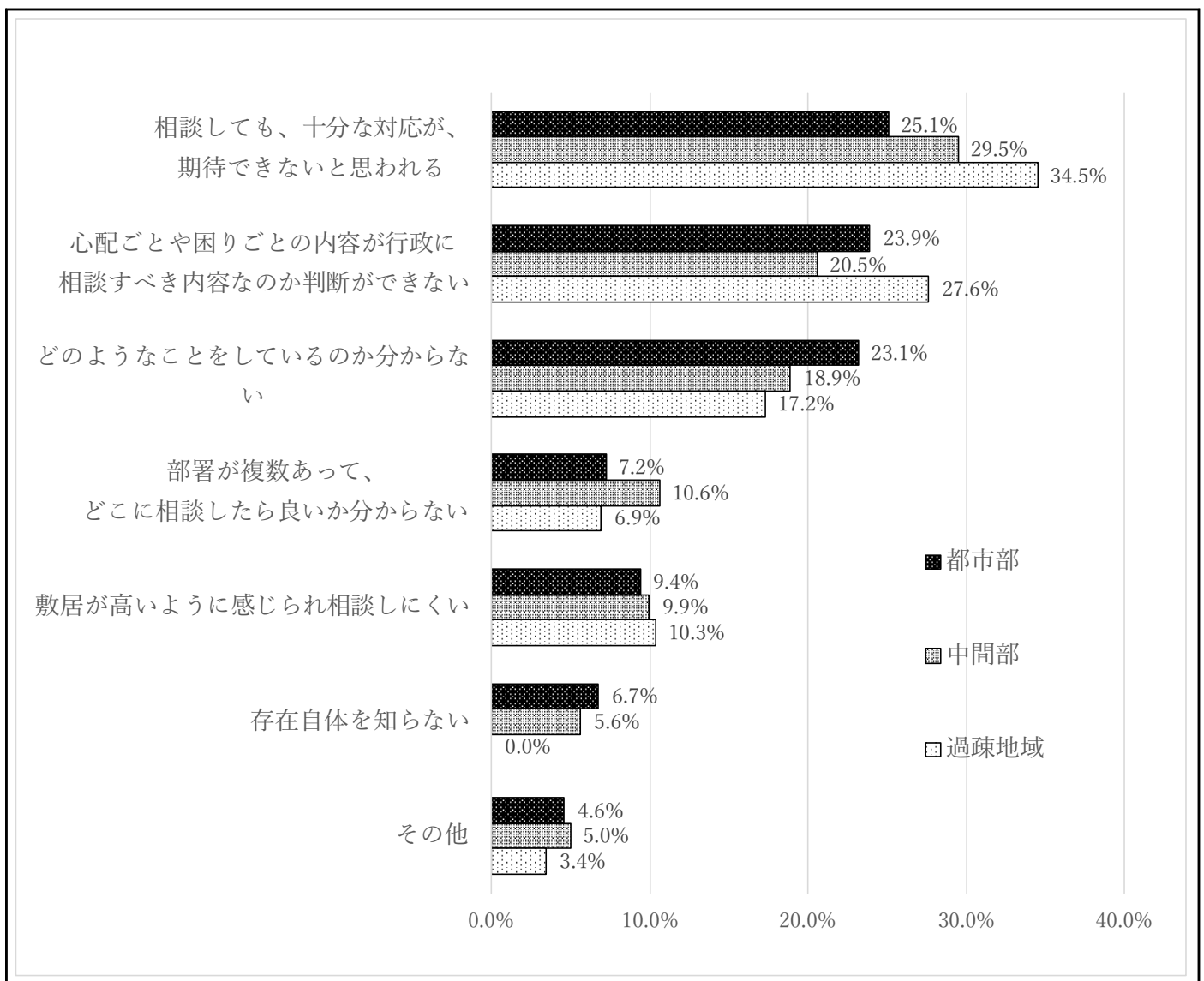
行政機関（県庁、市役所、町村役場、福祉事務所、保健所）

関係機関（県又は市町村の社会福祉協議会など）

専門職（医師、保健師、介護支援専門員、ホームヘルパーなど）

2) において、「行政機関等」を選択しなかった人が、その理由として考える理由は、「相談しても、十分な対応が期待できないと思われる」が最も高くなり、人口密度が低くなるにつれ、割合が高くなっています。

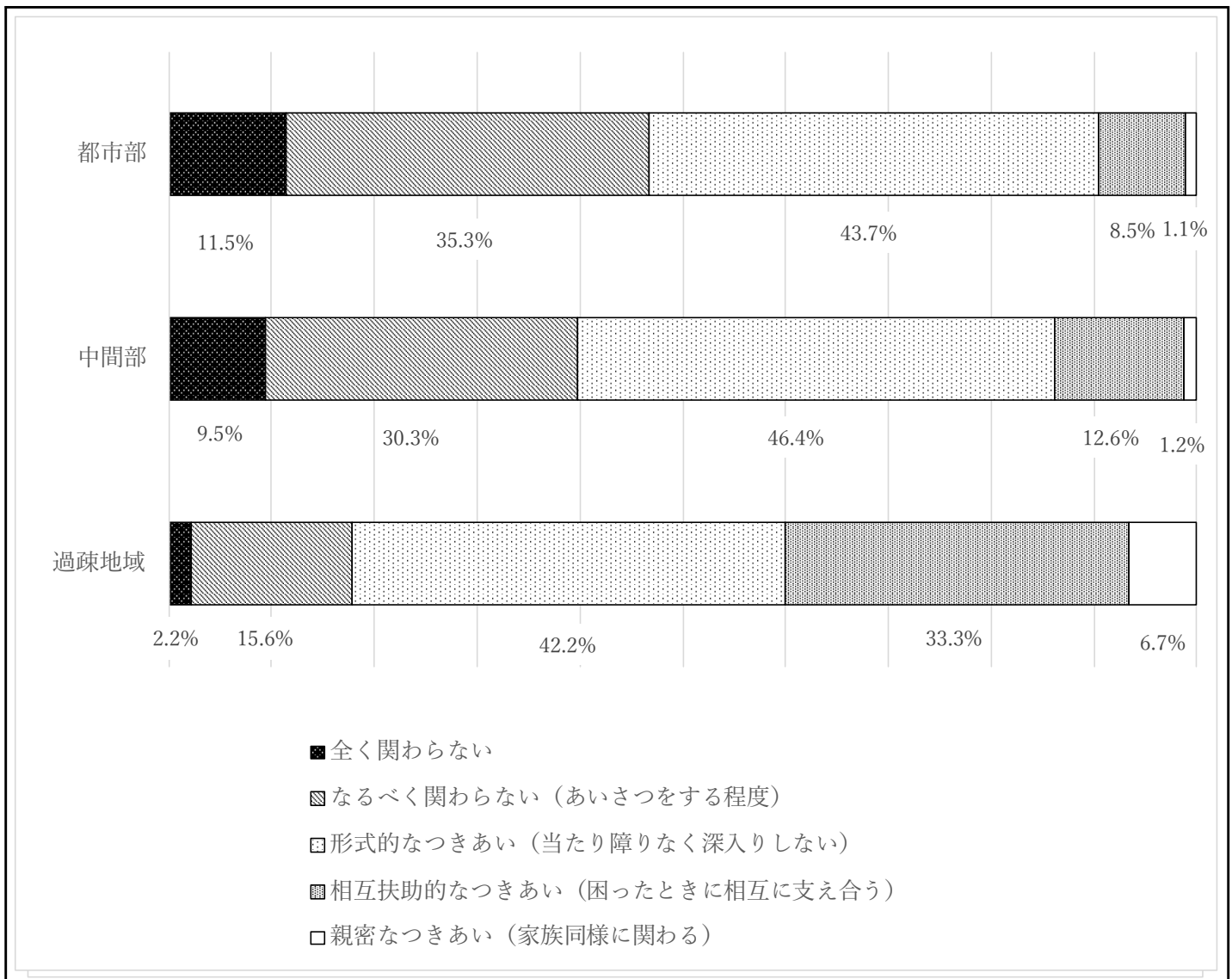
また、「心配ごとや困りごとの内容が行政に相談すべき内容なのか判断できない」「どのようなことをしているのか分からない」の割合も高く、行政機関等の相談の受付内容や相談方法について、理解が進んでいないことが伺えます。



4) お住まいの地域の住民と、実際どのような形で関わっているか。

全体として、「なるべく関わらない（あいさつをする程度）」「形式的なつきあい（当たり障りなく深入りしない）」の割合が高くなっています。

一方で過疎地域においては、「相互扶助的なつきあい（困ったときに相互に支え合う）」「親密なつきあい（家族同様に関わる）」の割合が合わせて40%と、他の地域よりも高く、地域住民同士の関わり合いが強い傾向にあります。

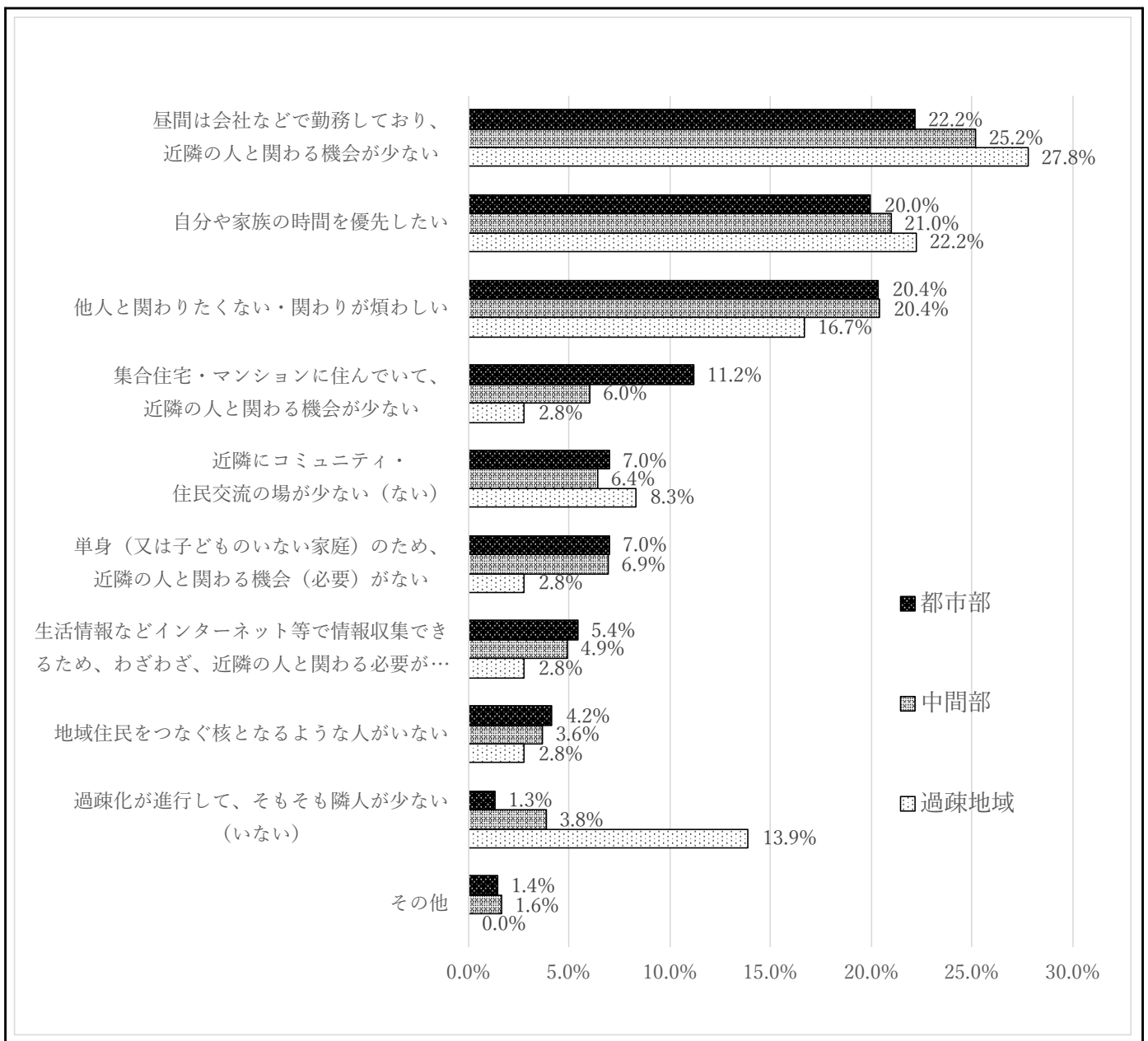


5) 4) の選択肢を回答した理由。

全体として、「昼間は会社などで勤務しており、近隣の人と関わる機会が少ない」の割合が最も高くなり、人口密度が低くなるにつれ、割合が高くなっています。

また、「自分や家族の時間を優先したい」「他人と関わりたくない・関わりが煩わしい」の割合は、いずれの地域も約40%を占めています。

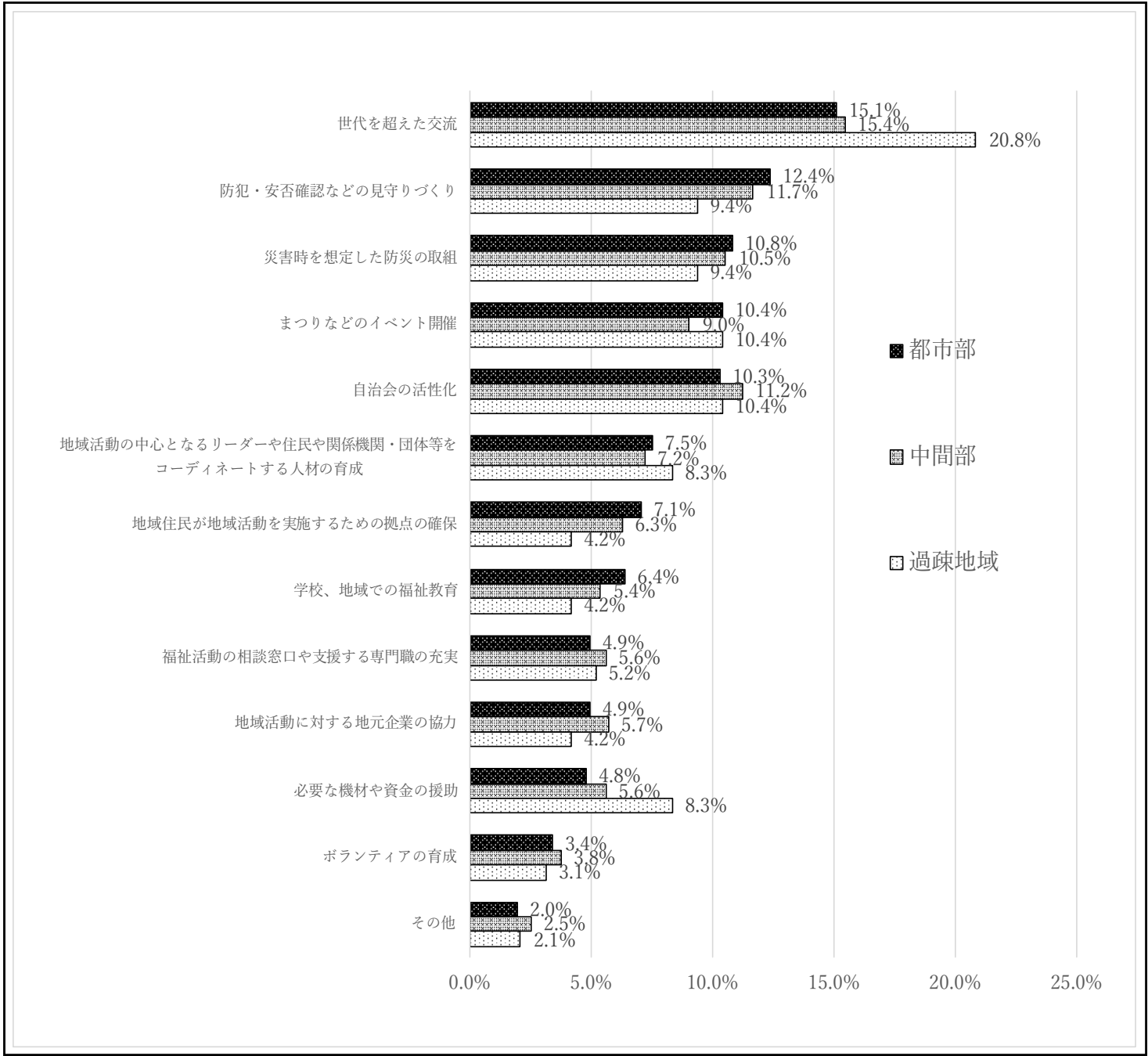
また、都市部では「集合住宅・マンションに住んでいて、近隣の人と関わる機会が少ない」の割合が高く、一方で、過疎地域では「そもそも隣人が少ない(いない)」の割合が高くなっており、それぞれ都市部や過疎地域での環境的な要因が現れています。



6) 今後、地域の住民同士のつながりや支え合いを強くするためにはどのようなことが必要だと思うか。

全体として、「世代を超えた交流」の割合が高くなっており、特に過疎地域では20%を超えています。次いで、「防犯・安否確認などの見守りづくり」「災害時を想定した防災の取組」の割合が高くなっており、防犯・防災対策が、地域の住民同士のつながりや支え合いを強くするために、重要視されていることが分かります。

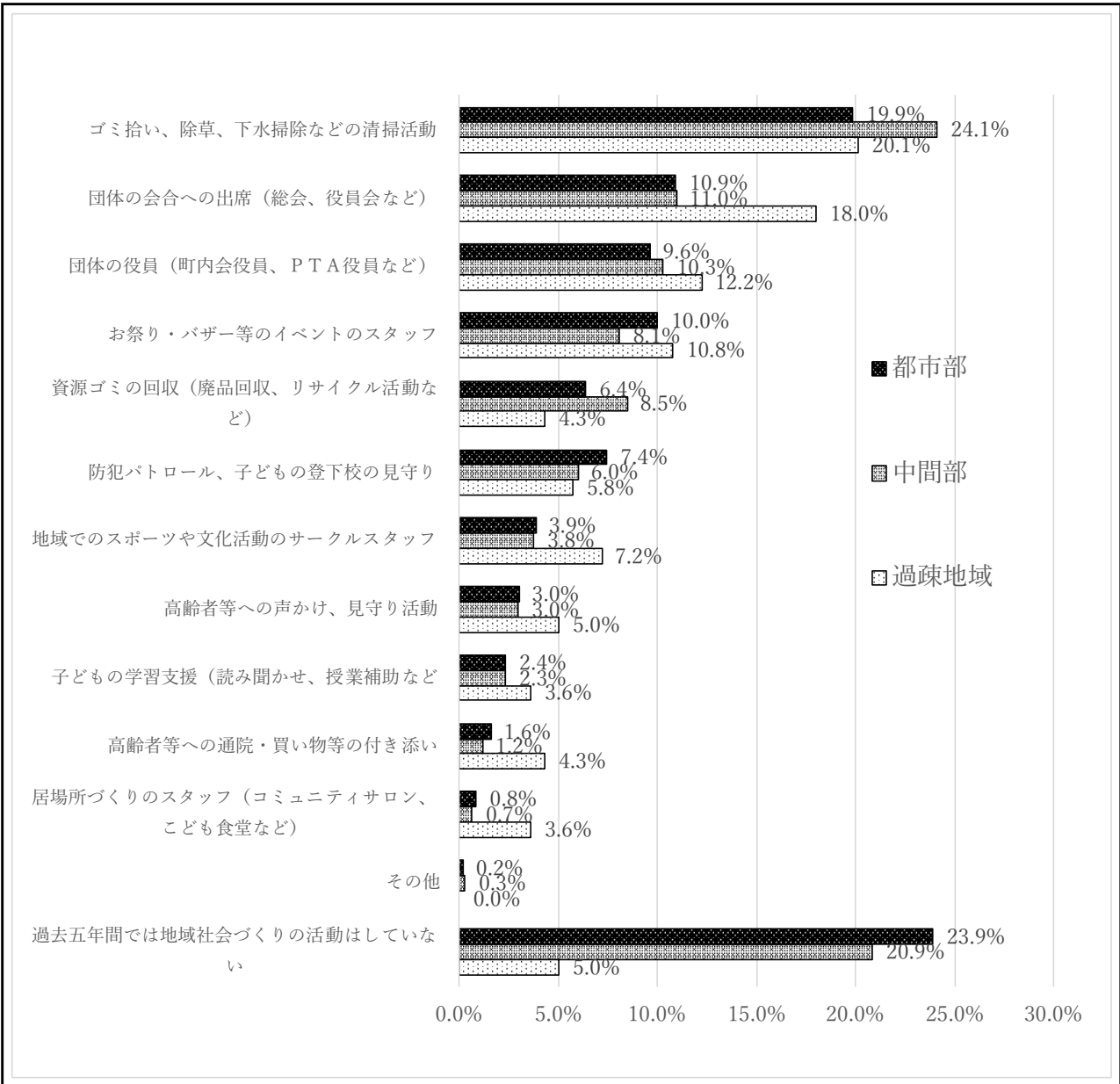
また、過疎地域では、「必要な機材や資金の援助」の割合が、他の地域よりも高くなっています。



7) 過去5年間程度で、まちづくりや助け合いなどの活動（地域社会づくり）をしたことがあるか。

全体として、「ゴミ拾い、除草、下水掃除などの清掃活動」の割合が、最も高く、特に中間部では約25%と、他の地域よりも高くなっています。

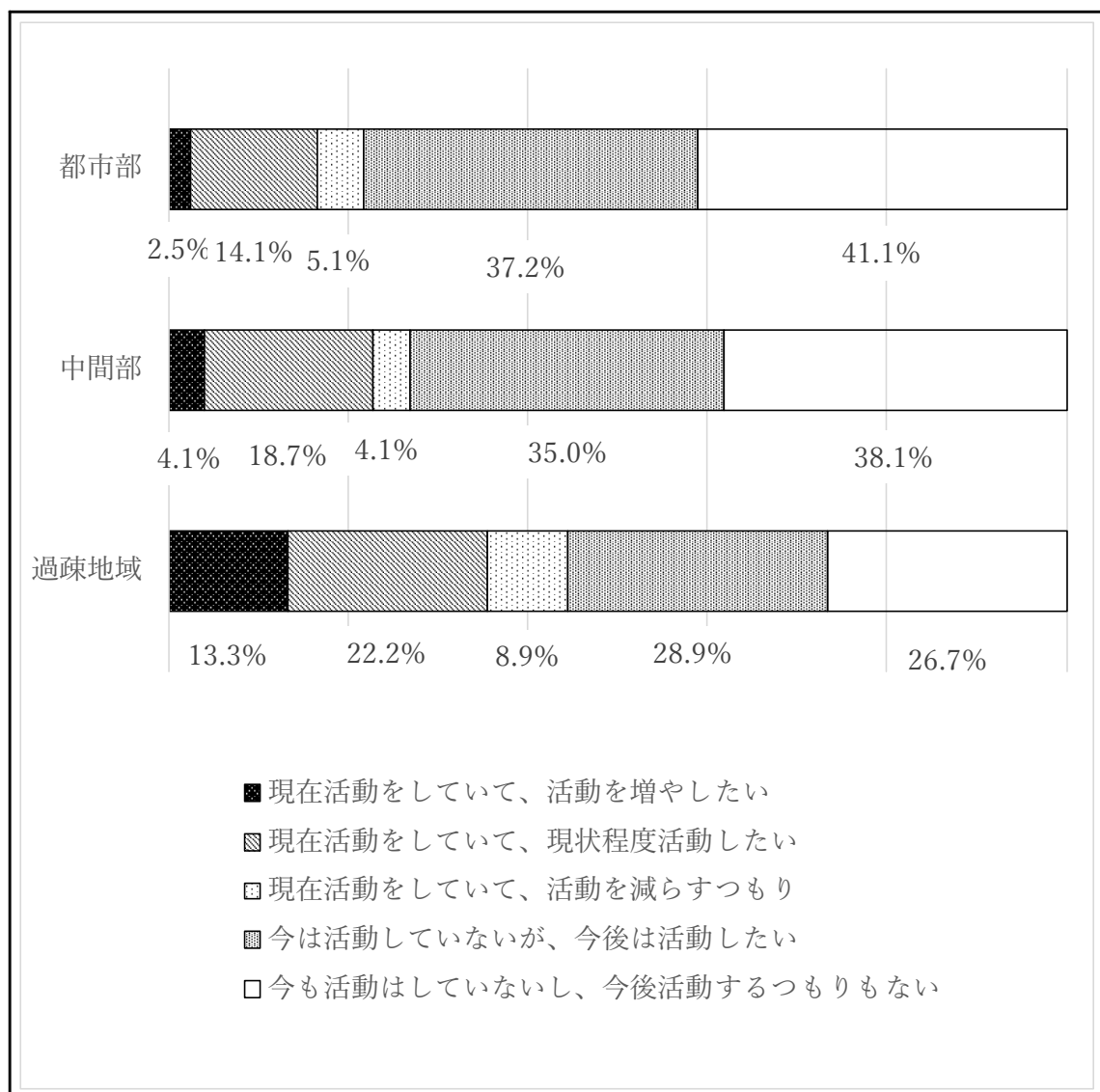
一方で、都市部、中間部では、「地域社会づくりの活動はしていない」の割合が高くなっています。



8) 今後の地域社会づくりの活動について、今後活動をしていきたい、あるいは活動の時間を増やしたいと思いませんか。

「今は活動していない」人について、都市部及び中間部では「今後活動するつもりもない」の割合の方が高くなっているのに対し、過疎地域では、「今は活動していないが、今後は活動したい」の割合の方が高くなっています。

一方で、「現在活動している」人について、「現在活動していて、活動を増やしたい」の割合は、都市部、中間部では5%未満であるのに対し、過疎地域では10%を超えています。

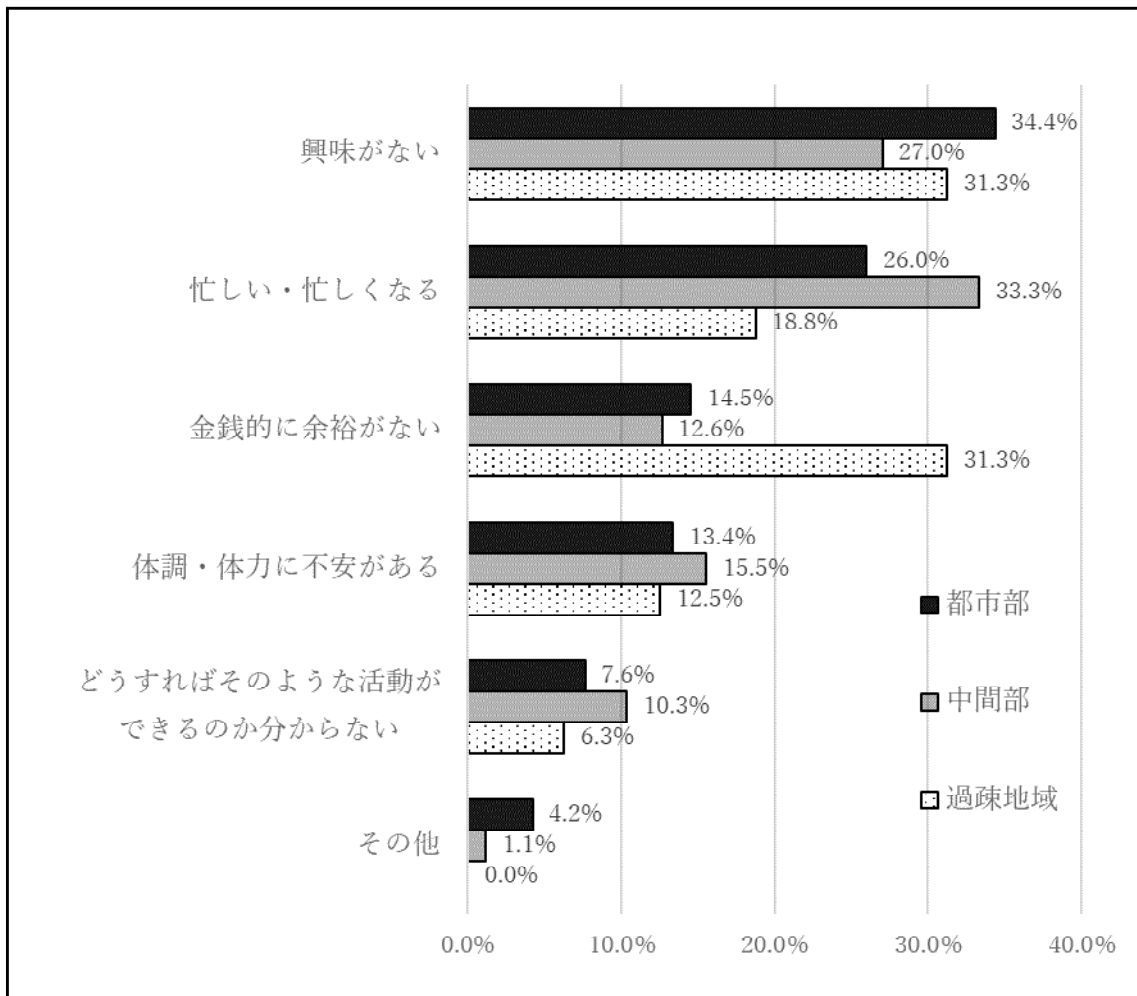


9) 8) の選択肢を回答した理由。

全体として、「興味がない」の割合が高くなっています。

また、都市部、中間部では「忙しい・忙しくなる」の割合が高くなっています。一方で、過疎地域では、「金銭的に余裕がない」の割合が、他の地域よりも高くなっています。

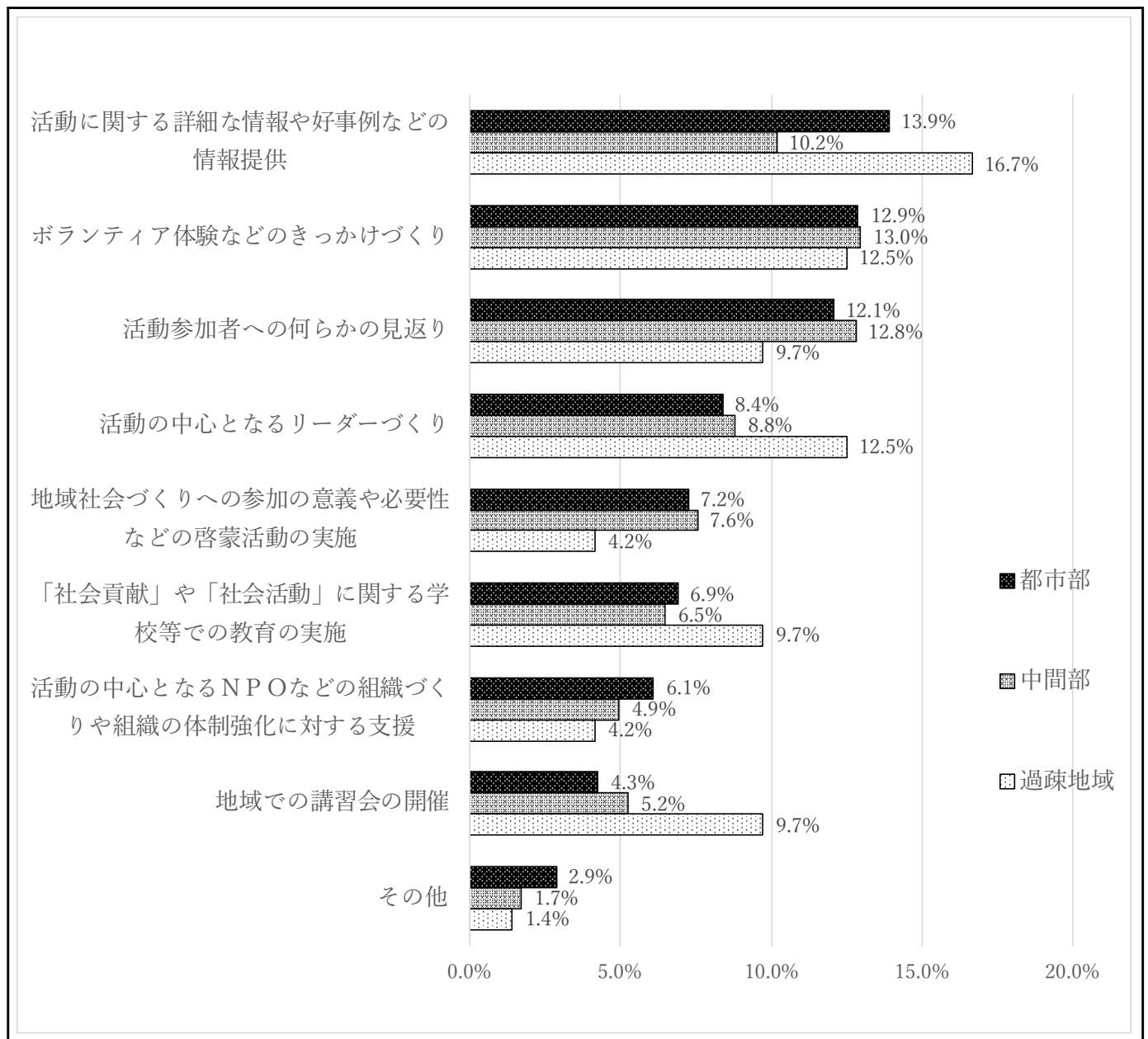
地域社会づくりの活動を活性化するためには、現在活動していない方たちに対して、地域社会づくりの活動に興味を持ってもらえるような取組が必要だと考えられます。



10) 多くの人が地域社会づくりの活動に参加するにはどうしたらよいと思うか。

全体として、「活動に関する詳細な情報や好事例などの情報提供」「ボランティア体験などのきっかけづくり」の割合が高くなっています。

また、人口密度が低くなるにつれて「活動の中心となるリーダーづくり」の割合が高くなっています。



5 地域福祉関係者の対応状況や意識

地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備の在り方として、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する必要があります。

また、「断らない相談支援」において、属性にかかわらず、①地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能や②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能（多機関協働の中核の機能）、③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能（継続的につながる機能）の全てを有することが求められます。

そこで、日々、地域住民の地域生活課題に係る相談を受けている市町村社会福祉協議会や各福祉分野の相談機関の地域福祉関係者に対して、相談内容やその対応状況等を把握するための調査を実施しました。

○調査の方法

調査対象：県内の市町村社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、地域包括支援センター、指定一般（特定）相談支援事業者、地域子育て支援拠点施設、自立相談支援機関

調査期間：令和2年9月～10月

調査方法：電子申請システム

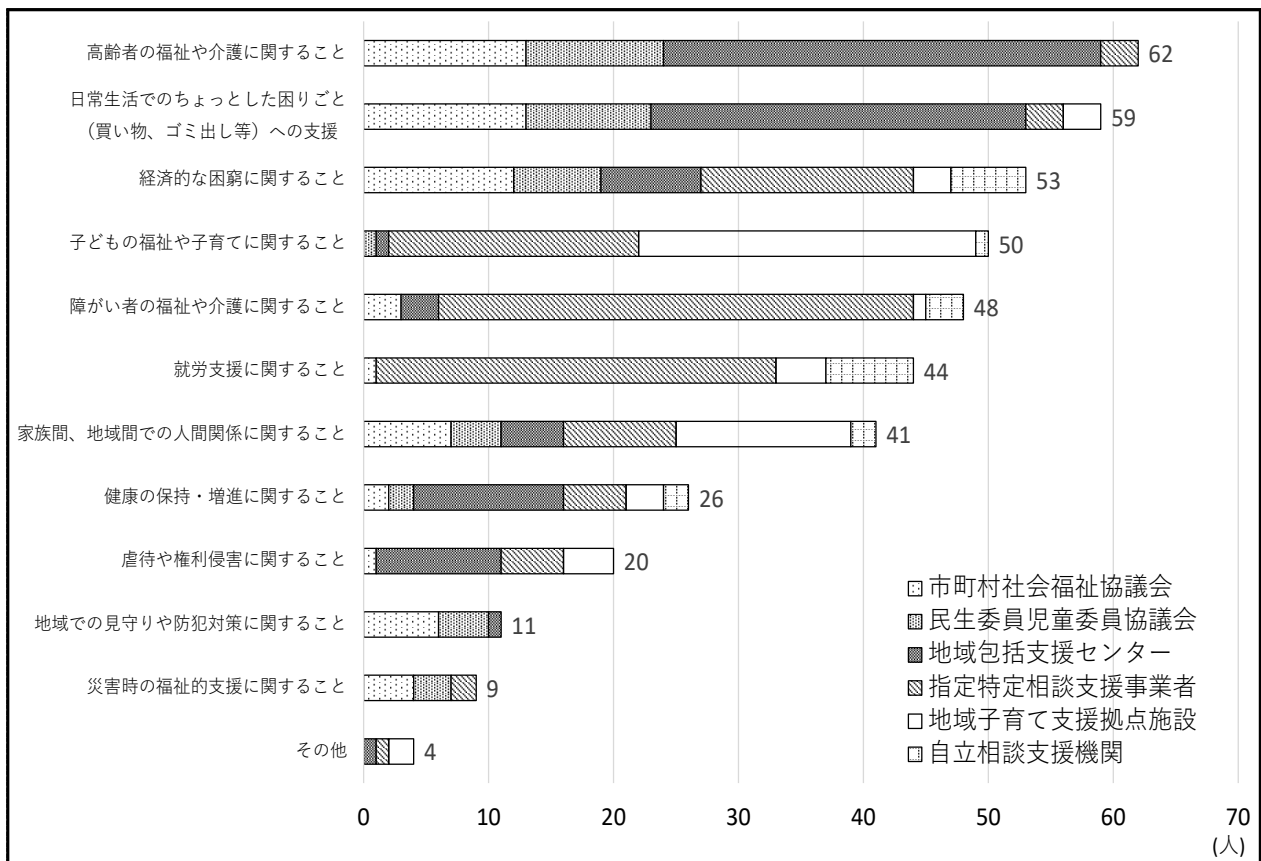
※回収数（154）

市町村社会福祉協議会	民生委員児童委員協議会	地域包括支援センター	指定特定（一般）相談支援事業者	地域子育て支援拠点施設	自立相談支援機関
21	14	36	46	27	10

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1) 住民からの地域生活課題に関する相談内容（3項目までの複数回答）

市町村社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会以外の各福祉分野の専門相談機関においても、地域住民から多岐にわたる相談を受けていることが分かります。



2) 単独の組織等では対応が困難な生活福祉課題の相談先について（自由記述）

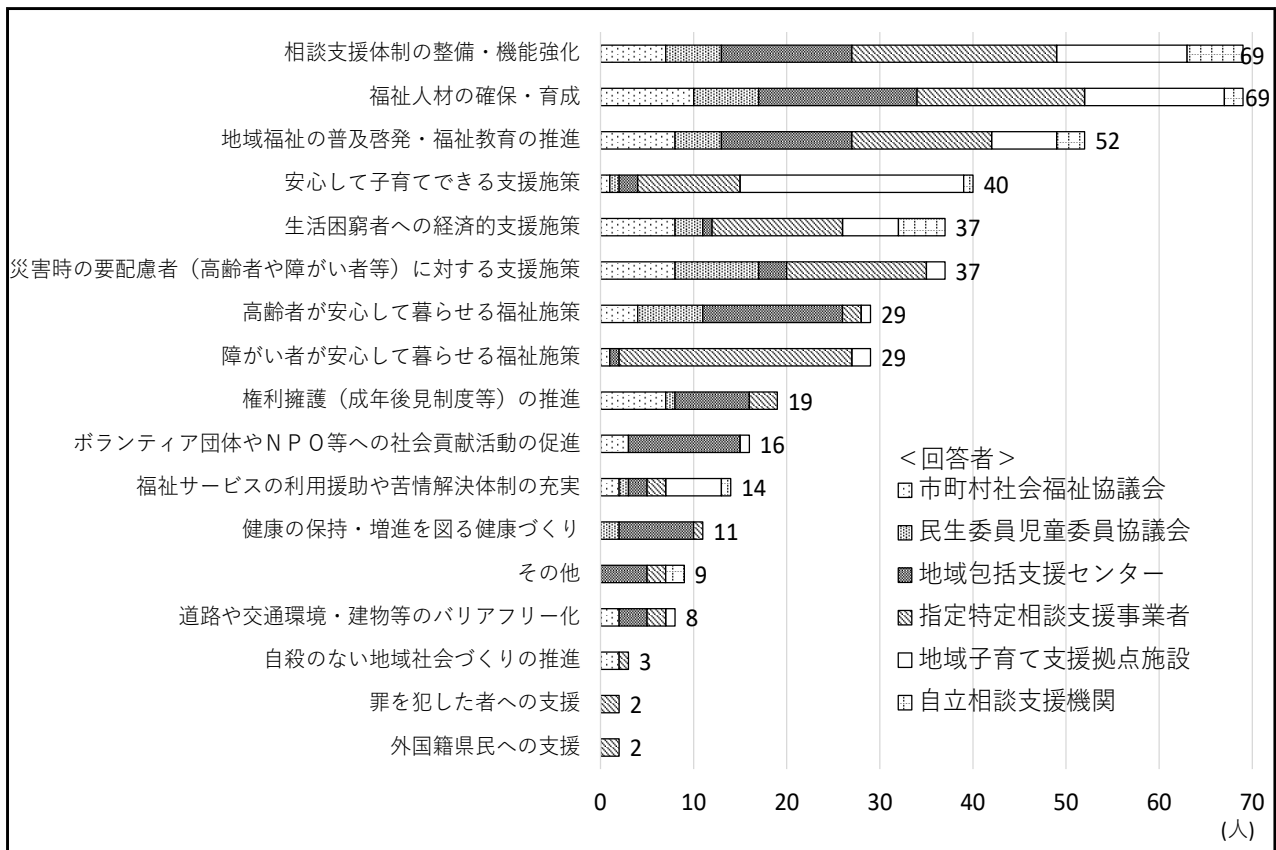
住民からの地域生活課題について、単独の相談機関等では対応が困難な場合、相談先としては、行政（市町村）が最も多く、次いで地域包括支援センター、市町村社会福祉協議会の順になっています。

また、相談する相手としては、民生委員・児童委員が最も多く、次いで自治会長であることが分かりました。

さらに、多様・複雑化する地域福祉課題の解決にあたり、福祉以外の医療、保健、商工、労働（雇用）、教育、まちづくり等の生活の基盤となる関係団体と連携・協働しながら取り組んでいることが分かりました。

3) 地域福祉を推進するために行政機関に求めること(3項目までの複数回答)

地域福祉を推進するために、特に行政機関が力を入れて取り組むべきだと思う施策としては、相談支援体制の整備・機能強化及び福祉人材の確保・育成に関することが最も多く、次いで地域福祉の普及啓発・福祉教育の推進となっています。



4) 3) で選択した施策の推進のために各組織・団体が協力できることや行政への要望

3) で選択した施策に対して、回答のあった主な内容は次のとおりです。

○ 市町村社会福祉協議会

協力できること	行政への要望
<ul style="list-style-type: none"> 福祉体験の場の提供 福祉教育の普及啓発 相談内容の情報共有 バリアフリー化のモニタリング 災害時における要配慮者の避難や見守り活動の手助け 	<ul style="list-style-type: none"> 行政と連携した地域課題の解決や福祉によるまちづくりの推進 制度の狭間の問題に対する相談支援機関の設置 要配慮者とその家族向けの避難施設の確保

○ 民生委員児童委員協議会

協力できること	行政への要望
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集やその情報のつなぎ ・ サロン活動を通じた高齢者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政と連携した地域課題の解決 ・ 個人情報の開示 ・ 避難行動要支援者の名簿の提供 ・ 災害時における要配慮者へのきめ細やかな支援

○ 地域包括支援センター

協力できること	行政への要望
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民が地域のことに関心を持つような情報発信 ・ 出前講座や研修への職員派遣 ・ 地域課題の抽出や集約、専門機関へのつなぎ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他人の困りごとを「我が事」として捉える意識の醸成 ・ 法人後見事業の立ち上げに関する支援制度創設 ・ 地域の特性に応じた多様な移動手段の整備

○ 指定特定（一般）相談支援事業者

協力できること	行政への要望
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい福祉に関する理解の促進及び普及啓発 ・ 情報提供や研修会の企画 ・ 災害時の避難場所としての施設の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活支援拠点の整備 ・ 総合相談窓口の設置（窓口の一本化）、コーディネーターの配置 ・ サービス提供事業や福祉人材の確保 ・ 災害時要配慮者への支援施策 ・ 基幹相談支援センターの広報

○ 地域子育て支援拠点施設

協力できること	行政への要望
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世代包括支援センターとの連携による、妊産婦の孤立化を防ぐための情報共有 ・ 育児に関する情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材の確保や資質向上のための研修 ・ 行政と連携した子育て支援事業 ・ 災害時要配慮者への支援施策

○ 自立相談支援機関

協力できること	行政への要望
<p>※ アンケートに協力いただいた相談機関からは特に意見はありませんでした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉人材不足の解消 ・ 行政内部の庁内連携 ・ 農福連携の推進等によるひきこもりがちの方でも就労しやすい環境作り ・ 相談窓口の設置やそのPR

また、県内全26市町村に対してアンケートを行い、単独の市町村では解決が難しい課題や第4期計画において充実・強化して欲しい取組事項、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備に係る県への要望等について調査を行いました。

地域福祉支援計画は、市町村の地域福祉計画の達成を支援するものであることから、今後とも市町村との連携強化を図りながら、計画の推進に努めます。

1) 複数の市町村による広域的な取組や県による支援が必要だと思われるもの

単独の市町村では解決が難しく、複数の市町村による広域的な取組や県による支援が必要だと思われるものとして、回答のあった主な内容は次のとおりです。

成年後見制度の利用促進や中核機関の設置	12自治体
福祉人材等の確保・資質向上	7自治体
地域生活支援拠点の整備	2自治体
虐待等への対応・支援	2自治体
生活困窮者への支援	2自治体
罪を犯した者への支援	2自治体
医療的ケアを必要とする者への支援	2自治体
障がい者・児に対するサービス事業所の確保	2自治体
移動手段の充実・確保	2自治体
災害時の支援体制の充実	2自治体

2) 第3期計画の取組のうち第4期計画で充実・強化して欲しい取組

第3期計画に掲げる取組のうち、第4期計画で充実・強化して欲しいと回答のあった主な取組は次のとおりです。

専門相談機関の機能強化	13自治体
市町村地域福祉計画の推進支援	11自治体
社会福祉事業従事者の確保と資質向上	10自治体
身近な相談体制の整備	10自治体
生活課題の早期発見・支援体制の充実	10自治体
生活困窮者の自立相談支援体制の整備	10自治体
災害時の支援体制の充実	10市町村

3) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に係る県への要望

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に向け、県に推進して欲しいと回答のあった主な内容は次のとおりです。

事例集やマニュアルの作成	7自治体
講演会や研修会、意見交換会の開催	5自治体
先進事例の情報提供	3自治体
技術的助言やアドバイザーの派遣	3自治体

6 本県の地域福祉における主な課題

地域福祉に関する各種統計や県民及び地域福祉関係者への調査結果の分析から見えてくる本県の地域福祉における主な課題は次のとおりです。

(1) 新たな社会的課題と地域のニーズへの対応

障がい者虐待や児童虐待等権利侵害の件数が増加傾向にあるとともに、雇用情勢等の影響により生活困窮、自殺などの課題が顕在化しています。また、再犯者の増加や、地域の中で共生する外国人の増加、ひきこもりの長期化など、新たな社会的課題に対する対応が求められています。

県民意識調査によると、心配ごとがあった場合に行政機関や専門相談機関に相談する人の割合は低く、その理由に「相談しても、十分な対応が期待できないと思われる」「行政に相談すべき内容なのか判断できない」が上位に挙げられています。このことから、生活課題や社会的課題が複雑に絡み合い、困りごとを抱え込む要因になっていることが推測されます。

(2) 福祉課題の複雑化・多様化や危機事象への対応

民生委員等の地域福祉関係者が現場で受けている相談内容を分析すると、日常生活でのちょっとした困りごとや人間関係の悩みから、公的サービスを必要とする介護、障がい、子育て等の専門的課題まで、多岐にわたる内容となっています。地域福祉関係者・機関が全ての課題を単独で解決することは困難であり、福祉・保健・医療などの関係機関の連携強化や地域包括ケアシステム等のネットワーク体制づくりが必要です。

また、頻発化、激甚化する自然災害や感染症など、前例のない危機事象にも協力して対応できるような地域住民間の関係づくりや関係機関の連携が必要です。

(3) 地域を支える担い手の育成と人材の確保

本県は今後も人口減少・少子高齢化が進むことが予測され、令和12年には97万7千人と100万人を割りこむとともに、高齢化率が36%を越えることが見込まれています。また、世帯構成の変化により、一世帯あたりの人員が減少する一方で、高齢者のみの世帯が増加、ひとり親世帯は高止まりで推移しています。

また、介護保険制度における要介護（要支援）認定者や障がい者（身体・知的・精神）手帳交付者数、生活保護制度における保護世帯及び人員も増加傾向にあり、公的サービスの対象者は増加しています。また、県民意識調査やアンケートでは、買い物、通院時の移動手段といった日常生活でのちょっとした困りごとが課題の上位に挙げられるなど、生活の維持そのものの支援も必要になっています。

人口減少・少子高齢化社会においては、世帯単位での「自助」や地域での「共助」が今後も弱体化することが懸念され、多様な主体による地域福祉の担い手の確保が求められています。また、人口そのものは減少する一方で、様々な理由により見守りを必要とする人たちは増加しており、地域における見守り体制のさらなる充実や福祉サービスを支える人材の確保が求められています。

第3章 基本理念及び基本目標

1 基本理念

ともに支え合い、自分らしく活躍できる 地域共生社会の実現

わが国は本格的な少子高齢・人口減少時代を迎えており、本県においては、全国平均よりも早く高齢化が進んでいる状況にあります。このような人口構造の変化等により、地域活動の維持が困難となることや、地域の活力の低下が懸念されています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の暮らしが大きく変化しています。

また、本県では、毎年台風等による風水害や霧島山の噴火による火山災害などが発生していますが、全国でも自然災害は激甚化しており、特に、高い確率で発生が懸念されている南海トラフ地震は、本県を含む西日本太平洋側を中心に甚大な被害を及ぼすと考えられています。

このような災害時にあつては、自力で避難することが困難な高齢者・乳幼児・障がい者などの、支援を必要とする方々への対応に配慮しつつ、自分の安全は自ら守るとともに、地域住民がお互いに支え合い、助け合うことが大変重要なものとなってきます。

私たちのふるさと宮崎は、明るく温暖な気候と美しい自然に恵まれ、神話の時代から「日向」と称されてきた土地として、本県のキャッチフレーズである「日本のひなた宮崎県」にも代表されるような人情味あふれる県民性で、秋月種茂や石井十次などの社会福祉の先駆者を生んだあたたかい福祉の心を育んできました。お互いに関わることを好まない人々が増えている現状にある今だからこそ、人情味あふれる県民性を生かし、一步を踏み出すこと、いい意味での「おせっかい」の気持ちを持つこと、人の温かさや思いやりに焦点を当てたビジョンを示すことが、本県ならではの地域共生社会の実現につながるはずです。

そのことは、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、助け合うことはもとより、市町村等の行政機関、市町村社会福祉協議会、医療・保健・福祉の各機関、NPOなど、多様な主体がそれぞれに力を発揮し、お互いの役割を補い支え合うことにつながるものと考えています。

県では、このような考えのもと、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が役割を持ち、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、年齢や性別、心身の障がいの有無、国籍等に関わりなく、県民誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしく安心して生きていくことができる地域をつくるという意味を込め、「ともに支え合い、自分らしく活躍できる 地域共生社会の実現」を本計画の基本理念とします。

2 基本目標

「ともに支え合い、自分らしく活躍できる 地域共生社会の実現」という基本理念の実現を図るため、次の3つの基本目標を掲げ、様々な取組によって、その実現を目指します。

なお、各施策を進めるにあたっては、新型コロナウイルス感染症が住民や地域福祉に与える影響や新たに生じた生活課題を十分に考慮に入れていきます。

(1) 地域共生社会の実現に向けた体制づくり

福祉サービスは、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者などの各分野で、また、在宅や施設サービスなど、多種・多様な形態で提供されていますが、福祉ニーズの多様化・複雑化から、単独の相談機関では十分に対応できない問題が生じています。

このような中、地域住民が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制が必要となっていることから、市町村がそれぞれの実情に応じて複合的な課題を抱えた方に対する包括的な支援体制の構築が重要なものとなっています。

包括的支援体制の構築にあたっては、市町村が主体となって、地域福祉の中核となる市町村社会福祉協議会、公的機関や民生委員等などの福祉、医療、保健、労働（雇用）、住宅、教育、交通、まちづくり等との様々な分野と連携して相談支援体制の充実を図られるよう、県及び県社会福祉協議会が緊密に連携するとともに、地域包括ケアの理念の普及や令和3年4月から施行される「重層的支援体制整備事業」の取組を支援します。

また、市町村が策定している市町村地域福祉計画の実践を支援することにより、住民が地域福祉活動に参加しやすくなるような地域づくりを図るとともに、地域での地道な取組や先駆的な取組など、地域福祉活動に取り組む人や組織を評価し、紹介していくことを通して、互いに支え合い、助け合う機運の醸成を図ります。

さらに、単独の市町村では解決が難しい課題を抱える方等への支援体制を複数の市町村と広域で連携して構築するとともに、都道府県圏域で推進していく施策の推進や、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への支援を行います。

(2) 地域共生社会を支える多様な担い手づくり

地域共生社会の実現のためには、それぞれの地域に住み、地域コミュニティを形成している地域の住民一人ひとりが地域の問題に関心を持ち、地域の運営に参画することが重要であり、これらの方々が主体的に地域福祉の担い手として地域づくりにかかわっていくことが必要です。

しかしながら、都市部における価値観の変化、中山間地域における人口減少が進む中で、

地域福祉の担い手の確保が困難になってきていることが大きな課題となっています。

このような中、地域福祉の担い手を確保するためには、民生委員・児童委員や市町村社会福祉協議会などの地域福祉関係者の従来からの担い手はもとより、自治会組織などの地域住民が中心となった地縁団体、地域の社会福祉法人や民間企業の職員、また、NPOやボランティアまで幅広く人材として捉え、地域福祉の担い手として地域に根差して活動し、地域課題に対応するための方策が必要となっています。

このため、啓発や福祉教育の推進、積極的な情報提供により、県民一人ひとりに対して地域福祉の担い手としての意識醸成を図るとともに、福祉サービス提供の中核となる社会福祉事業従事者等の確保と資質向上を図っていきます。

また、NPO法人やボランティア、民間企業による見守り活動、社会福祉法人の地域貢献など、地域福祉に関わる新たな人材確保策を推進するとともに、地域の公的な福祉機関からボランティア、地域住民までを連携し、調整することができるキーパーソンとなる地域福祉コーディネーターの資質向上を推進するなど、地域福祉の担い手確保を図っていきます。

(3) とともに支え合い、助け合う地域づくり

地域で互いに支え合い、助け合う機運を醸成すること、また、住民相互の豊かな人間関係を育むことは、生活困窮者や自殺の問題、高齢者や障がい者、子どもへの虐待、犯罪をした者や外国籍県民等への支援など、制度の狭間の問題や、複雑化・多様化し、複合的な支援を必要とする福祉課題の解決を図っていくために、とても重要なことです。

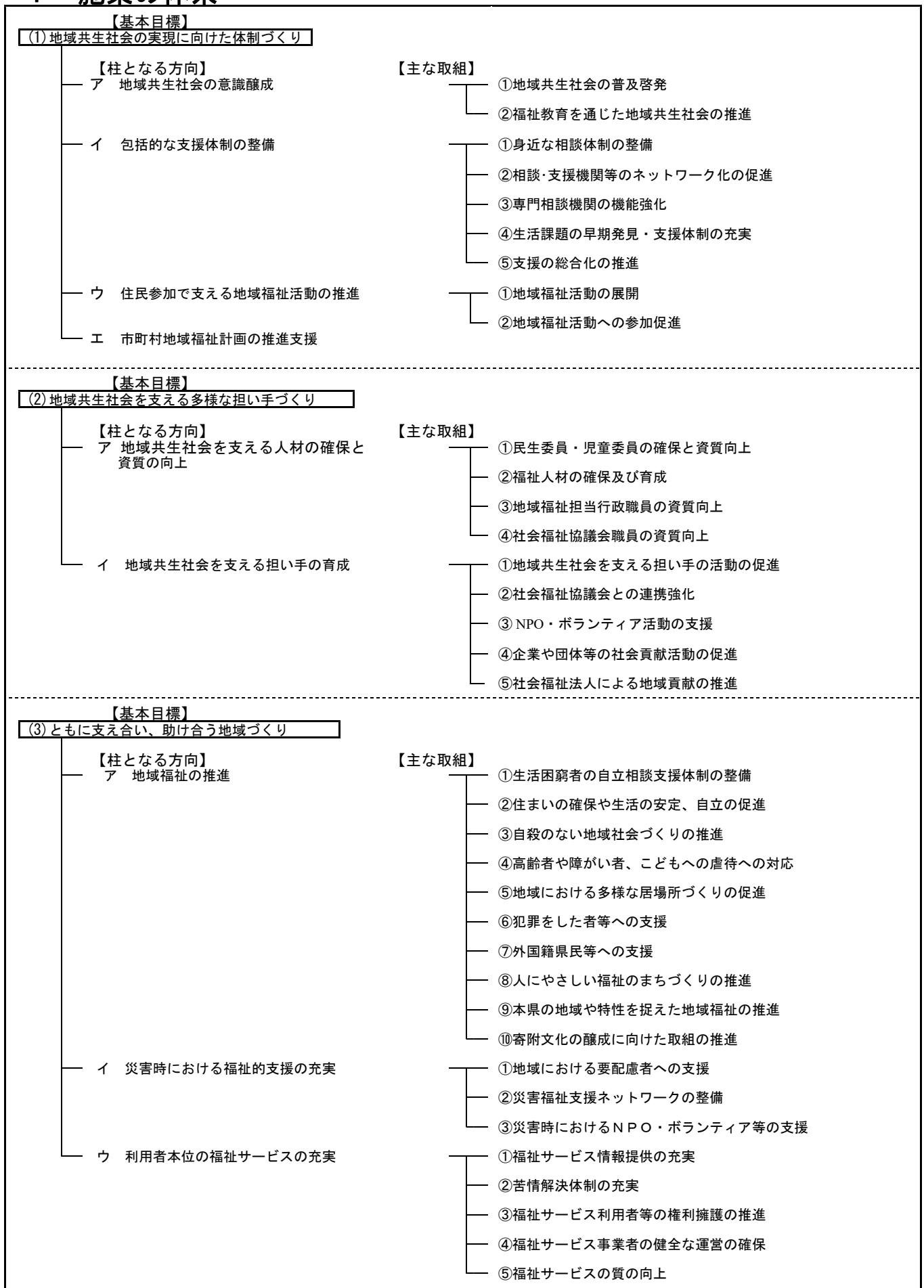
このため、本県でも広がりを見せている高齢者のサロン活動や見守りネットワーク、子育て支援などの地域福祉サービスを、住民の積極的参加を得ながら県内各地に展開するとともに、「みやざき地域見守り応援隊」のような民間企業や地域住民による新たな取組についても推進していきます。

また、近年、多くの自然災害が発生する中、高齢者等の地域の災害時要配慮者への支援や災害時におけるNPO・ボランティア等との連携や協働、災害時要配慮者に対する福祉支援体制を構築するなど、災害時支援体制の充実に努めます。

さらに、地域住民が福祉サービスを適切に選択し、安心して利用できるようにするために、福祉サービス提供の大半を担っている社会福祉法人の経営安定とサービス向上に向けた取組を支援するとともに、社会福祉法人の地域貢献などの取組を地域福祉に活用していくため、地域住民の福祉ニーズを捉え活動に活かしていくような仕組みや、苦情解決体制などの利用者保護の仕組みなど、各サービス共通の基盤づくりに努め、誰もが排除されない地域社会の実現を目指していきます。

第4章 施策の推進

1 施策の体系



2 施策の展開

(1) 地域共生社会の実現に向けた体制づくり

ア 地域共生社会の意識醸成

(ア) 現状と課題

- 高齢化や人口減少の進行に加え、個人の価値観やライフスタイルの変化等を背景に、地域住民同士の連帯感や家族機能の低下が進み、地域コミュニティにおける支え合いの基盤が弱体化しています。
- 人口減少の波は、多くの地域コミュニティで社会経済の担い手の減少を招き、それを背景に、空き家や商店街の空き店舗など、様々な課題が顕在化しています。
- 地域コミュニティの存続が危ぶまれる中、人口減少を乗り越えて行く上で、それぞれの領域を超えてつながり、地域コミュニティ全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。
- さらに、様々な分野の課題が絡み合っただ複雑化したり、個人や世帯単位で複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。(ひきこもりやダブルケア、8050問題など)
- このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、県民誰もが自分らしく安心して暮らすことのできる社会をつくるためには、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」といった関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の意識醸成に取り組む必要があります。

(イ) 基本方向

- 各種広報媒体を活用した広報、各種福祉のイベントやフォーラム、あるいはボランティア体験など様々な機会を設け、県民の「ともに支え合い、自分らしく活躍できる」の意識の高揚に努め、地域共生社会の実現を目指します。

- 教育委員会と連携し、学校での福祉教育の推進、福祉教育に携わる指導者の育成等を進めるとともに、児童・生徒の福祉への理解と関心を高めていきます。

(ウ) 主な取組

① 地域共生社会の普及啓発

- ◎ 本計画で掲げる「ともに支え合い、自分らしく活躍できる 地域共生社会の実現」という基本理念を広く県民に啓発し、県民一人ひとりがいい意味での「おせっかい」の気持ちを持って一歩踏み出すこと、また、そのような「おせっかい」を受け入れる意識の醸成を図ります。
- ◎ ホームページや社会福祉協議会の広報誌などの活用や福祉イベントなどの開催を通じて、県民の地域共生社会に対する理解を促進します。
- ◎ 親子ボランティア体験、世代間交流など、県民が参加しやすい多様な体験・交流機会の充実を図ります。

② 福祉教育を通じた地域共生社会の推進

- ◎ 子どもから高齢者まで、生涯を通じた福祉教育を進めます。
- ◎ 学校教育における地域との協働学習や交流の機会を通して、共に支え合う地域社会の実現を目指した福祉教育の取組を進めます。
- ◎ 学校教育現場における福祉教育活動を支援するため、福祉関係者を講師として斡旋します。
- ◎ 福祉教育に携わる指導者の資質向上を図るため、教職員等を対象にした福祉教育セミナーの充実を図ります。
- ◎ 地域ぐるみで福祉教育を推進するため、福祉教育推進地域（小学校区等）の指定を行い、学校と地域の連携を強化します。

イ 包括的な支援体制の整備

(7) 現状と課題

- 市町村の福祉担当課、社会福祉協議会、地域包括支援センター^{*1}、基幹相談支援センター^{*2}、地域子育て支援センター、自立相談支援機関等の地域の公的機関が、住民の様々な相談に応じているほか、身近な相談窓口として民生委員・児童委員が対応しています。
- 「公的機関の相談窓口だと、気軽に相談できない」、また、「どこに相談していいのかわからない」といった地域住民の声も一部にあり、気軽に相談できる窓口の設置や相談窓口の広報など、対応を検討する必要があります。
- 子どもの貧困等の生活困窮の課題、自殺、孤独死、ひきこもりなど、複雑多様化する課題が発生してきており、単独の相談機関だけでは対応が困難になっているため、相談機関のネットワーク化や各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするための人材の配置が課題となっています。
- 県においても、児童相談所や保健所、高齢者権利擁護支援センター^{*3}、身体障害者相談センター等の専門的・広域的相談機関を設置していますが、市町村の後方支援機関として専門的支援が一層充実するような機能強化を図っていく必要があります。
- 地域住民の生活課題は、福祉・保健・医療や、その他の分野のサービスを組み合わせたり、既存の公共的サービス、民間事業所のサービス以外のNPOやボランティア等のサポートによって解決されることもあるため、多様なサービスを適切に組み合わせることのできる包括的な相談支援体制の構築が課題となっています。
- 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされ（平成30年4月1日施行）、市町村においては、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備事業（モデル事業）も活用しながら、包括的な支援体制の整備が進められています。

*1 地域包括支援センター：高齢者等の総合的な相談に応じ、各種保健福祉サービスの情報提供や、関係機関との連絡調整などの支援を地域において包括的・一体的に実施する機関

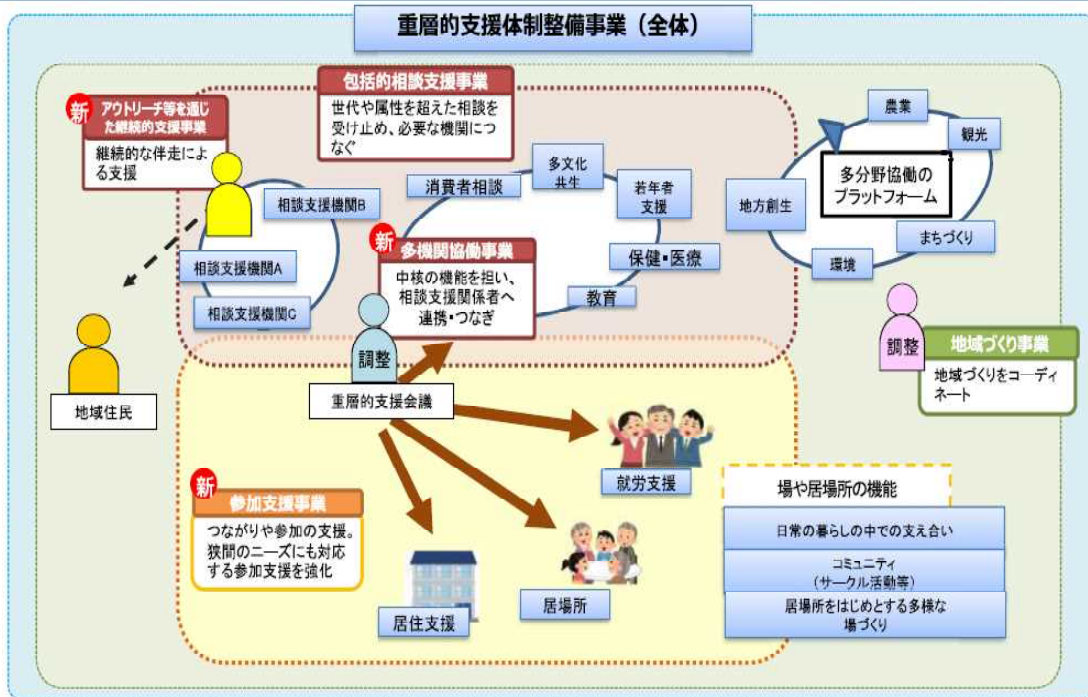
*2 基幹相談支援センター：障がい児・者に関する総合的な相談に応じ、各種障害福祉サービス等の情報提供や、関係機関との連絡調整、相談支援事業者の人材育成等の支援を地域において実施する機関

*3 高齢者権利擁護支援センター：令和3年4月に高齢者総合支援センターから名称変更

- 令和2年度現在、本県において9つの自治体（都城市・延岡市・小林市・日向市・三股町・都農町・門川町・美郷町・高千穂町）がモデル事業に取り組んでいます。
- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村において①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に行う、「重層的支援体制整備事業」が創設されます。（令和3年4月施行）

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



(資料:厚生労働省)

(イ) 基本方向

- 住民が目的に応じて利用しやすいよう相談機関の情報提供を充実するとともに、相談機関の専門性の向上やネットワーク化により、包括的に相談を受け止める相談支援体制の整備を推進します。
- 県の専門的・広域的相談機関の機能充実を図るとともに、市町村等への支援を強化していきます。

- 人材育成を図りながら多機関の連携体制の整備を図るなど、市町村と連携して福祉・保健・医療等が分野横断的に総合的な支援ができる体制づくりに努めます。
- 地域における見守り体制を充実させ、早期に生活課題を発見し、適切かつ迅速に対応するように努めます。
- 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備を支援するため、地域包括ケアの理念の普遍化や県内におけるモデル事業のこれまでの取組内容及びその成果を取りまとめ市町村へ情報共有します。

(ウ) 主な取組

① 身近な相談体制の整備

- ◎ 市町村や社会福祉協議会の広報誌、ホームページなど各種媒体を活用し、相談機関についての分かりやすい情報の提供を促進します。
- ◎ 市町村における包括的な相談支援体制の整備を支援するため、他の自治体の取組事例の紹介や市町村間の情報共有の場づくり等を行います。
- ◎ 民生委員児童委員協議会への支援や民生委員・児童委員の初任者研修等を通じて、住民に身近な相談者としての民生委員・児童委員の資質向上を図ります。
- ◎ これまで養成した市町村社会福祉協議会や地域包括支援センター、社会福祉法人等に所属する地域福祉コーディネーターが活動しやすい環境整備に努めることにより、住民に身近な相談者を増やします。

② 相談・支援機関等のネットワーク化の促進

- ◎ 市町村の福祉担当課、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター等の身近な相談機関と県の専門相談機関等とのネットワーク化や機能の強化を図ります。
- ◎ 各機関に所属する地域福祉コーディネーターの横の連携によるチームアプローチや各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするためのコミュニティソーシャルワーク^{*1}を展開できる人材の育成を図ることにより、複合的で複雑な相談に対しても適切な支援につなげられる体制の充実に努め、相談窓口のワンストップ化を図ります。

*1 コミュニティソーシャルワーク：地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する「個別支援」と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の「地域支援」をチームアプローチによって総合的に展開する実践（特定非営利法人 日本地域福祉研究所ホームページ）

- ◎ 既存の制度やサービスでは解決が困難な制度の狭間の問題など、複雑化・複合化する課題に対応するため、「コミュニティソーシャルワーク」の理念を取り入れ、住民や他職種によるネットワークの形成や社会資源の開発に努めます。

③ 専門相談機関の機能強化

- ◎ 高齢者権利擁護支援センターや身体障害者相談センター等の広域的に相談に応じている機関の機能を活用し、複雑・多様化する県民の相談等に適切に対応します。
- ◎ 県の出先機関をはじめとする相談機関が、それぞれの専門的機能を生かして市町村の福祉担当課、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター等の住民に身近な相談機関の支援に努めます。

④ 生活課題の早期発見・支援体制の充実

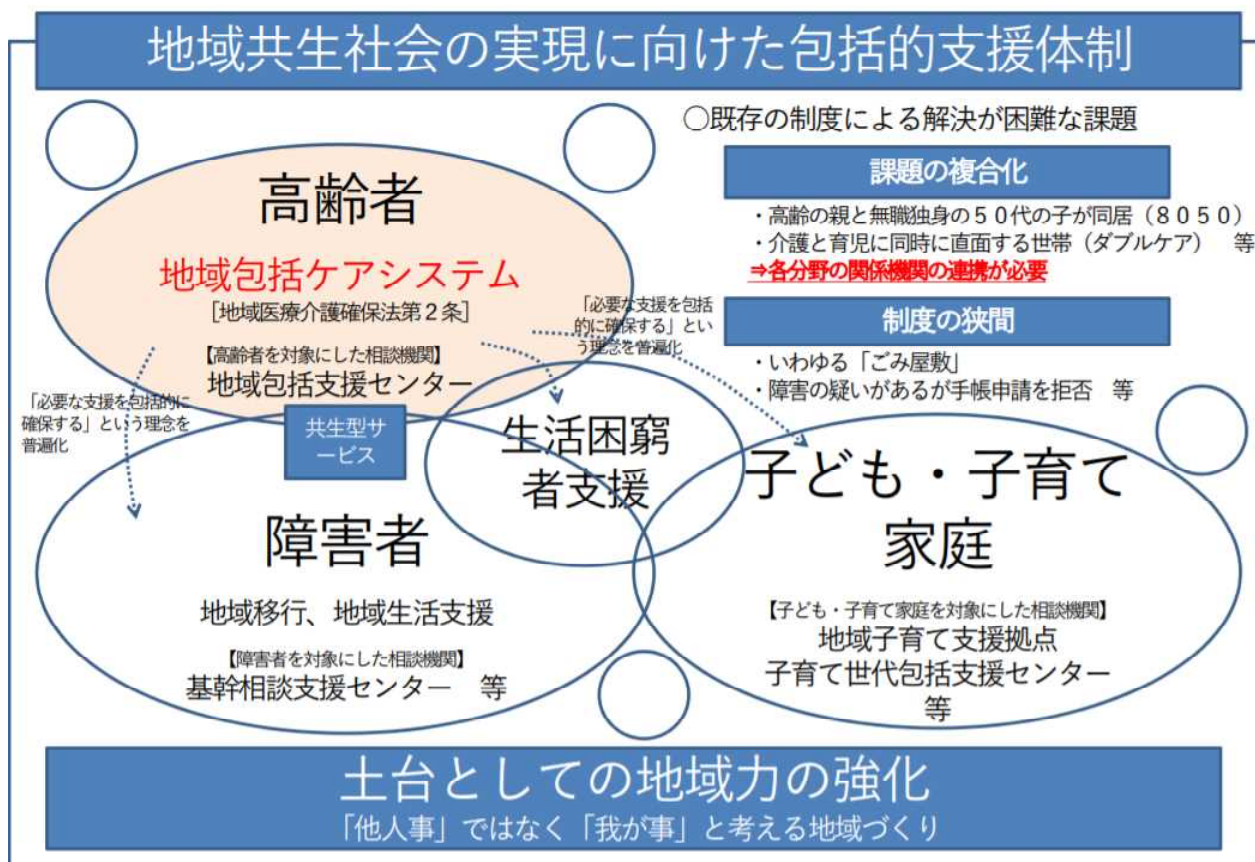
- ◎ 住民の立場になって相談に乗り、必要な援助を行う民生委員活動の充実を支援するとともに、地域の住民組織、団体や警察、消防などの行政機関、また民間企業等、様々な団体間の連携を図り、自治会組織単位などでのきめ細やかで積極的な見守りや支援体制の充実に努め、地域住民の生活課題の早期発見につなげます。
- ◎ 当事者団体等との意見交換会などを実施し連携を図りながら、生活課題の早期発見や支援体制を充実していきます。

⑤ 支援の総合化の推進

- ◎ 地域福祉コーディネーターのスキルアップ研修等を行うとともに、新たな地域福祉推進のリーダーとなる人材育成を推進していきます。
- ◎ 各機関に所属する地域福祉コーディネーターが、地域ごとに異なる各種専門機関等を活用した支援ができるよう、スキルアップ研修等を通じてマネジメント等の機能強化を図ります。

- ◎ 地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、生活上困難を抱える障がい者や子ども、生活困窮者などが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民の支え合いと公的支援が連動し、『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目ない支援の実現に努めます。
- ◎ 福祉・保健・医療などの関係機関の連携を強化するとともに、福祉サービスの提供事業者、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア等の連携・協働を促進し、地域包括ケアシステム^{*1}等の分野横断的に相談できる体制づくりに努めます。

○地域包括ケアなどとの関係

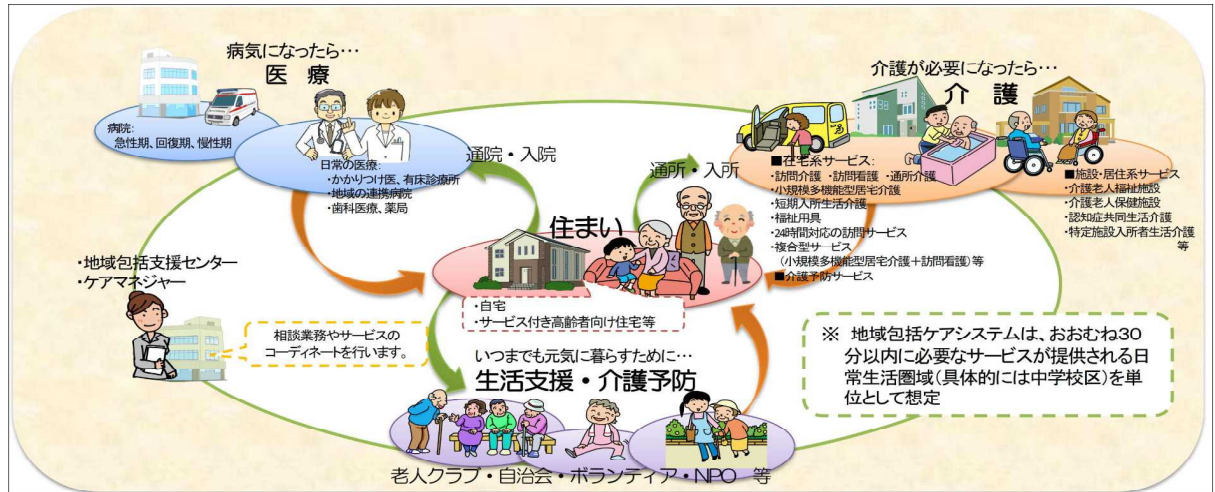


(資料:厚生労働省)

*1 地域包括ケアシステム：団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制

- ◎ 地域包括支援センター等において開催する地域ケア会議において、地域住民の生活課題の解決につなげるため、専門職能団体と連携し、有効的な地域ケア会議が実施できるよう支援を行います。

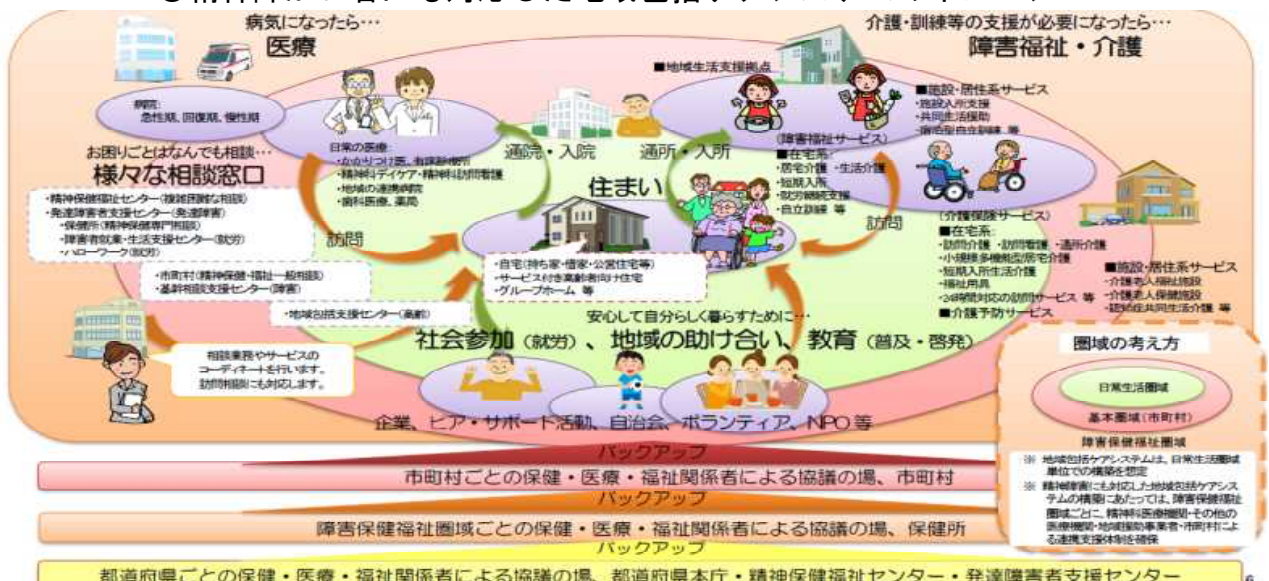
○介護保険制度における地域包括ケアシステムのイメージ



(資料:厚生労働省)

- ◎ 障がい保健福祉圏域に設置している「精神障がい者地域移行支援協議会」と県レベルの協議の場として設置している「宮崎県障がい者自立支援協議会精神障がい者部会」が重層的に連携し、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉等による支援体制の構築に努めます。
- ◎ 退院後の精神障がい者が、地域で福祉サービスを受けながら適切な医療を受け、安心して地域生活を送ることができるよう、医療機関と連携して病状の悪化や再発に迅速かつ適切に対応する等の体制整備に努めます。

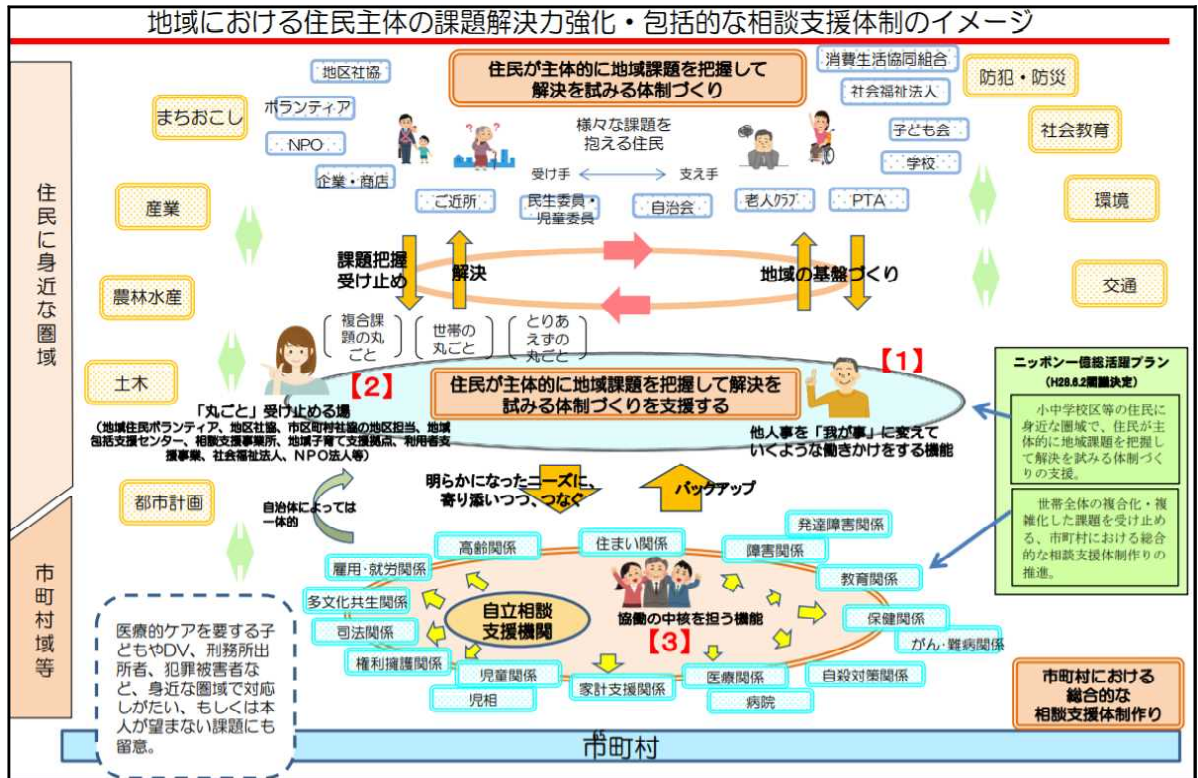
○精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムのイメージ



(資料:厚生労働省)

- ◎ 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備を支援するため、これまでの県内におけるモデル事業の取組内容やその成果等を取りまとめた事例集等の作成や先進事例の情報提供に取り組みます。

○モデル事業のイメージ



(資料:厚生労働省)

- ◎ 令和3年4月に施行される「重層的支援体制整備事業」の取組を推進するため市町村向けの研修会等の開催や市町村間の情報共有の場づくりに取り組みます。
- ◎ 行政間においても、地域福祉関係各課との合同連絡会等を開催し、縦割り行政の弊害をなくす取組を推進していきます。
- ◎ 地域の生活福祉課題が福祉以外の医療、教育、防犯、防災、交通、まちづくり等の生活の基盤となる分野と密接に関連することを踏まえ、行政間における連携体制の構築や情報共有の場づくりに努めます。
- ◎ 県と県社会福祉協議会が緊密な連携を図り、効果的な地域福祉推進施策の構築に努めます。

ウ 住民参加で進める地域福祉活動の推進**(ア) 現状と課題**

- 地域福祉を推進していくためには、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉計画に基づき、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築し、住民参加による地域福祉活動を着実に推進、実行することが求められています。
- 地域における全ての生活課題に対し、公的な福祉サービスだけでは対応が困難となっていることから、地域住民や多様な主体が『我が事』として参画し、主体的に関わり合う体制を構築する必要があります。
- 現在、地域においては、いきいきサロン活動や地域見守りネットワーク活動、子育て支援や高齢者の配食サービス、移送サービス等の住民参加型の福祉サービスが広がり始めているものの、県内各地に普及するには至っておらず、また、一部の住民の参加にとどまっています。
- これまで活動に参加していない住民の中には、参加意欲はあるが、それが活動に結びついていないケースも多いと思われます。
今後、社会参加意欲が高いにもかかわらず、これまで地域との関わりが薄かった住民などが地域福祉活動に参加しやすい環境を整え、「社会参加への意欲」を「参加」につなげる「きっかけづくり」や「やりがいのある取組」の支援を進めていく必要があります。

(イ) 基本方向

- 地域福祉活動の先進事例等の紹介を行うとともに、活動拠点の確保やモデル的取組への支援を行い、地域福祉活動の県内各地への展開に努めます。
- 福祉イベントの開催など様々なきっかけづくりを進め、地域福祉活動への参加を促進します。

㊦ 主な取組

① 地域福祉活動の展開

- ◎ 地域福祉に関わる者のネットワークを形成し、地域の生活課題の情報が共有される仕組みづくりを支援するとともに、市町村の地区社会福祉協議会や自治会における福祉部会等の設置を促進し、多くの住民が参加できる小地域福祉活動の展開を支援します。
- ◎ これまで各地域で取り組まれてきた住民参加による地域福祉活動について、活動事例集やホームページを活用し、県民や市町村等に情報提供していきます。

② 地域福祉活動への参加促進

- ◎ これまで地域福祉活動に参加できなかった人や、団塊の世代などの新たな人材の参加を促進するため、市町村や民間団体等が行う住民や利用者等の交流事業の実施を支援します。

エ 市町村地域福祉計画の推進支援

(ア) 現状と課題

- 平成29年の社会福祉法の改正により、地域福祉計画の策定がこれまでの任意規定から努力義務化されました。
- また、高齢者、障がい者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載するいわゆる「上位計画」として位置づけられることとなりました。
- 地域を取り巻く環境が大きく変化し、地域生活課題が複雑・多様化するなか、地域福祉を推進していくためには、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉計画に基づき、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築し、住民参加による地域福祉活動を着実に推進、実行することが求められています。【再掲】

(イ) 基本方向

- 市町村地域福祉計画の策定および推進が着実に推進されるよう支援に努めます。
- 県内のすべての市町村で、地域の実情に対応した地域福祉計画が策定されるとともに、定期的な計画の進行管理及び見直しが行われるよう助言します。
- 地域福祉活動の先進事例等の紹介を行うとともに、活動拠点の確保やモデル的取組への支援を行い、地域福祉活動の県内各地への展開に努めます。【再掲】

(ウ) 主な取組

① 市町村地域福祉計画の推進支援

- ◎ 先進事例等の情報提供や技術的助言等を行い、市町村地域福祉計画の推進を支援するとともに、計画の進行管理や進捗状況の評価手法について助言を行います。
- ◎ 市町村地域福祉計画の策定及び推進にあたっては、市町村行政の庁内各関係課連絡会などの組織編成に関する取組を把握し、情報提供を行いながら、推進体制の確立に向けて支援していきます。

【参考】市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

- ◎ 地域福祉計画に盛り込むべき事項等は、厚生労働省から「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（2017（平成29）年12月12日付け子発1212第1号、社援発1212第2号、老発1212第1号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）が発出され、策定ガイドラインとして示されています。

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項

イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項

ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方

エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制

オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方

キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方

ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方

ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方

サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方

シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理

セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進

ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制

タ 全庁的な体制整備

②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

⑤包括的支援体制の整備に関する事項

(2) 地域共生社会を支える多様な担い手づくり

ア 地域共生社会を支える人材の確保と資質向上

(7) 現状と課題

- 地域住民が様々な地域生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現のためには、地域福祉を推進する人材のさらなる確保が求められています。
- また、地域生活課題に対する福祉サービスへのニーズが多様・高度化する中、福祉人材のさらなる資質の向上を図り、良質なサービスの提供に努めていく必要があります。

(民生委員・児童委員)

- 民生委員・児童委員は、地域住民の身近な生活課題の相談に対し、必要に応じて関係行政機関等につないだり、また、福祉サービスの情報を提供するなど、住民に最も身近な支援者として地域福祉推進の重要な役割を担っており、約2,500名の方が県内各地で活動しています。
- 長期欠員地区が存在することから、民生委員・児童委員の推薦方法の見直しや、民生委員・児童委員個々の負担軽減を図るよう検討する必要があります。
- 地域の福祉課題が複雑・多様化する中で、介護保険制度や障害者総合支援法など福祉施策の充実も図られており、これまで以上に福祉施策等に関する知識の習得や問題解決能力の向上など民生委員・児童委員の資質向上が求められています。

(社会福祉事業従事者)

- 少子・高齢化の進展に伴い、福祉サービスへの需要が増大している一方で、福祉サービスを担う人材不足が深刻化しており、福祉人材を安定的に確保するとともに、質の高い福祉サービスの確保が重要となっています。
- 社会福祉従事者の人材不足の要因のひとつに離職率の高さがあります。職場環境を整備し、働きがいや魅力のある職場とし、離職率を下げ定着させることが課題です。

- 県においては、福祉人材センターを設置し、就労相談、無料職業紹介や就職説明会等を行い人材の確保に努めるとともに、社会福祉研修センターで社会福祉事業従事者等を対象に専門的知識・技術の向上のための研修等を行いその資質向上に努めています。

さらに、介護福祉士等の資格を有しながら、その業務に従事していない潜在的有資格者に就業を促し、職場への復帰定着を図ることが求められます。

- また、民間企業やNPO等福祉サービス提供事業者の多様化が進んでおり、県民がどの事業者を選択してもサービスに満足が得られるよう、その質の向上が求められています。

(地域福祉担当行政職員)

- 市町村は住民に最も身近な行政主体として、地域福祉推進の主導的役割を担っており、市町村の担当職員には、地域の現状やニーズを的確に捉え、分析・評価し、具体的な施策として立案できるような企画力や、計画実施に向けた調整能力など総合的な力を高めていくことが求められています。

(社会福祉協議会職員)

- 社会福祉協議会は、社会福祉法に「地域福祉の推進を目的とする団体」と位置付けられ、地域福祉推進の中核的な役割を担っていることから、職員には、地域住民やボランティア団体との調整など、地域福祉推進におけるマネジメント能力を一層高めていくことが求められています。

(イ) 基本方向

(民生委員・児童委員)

- 民生委員・児童委員が、地域の中で活動しやすい環境を整備します。
- 民生委員・児童委員に対し、課題解決能力の向上のための研修を行うなど、資質の向上に努めます。

(社会福祉事業従事者)

- 社会福祉施設での体験学習等による福祉の職場に対する理解を促進するとともに、ハローワーク等と連携を図りながら就労斡旋を行うなど、人材の安定的確保に努めます。

□ 新任職員、中堅職員、管理者など階層毎やテーマ別、課題別研修を行い、専門知識や技術力の向上に努めます。

□ サービス向上の観点から福祉サービスを提供する民間企業等の従事者への研修の実施について検討を行います。

(地域福祉担当行政職員)

□ 地域福祉担当行政職員に対し、地域福祉を推進する上で必要となる地域住民のニーズや福祉課題等の把握、具体的な施策への反映など、企画・立案やマネジメント能力を高めるために必要な研修を行うなど資質の向上に努めます。

(社会福祉協議会職員)

□ 地域の福祉課題が複雑・多様化する中で、社会福祉協議会職員に対し、地域の生活課題や新たな課題等を解決するために必要な関係機関との調整手法など、地域福祉推進のマネジメント能力を高めるとともに、具体的な地域福祉活動を進める実践力を高めていくために必要な研修を行うなど資質の向上に努めます。

④) 主な取組

① 民生委員・児童委員の確保と資質向上

- ◎ 県民へ向け、民生委員・児童委員の役割の大切さを伝え、「ともに支え合い、助け合う」意識の醸成を図ることで、民生委員・児童委員の担い手確保につなげます。
- ◎ 民生委員・児童委員の欠員地区をなくすために、民生委員・児童委員関係者からだけでなく、NPOやボランティア団体などの多方面から幅広く人材が得られるような推薦方法の見直しに努めます。
- ◎ 福祉協力員の配置など民生委員・児童委員の活動をサポートする仕組みづくりの取組を支援します。
- ◎ 民生委員・児童委員の活動に対する理解を深めるため、行政による積極的な広報活動を行うとともに、自治会や地域の団体等と連携がとれるよう民生委員・児童委員活動の理解促進に努めます。
- ◎ 新任民生委員・児童委員を対象に、民生委員・児童委員としての役割や心構えなどの基本的事項や各種福祉制度などについての研修を実施します。

◎ 地区民生委員児童委員協議会の会長、中堅リーダー、主任児童委員などを対象に、人権に関する研修や専門研修を実施します。

◎ 県と県民生委員児童委員協議会との意見・情報交換会を実施するとともに、各福祉事務所と地区民生委員児童委員協議会との意見・情報交換会において、モデル的な地域福祉活動の情報を提供するなど、民生委員・児童委員活動を支援します。

② 福祉人材の確保及び育成

◎ 社会福祉や福祉職場についての理解促進を図るため、マスメディアや情報誌などによる情報発信、社会福祉施設での職場体験学習や見学バスツアー等を行い、福祉・介護職のやりがいや魅力を県民に広く伝えます。

◎ 福祉・介護職場の環境整備の促進を図り、福祉・介護職の職場定着へとつなげるため、優良事業者表彰を行います。

◎ 福祉職場への就労促進を図るため、福祉人材センターとハローワーク等関係機関が連携して就職説明会を開催します。
特に、潜在的有資格者に対する再就労や、学生等に対する就労の促進に努めます。

◎ 県社会福祉研修センターにおいて、事業所と連携した福祉人材定着のための段階的・体系的な人材育成研修や、テーマ別、課題別研修等を実施するなど、社会福祉事業従事者のキャリアデザイン支援及び資質向上に努めます。

◎ 福祉現場において、従事者が意欲を持って働けるような環境の充実を図るため、福祉サービス事業者等に対し、労務管理、人事管理等の研修を実施します。

◎ 民間企業等の福祉サービス事業者については、職員の資質向上のために、国や県等が主催する研修を積極的に受講するよう、関係機関と連携しながら経営者に働きかけます。

③ 地域福祉担当行政職員の資質向上

- ◎ 新任行政職員に対して、福祉行政を取り巻く諸課題、住民参画など地域福祉の基本的事項に関する研修や、企画力、マネジメントなどの総合的な能力を高めるための研修を実施します。
- ◎ 住民の福祉ニーズを的確に捉えるための座談会やワークショップの進め方など具体的手法の習得のための研修を実施します。

④ 社会福祉協議会職員の資質向上

- ◎ 福祉ニーズの把握や課題解決のための関係機関との調整など、地域福祉活動計画をマネジメントする能力を高めるとともに、住民等と共に地域福祉を具現化する実践力を高めるための研修を実施します。

イ 地域共生社会を支える担い手の育成

(7) 現状と課題

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しているなか、地域社会を持続していくためには、地域福祉を支える担い手の育成や地域住民を含めた多様な担い手との協働・連携がこれまで以上に求められます。
- 地域福祉を推進する上で、地域住民とともに、様々な地域福祉活動を展開するリーダーの役割には非常に大きなものがあります。
このため、県では、平成19年度から地域福祉コーディネーター^{*1}を養成しており、令和元年度までに761名の地域福祉コーディネーターが誕生しています。
- 地域福祉コーディネーターやそれ以外の生活支援コーディネーター等の地域のニーズに応じた活動の担い手が活用できる仕組みづくりや地域の実情に応じた生活支援サービスの創出も促進していく必要があります。
- NPO・ボランティアの活動分野は、福祉・保健・医療分野をはじめとし、幅広く専門性を持っており、地域福祉の担い手として重要な役割を果たしています。
- 令和元年6月1日現在、市町村社会福祉協議会（ボランティアセンター）に登録されているボランティア団体は、1,812団体、ボランティアの人数は146,682人となっています。また、令和元年度末現在の県内のNPO法人数は、442法人となっています。
- 人口減少・少子高齢化が進展する中、NPO・ボランティアの役割は今後ますます大きくなり、地域福祉の担い手としてさらに力が発揮できるよう養成や活動の支援を行う必要があります。
- 県及び市町村の社会福祉協議会は、その区域内の地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、地域福祉推進の中核的役割を担っています。
- 県社会福祉協議会は、地域福祉に関する調査・企画、社会福祉関係団体等のネットワーク化や福祉人材の確保・育成のほか、社会福祉事業の経営に関する指導・助言、NPO・ボランティア等の育成・支援、市町村社会福祉協議会への支援など、各市町村にまたがる広域的な観点から地域福祉を推進しています。

*1 地域福祉コーディネーター：様々な福祉施策やサービス、また福祉活動を行っているNPO、ボランティア等の情報など、地域の福祉課題を解決するために利用できる多くの手段・情報等に精通した人材

- 市町村社会福祉協議会は、住民に最も身近な地域で活動しており、住民からの心配事相談や配食サービスなど様々な福祉サービスを行っているほか、ボランティア活動や福祉教育の支援など、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしています。
- 社会福祉法人に求められる地域貢献の活動について、これまでに培ったノウハウを活かしながら、地域福祉推進の民間のリーダーとして取り組んでいけるよう、社会福祉協議会の機能の一層の充実強化に努める必要があります。
- NPO・ボランティアや自治会組織、民生委員・児童委員、老人クラブ、婦人会など多様な団体が様々な地域福祉活動を行っているため、支援団体間のネットワーク化を図り、効率的な支援を行うことが求められています。
- 子ども避難所としてガソリンスタンドや事業所の開放、企業の地域貢献としての清掃作業や施設でのボランティア活動等企業などの社会貢献活動が広がりを見せています。
今後、企業や団体などを地域福祉の新たな担い手として位置付け、その活動を促進していく必要があります。
- 社会福祉法人が、地域のサロン活動に施設の栄養士を派遣し相談に応じたり、地区公民館で認知症や介護についての講座を開いたり、子育て支援を行うなど、社会貢献活動を展開しており、少しずつ広がりを見せています。
- 地域の福祉課題が複雑・多様化する中で、高い公益性と非営利性を備えた社会福祉法人が果たす役割は非常に重要なものがあります。
今後、社会福祉法人の優秀な人材や専門的な知識・技術等を地域に展開していく等の地域貢献活動を進めていくことが求められています。

(イ) 基本方向

- これまで養成した地域の福祉課題を解決するために利用できる多くの手段・情報等に精通した地域福祉コーディネーターが地域で活動しやすい環境づくりやさらなる資質向上を図るためのスキルアップ研修等の充実に努めます。
- 生活支援コーディネーターや認知症サポーター等の活動を支援し、市町村の取組を支援します。

- NPOやボランティア活動に関する啓発や人材育成等への支援を行い、その活動の活性化を図ります。
- 県社会福祉協議会は、広域の地域福祉の推進・支援機関として、また、市町村社会福祉協議会は、市町村内の地域福祉の推進・支援機関として、多様な機能が果たせるよう充実強化を図ります。
- 社会福祉貢献活動の取組を企業・団体に紹介するなど、その社会貢献活動の促進に努めます。
- 社会福祉法人の地域福祉活動について普及啓発するなど、社会福祉法人の地域展開を促進します。

(ウ) 主な取組

① 地域共生社会を支える担い手の活動の促進

ア 地域福祉コーディネーター

- ◎ 養成した地域福祉コーディネーターの更なる資質向上を図るためのスキルアップ研修を行うとともに、新たな地域福祉推進のリーダーとなる人材育成を推進し、複雑・多様化する地域生活課題への対応力強化を図ります。
- ◎ 地域福祉コーディネーターの役割や実施したモデル事業の内容等を関係機関や地域住民に周知したり、市町村や関係機関との地域連絡会議を行うなど、地域福祉コーディネーターが、地域ごとの問題や求められる専門性に対応した活動ができるように支援していきます。
- ◎ 地域福祉コーディネーターの連絡会議を開催し、活動状況等についての実践発表や意見交換などを行い、地域福祉コーディネーターの連携強化や全県下における活動の推進を図ります。

イ 生活支援コーディネーター

- ◎ 高齢者の生活支援ニーズの増加と多様化に対応するため、市町村が配置する生活支援コーディネーターの育成や活動支援を行い、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体を活用した市町村の生活支援サービス基盤充実を支援します。

ウ 認知症サポーター

- ◎ 認知症高齢者や障がい者のためのグループホームなどの地域福祉型福祉サービスの普及を推進するとともに、認知症サポーター^{*1}等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（「チームオレンジ」）を地域ごとに構築する市町村の取組を支援します。

② 社会福祉協議会との連携強化

- ◎ 社会福祉協議会活動基盤強化支援事業による福祉活動指導員及び事務職員の配置等の支援を通じ、県社会福祉協議会の活動基盤の強化に努めます。
- ◎ 日常生活自立支援事業、福祉人材の確保・養成を進めるほか、市町村や市町村社会福祉協議会、NPO、地域づくり団体等の地域福祉推進のための取組について、連携を図りながら支援します。
- ◎ 県社会福祉協議会への支援を通じて、地域福祉活動計画の策定支援、経営基盤の強化、相談体制の整備など、市町村社会福祉協議会の充実に努めます。
- ◎ 県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会が、地域の社会福祉法人のとりまとめ役・リーダーとして、地域貢献のあり方の検討や取組を進めることを促進します。
- ◎ 地域における生活課題に柔軟・迅速に対応するために、自治会やNPO、ボランティアなど多様な活動団体同士が相互に調整し、協働する仕組みづくりを支援するとともに、企業、PTA、青少年団体、大学など福祉に限らず、他の様々な分野の多様な主体との協働を推進します。

③ NPO・ボランティア活動の支援

- ◎ みやざきNPO・協働支援センターや県ボランティアセンターにおけるNPO・ボランティア活動に関する情報提供や相談体制の機能充実を図り、県民が活動に参加しやすく、活動を継続できる環境の整備に努めます。

*1 認知症サポーター：認知症サポーター養成講座を受講することで認知症について正しい知識を身につけ、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人

◎ NPOの設立・運営の相談等を実施するみやざきNPO・協働支援センター事業や、ボランティアの活動支援や人材育成等を行うボランティアセンター事業などにより、NPO・ボランティア活動の基盤整備を行います。

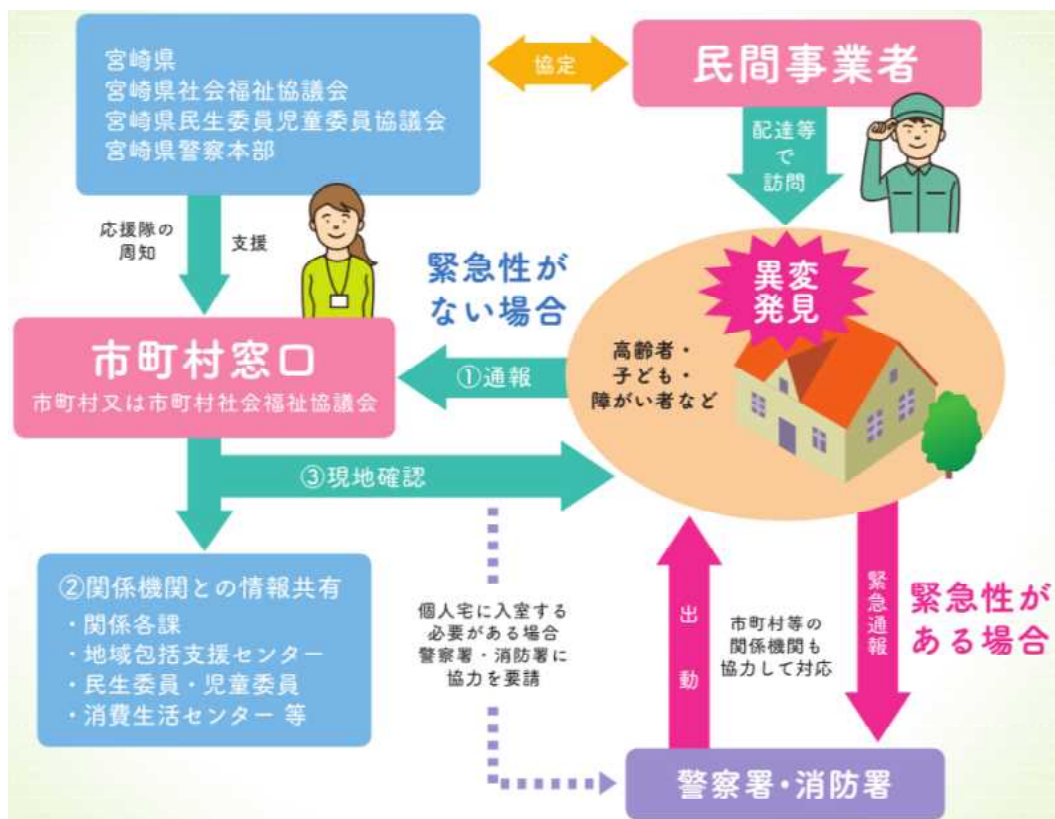
◎ 行政と企業、NPO、ボランティア団体等との協働を促進します。

④ 企業や団体等の社会貢献活動の促進

◎ 各種広報メディアを活用し、企業・団体等の取組を紹介するなど、社会貢献活動の普及に努めます。

◎ 県域を営業エリアとして活動する電気・ガス等のライフライン事業者や宅配サービス事業者等と「みやざき地域見守り応援隊」を結成し、地域住民の異常があった場合の通報ネットワーク活動を推進します。

○ みやざき地域見守り応援隊のイメージ図



⑤ 社会福祉法人による地域貢献の推進

- ◎ 県内外の社会福祉法人の地域福祉の活動事例を紹介するなど、社会福祉法人の地域福祉活動への取組を支援します。
- ◎ 社会福祉法人の理事長研修や施設長研修などにおいて、地域福祉における社会福祉法人の役割などのカリキュラムを取り入れた研修を実施します。

(3) ともに支え合い、助け合う地域づくり

ア 地域福祉の推進

(7) 現状と課題

- バブル崩壊や世界経済危機（リーマンショック）による、安定した雇用の揺らぎや所得の低下により、経済的な困窮に陥る人が増加する中、「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者自立支援制度により、生活に困窮する人や世帯に対する、重層的なセーフティネットの構築が進められています。
- 生活困窮者自立支援制度において、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、経済的自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立を促進するために、自立相談支援事業を中心に、就労準備支援事業や家計改善支援事業等、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を実施することが重要です。
- 民生委員・児童委員に対するアンケート調査（県障がい福祉課調べ）によると、県内のひきこもりの年代別状況としては、40歳代が163人と最も多く、次に50歳代が127人となっています。中高年層（40歳から65歳）が360人（59.9%）と若年層（15歳から39歳）の221人（36.8%）を上回っています。※平成30年7月1日現在
- 障がい者の高齢化が進んでいるため、障がい者の親亡き後等を見据え、居住支援体制を構築する必要があります。
- 令和元年の本県における自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は17.8人と全国ワースト8位となっており、自殺のない地域社会づくりに取り組んでいく必要があります。
- 本県でも、高齢者や障がい者、子どもへの虐待は毎年確認されているため、虐待の未然の防止、早期発見・早期対応、虐待を受けた高齢者等に対する保護の支援と併せて、虐待した養護者等に対する支援を行うなどの取組も必要となっています。
- 人口減少やライフスタイルの変容等により、地域の住民同士の支え合いの力が弱まるなか、世代を超えて住民同士が交流することのできる場の確保が求められています。

- 犯罪をした者のうち、医療や福祉の支援を必要としている高齢者等が、保健医療・福祉サービスについて十分な情報を持っていないこと等により、支援が十分に行き届かず、再犯につながっているケースがあります。
- 少子高齢化の進展による深刻な人手不足から、国においては、外国人の新たな在留資格制度が議論されています。増加する外国人住民と、地域で共に生活していくことができるような社会づくりを推進していく必要があります。
- 本県においては、「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づき、「思いやりのある心づくり」と「バリアフリーの施設づくり」を柱として、障がい者や高齢者をはじめすべての人にやさしい福祉のまちづくりに積極的に取り組んでいます。
- 高齢者や障がい者はもとよりすべての人が住みなれた地域で安心して暮らし、積極的な社会参加ができるようにするためには、自宅から交通機関、まち中までハード・ソフト両面にわたり利便性の高いバリアフリー環境の整備を一層推進する必要があります。
- また、年齢、性別、障がい、国籍等にかかわらず、すべての人にとって利用しやすく、快適に生活できるよう配慮した施設、もの、環境、サービスなどのデザインをしていこうという「ユニバーサルデザイン」の考え方を実践していくことが求められています。
- 人口減少に伴い市場規模が縮小する中、日常生活に必要なサービスや機能を担ってきた事業者の撤退が進むことが懸念されます。また、少子・高齢化により人材の確保が困難となり、安全・安心な暮らしを支える土台がゆらぐ恐れがあります。
- 地域の福祉課題の解決の取組を通じた、言わば福祉をテーマにして地域を活性化させようという「福祉でまちづくり」の動きが県内で広がりを見せつつあります。
- 具体的には、地域住民が参加した子どもや高齢者の見守り活動を通じた地域コミュニティの活性化、商店街の空き店舗を活用した高齢者サロンや高齢者等に対する買い物代行業業など産業・商業に福祉的視点を導入することによる活性化、更には障がい者による野菜等の栽培・販売や飲食店の運営などによる雇用・就労の場の創出などの取組が始まっています。
- 「福祉でまちづくり」の活動をさらに発展させていくため、障がい者団体や地域団体等との連携、ネットワーク化を図る必要があります。

- 平成27年国勢調査による本県の過疎地域^{*1}の人口は182,028人で、県人口に占める割合は、16.5%となっています。
- 過疎地域等では、バス等公共交通機関の廃止や減少により、買物や通院等への影響が生じており、住民が安心して住み続けるためには、移動手段の確保が求められています。
- 高齢化の進行や運転免許証の返納を行う高齢者の増加に伴い、移動が困難になる高齢者等の増加が見込まれることから、高齢者が安心して移動できるよう、移動手段の確保を図る必要があります。
- 農山漁村において農林水産業従事者の高齢化や減少が進んでおり、多様な人材の確保が急務となっている中、福祉側においては、障がい者の働く場所として農業分野への関心が高まっている一方で、農業側においては、受入体制や障がい者に対する更なる意識醸成が必要です。
- 一方、都市部を中心とした地域では、人間関係の希薄化が進む中で、孤独死、虐待、生活困窮、自殺などの今日的な福祉課題に対応していく必要があります。
- 地域住民が主体的に地域の課題を解決していくためには、行政からの補助金等による公的な支援に加え、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングなどの活用のほか、社会福祉法人による地域における広域的な取組や企業の社会貢献活動等と協働により、必要な財源を自ら確保する取組や意識も重要です。

(1) 基本方向

- 過疎地域等でニーズの高い買物、通院等への支援や高齢者等の見守り体制の充実に努めます。
- 孤独死、虐待、生活困窮、自殺などの新たな課題に対して、地域で支え合い、見守っていく体制づくりの充実に努めます。

*1 過疎地域：過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項で定める地域

- 自殺は社会的な問題であり、地域の課題であるという認識を行政、民間そして地域住民が共有し、地域における絆づくりや見守り体制の強化などを市町村や関係機関・団体と一体となって取り組むことにより、「自殺のない地域社会づくり」を推進します。
- 高齢者や障がい者、子どもへの虐待防止の取組について、国や市町村、関係団体をはじめ様々な主体との連携を図りつつ、解消に向けた取組を積極的に推進します。
- 今後の外国人の受け入れ拡大を見据え、コミュニケーション上の問題を抱える外国人住民を支援するための取組や、安心して地域生活を送ることができるための支援を進めます。
- 再犯防止に向けた取組をより効果的に行うため、国、県、市町村、関係団体等のそれぞれが取り組んで来た事業内容や情報を共有化し、連携を図ります。
- 地域住民や企業、NPOなど、多様な主体がそれぞれの役割の中で連携・協働しながら、住み慣れた地域に将来にわたって安心して住み続けるための仕組みづくりを進めていきます。
- 全ての人々が安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、必要な移動手段の確保を推進します。
- 高齢者等、地域住民の日常生活に必要なバス路線の維持・確保を図るため、バス事業者や市町村に対する支援を行うとともに、コミュニティバスなど地域の実情に応じた効率的な交通システムの確立に向けた取組を促進します。
- ソフト・ハード両面にわたり「人にやさしい福祉のまちづくり」を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方の普及を図ります。
- 「福祉でまちづくり」の普及啓発に取り組むとともに、福祉をテーマとした産業等の振興に努めます。
- 農林水産業・福祉関係者の相互理解やマッチング体制などを構築し、農林水産業のユニバーサル化を促進します。

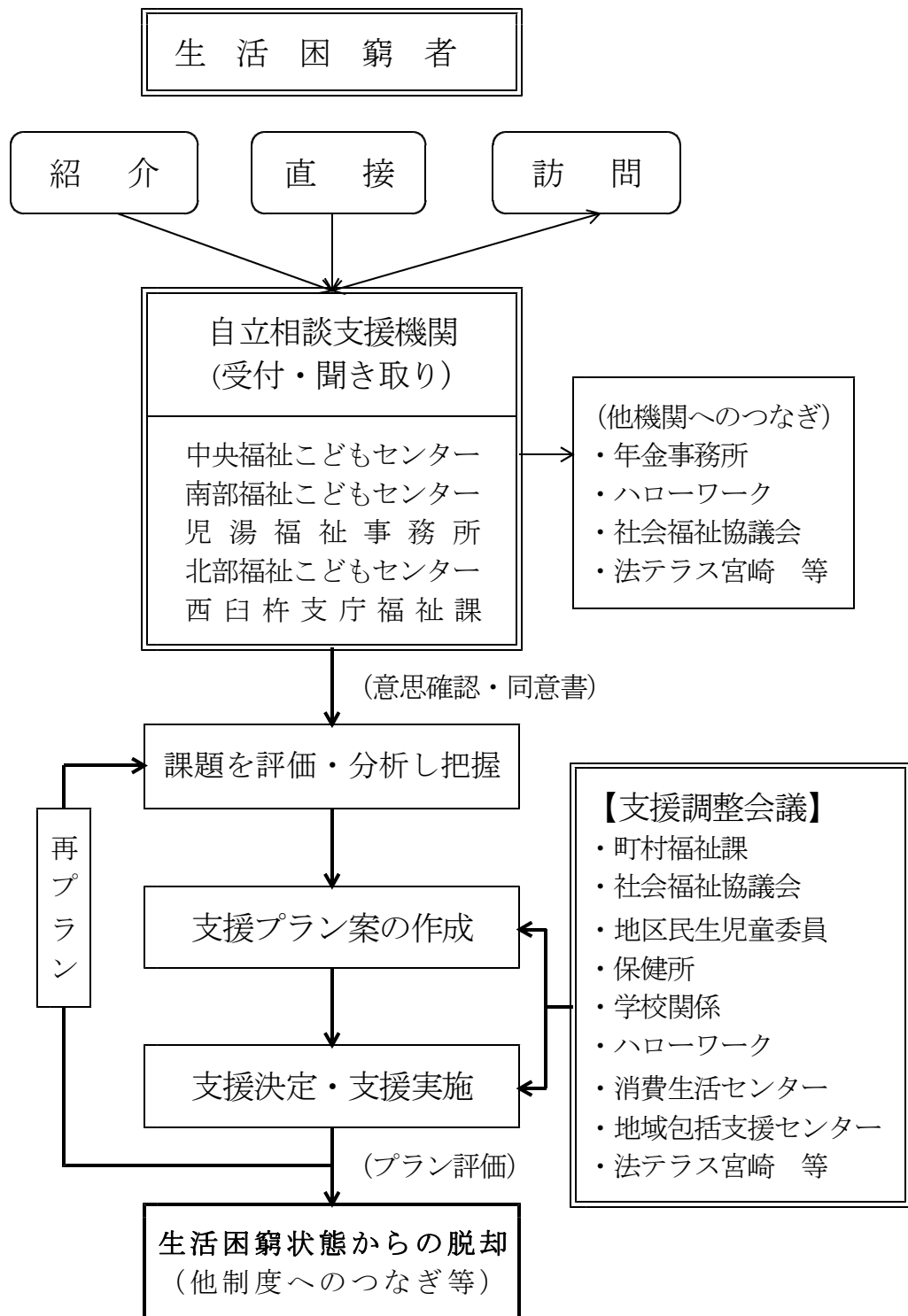
(ウ) 主な取組

① 生活困窮者の自立相談支援体制の整備

- ◎ 県や市町村において、税・保険料や公共料金の担当部局と連携した横断的な体制づくりに努めるほか、学校や教育委員会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、電気・ガス等のライフライン事業者、自治会など多岐にわたる分野との連携を促進することにより、生活困窮者を早期に発見・把握し、自立相談支援機関^{*1}に繋がります。
- ◎ 自立相談支援機関を中心に、雇用を担当する商工労働部局やハローワーク、地域の企業や事業所等とも連携して、生活困窮者が地域で自立した生活を営むことを包括的に支援するための体制づくりに努めます。
- ◎ 自立相談支援機関の相談支援員等について、国の実施する養成研修への参加と併せて、県内での研修会を開催し、資質の向上を図ります。
- ◎ 福祉、教育、民間団体等が連携し、地域の実情に応じた子どもの貧困対策の積極的な情報共有や相談・支援の充実のために、地域におけるネットワークの構築を図ります。
- ◎ 低所得世帯等への資金の貸付や相談支援により自立の促進を図る生活福祉資金貸付制度の効果的な運用を図るため、自立相談支援機関と社会福祉協議会の連携を強化します。

*1 自立相談支援機関：生活困窮者自立支援法に基づき生活困窮者に就労支援その他自立に関する相談等を実施するために県・市が設置している相談窓口

生活困窮者自立相談支援事業

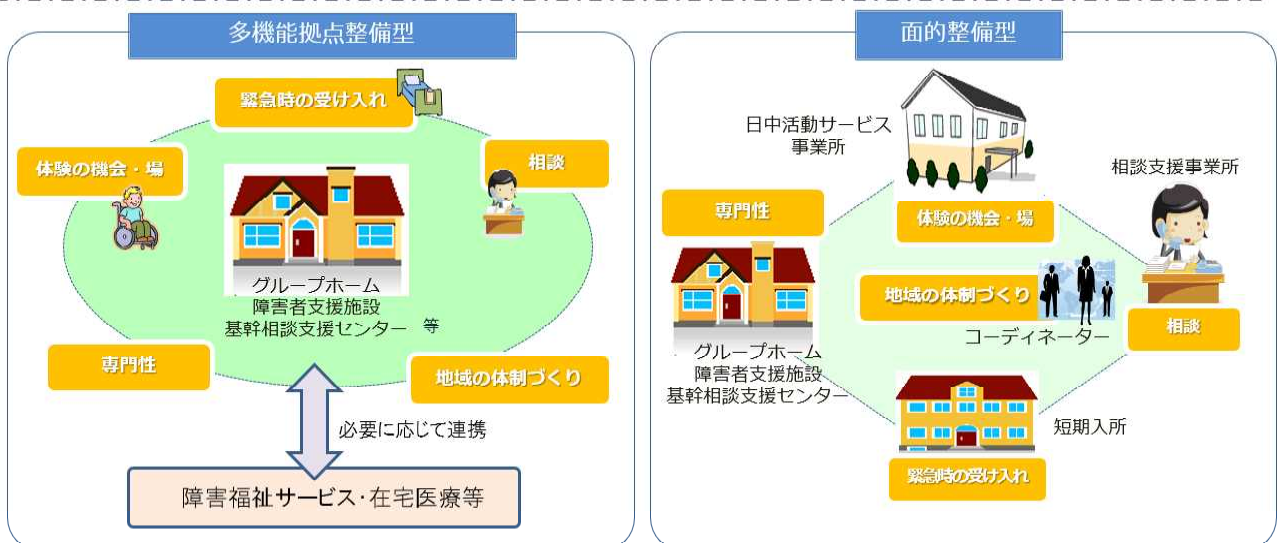


② 住まいの確保や生活の安定、自立の促進

- ◎ 住宅に困窮する度合いの高い、高齢者、障がい者、ひとり親世帯などの世帯に対し、入居の際の抽選倍率を優遇する措置により、入居機会の拡大を図ります。
- ◎ 高齢者、障がい者、子育て世帯など住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体、住宅関連団体及び福祉関係団体で構成される居住支援協議会との連携を図ります。
- ◎ 複合的な課題を抱える生活困窮者等に対し、状態に応じた就労支援を行うとともに、家計改善支援や住まいの確保など包括的な支援を行うことにより、自立の促進を図ります。
- ◎ ひきこもりに関する相談拠点である「ひきこもり地域支援センター」において、ひきこもりの問題で悩んでいる本人や家族等に対して相談対応を行うとともに、保健所や生活困窮者自立相談支援機関等と連携しながら、身近な地域でのきめ細かい支援に取り組みます。
- ◎ 市町村又は障がい保健福祉圏域ごとに障がい者の居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ、体験の機会・場、専門人材の確保・養成、地域の体制づくり）を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



(資料:厚生労働省)

③ 自殺のない地域社会づくりの推進

- ◎ 保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関・団体からなる自殺対策推進協議会を活用し、地域社会全体で総合的な自殺対策を推進します。
- ◎ 市町村や民間団体が主体的に取り組む「声かけ・見守り」活動や、誰でも気軽に立ち寄ることのできる居場所づくりなど、地域に密着したきめ細やかな自殺対策の支援を行います。

④ 高齢者や障がい者、子どもへの虐待への対応

- ◎ 高齢者虐待の未然防止のために、警察や県弁護士会、県社会福祉士会等の多様な関係機関との連携により養護者を支援するよう市町村に働きかけていきます。
- ◎ 高齢者、障がい者、子どもの虐待対応の市町村担当課、担当職員や児童相談所職員の虐待に関する認識を深め、初期対応が迅速にできるよう、虐待対応研修の充実を図ります。
- ◎ 高齢者権利擁護支援センターにおいて、市町村や地域包括支援センターからの相談に応じるとともに、困難事例については、県弁護士会及び県社会福祉士会の会員から構成される高齢者虐待対応専門職チームを派遣するなどの支援を行います。
- ◎ 障がい者権利擁護センター等において、市町村障がい者虐待防止センターや宮崎労働局及び宮崎県警察等の行政機関や宮崎県弁護士会、宮崎県社会福祉士会等の職能団体等、関係団体・関係者と連携を図りながら、障がい者の虐待防止に取り組みます。
- ◎ 障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施し、障がい者福祉施設等の職員及び市町村職員の理解促進及び専門性を強化するとともに、県民への広報・啓発活動を促進します。
- ◎ 地域において、児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう積極的な広報・啓発活動を推進します。
- ◎ 児童虐待対応について、関係機関と緊密に連携し、子どもの安全確保を最優先に迅速な対応に努めます。

⑤ 地域における多様な居場所づくりの促進

- ◎ 高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の親など世代を超えた地域住民が集い、交流する居場所づくりや複数の福祉サービスを一体的に提供する拠点づくりを促進します。
- ◎ 農林水産業・福祉関係機関で構成する農福連携推進組織を中心に、県内各地域において農作業見学会や就農体験会、マッチング会等を実施し、相互理解を深めながら農福連携の実現を図ります。

⑥ 犯罪をした者等への支援

- ◎ 関係機関団体等との情報交換や情報共有、さらには、今後の取組の方向性について意見交換を行うため、「宮崎県再犯防止推進協議会（仮称）」を設置します。
- ◎ 県地域生活定着支援センター^{*1}等を活用して、刑務所出所予定の高齢者や障がい者等、福祉の支援を必要としている方々が、安心して地域生活を送ることができる体制づくりを支援します。

⑦ 外国籍県民等への支援

- ◎ 「みやざき外国人サポートセンター」において、外国人住民が抱える悩み等に対して、相談対応を行います。

⑧ 人にやさしい福祉のまちづくりの推進

- ◎ 人にやさしい福祉のまちづくり推進月間における広報などを通じて、人情味あふれる優しい県民性を生かした思いやりのある心づくりを推進します。
- ◎ 公共的施設に設置された身体障がい者用駐車場等を適正に御利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦などで歩行が困難な方に対して、県内共通の利用証を交付し、本当に必要な方のための駐車スペースの確保を図ります。

*1 地域生活定着支援センター：高齢や障がいなどの理由により、刑務所等を退所した後、自立した生活を送ることが難しい人に対し、福祉サービス等を利用できるよう関係機関と連携して、円滑な社会復帰を図るための支援や調整を行う機関。

- ◎ 「ヘルプマーク」の普及・周知により、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に援助を得やすくなる環境づくりに努めます。
- ◎ ノンステップバス等の導入や公共交通施設のバリアフリー環境の整備を推進します。
- ◎ ユニバーサルデザインについての啓発・広報を行い、県民の理解と関心を深めます。
- ◎ 手話奉仕員や点訳奉仕員等の養成を通じて、地域住民の参加による障がい者への支援を推進します。
- ◎ 「福祉でまちづくり」という考え方が地域活性化につながることや、その取組事例の紹介等を通じた啓発を図ります。
- ◎ 地域福祉活動に取り組む団体とまちづくり団体との連携を促進します。
- ◎ 公共施設等を活用した、子どもの一時預かりや親子交流ができる場などの情報提供を行い、保護者や地域の多様な子育て支援ニーズに応じた取組を支援します。
- ◎ 買い物代行事業や宅配事業など、地域の福祉ニーズに応じた新たな取組を支援します。
- ◎ 地域の資源を活用して、地域の福祉課題解決のためのサービスを提供するソーシャルビジネス^{*1}、コミュニティビジネス^{*2}の取組を促進します。

*1 ソーシャルビジネス：これまで主に行政が対応してきた環境、地域活性化、少子高齢化、福祉、生涯教育など社会的課題への取組を、企業等が収入を得て継続的な事業活動として進めていく取組

*2 コミュニティビジネス：市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、また、コミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称（NPO法人コミュニティビジネスサポートセンターHPより）

⑨ 本県の地域や特性を捉えた地域福祉の推進

- ◎ 地域住民が主体となって、地域住民や地元事業主体の話し合いの下、それぞれの役割を明確にしながら、生活サービスの提供などの地域課題の解決に向けた取組を行う地域運営組織^{*1}の形成等を市町村とともに支援します。
- ◎ 国、市町村、交通事業者、民間団体等と連携を図りながら、地域の実情に応じた移動手段が将来にわたって安定的に確保されるよう努めます。

ア 過疎地域等における地域福祉の推進

- ◎ 商店街や商工団体及び市町村社会福祉協議会等が中心となって展開する高齢者等への宅配サービスなどの買い物支援を促進します。
- ◎ 近隣住民や地域ボランティアに加え、NPO等と連携して組織的な見守り体制づくりに努めます。
- ◎ 人口減少や世帯構成の変化に伴い孤立しがちな高齢者のサロン活動等の居場所づくりへの支援を通じて、地域住民が気軽に集う拠点整備を進めます。
- ◎ 社会福祉法人やNPOが有する人材や施設・設備等を活用した困りごとを解決する地域ヘルパーサービスや配食サービス等の実施など、人口減少に対応した地域の支え合いシステムの構築を促進します。

イ 都市部を中心とした地域福祉の推進

- ◎ 孤独死や虐待など身近にいなければ早期発見が困難な課題に対し、自治会、町内会などの地縁団体やNPO、ボランティア団体及び配達を行う企業等との連携を図り、「おせっかい」の精神による地域見守り体制の充実を図ります。
- ◎ 人間関係の希薄化による地域での孤立を防ぐため、高齢者、障がい児・者、子

*1 地域運営組織：地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織とされ、従来の自治・相互扶助活動から一歩踏み出し、生活支援や子育て支援、地域産業の振興や財産管理等を実施している組織。地域運営組織の立ち上げに関しては、自治会等の地縁的な組織だけでなく、婦人会や、高齢者クラブ、消防団、PTA、NPO、商工団体などの様々な地域団体や、多様な能力・経験を持つ人材が参画することがポイントとなる。

ども、子育て中の親など世代を超えた地域住民が集い、交流する居場所づくりや複数の福祉サービスを一体的に提供する施設整備を促進します。

- ◎ 社会福祉事業従事者等への研修等に、虐待や生活困窮、地域包括ケア等の取組に関する内容を盛り込むことなどにより、新たな課題に対して対応できるよう、その資質向上を図り、核となる人材の確保に努めます。

⑩ 寄附文化の醸成に向けた取組の推進

- ◎ 資金提供も地域づくり活動への参加のひとつの形態と捉えられるよう地域生活課題の解決に向けた取組をわかりやすく伝えることにより、住民や企業等による共同募金などの寄附文化の醸成を支援します。
- ◎ 地域福祉活動への参加の「きっかけづくり」を進めるため、地域福祉活動の情報提供や、住民誰もが気軽に参加できる福祉イベントを開催するとともに、民間の社会福祉関係団体の事業の助成等に活用される共同募金等の啓発を行います。

イ 災害時における福祉的支援の充実

(ア) 現状と課題

- 近年、東日本大震災や熊本地震、台風による土砂災害など、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしています。こうした被害を受け、高齢者、障がい者、妊産婦、外国人住民等の地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重症化などの二次被害が生じている場合もあります。
- これらの方が、避難生活終了後、安定的な日常生活へと円滑に移行するためには、避難生活の早期の段階から、その福祉ニーズを的確に把握するとともに、可能な限りそのニーズに対応し、生活機能の維持を支援していく体制の構築が喫緊の課題となっています。
- さらに本県においては、南海トラフ地震など、今後様々な大規模災害が発生するおそれがあり、多様な支援活動を受け入れられるよう受援体制の構築についても取り組む必要があります。

(イ) 基本方向

- 災害時要配慮者に対する福祉支援体制を構築するとともに、保健・医療等分野とも連携を図り、一体的な支援体制の整備に努めます。
- 市町村と連携しながらの要配慮者の避難対策の充実を図るとともに災害ボランティアを育成するなど、災害時の福祉支援体制の充実に努めます。

(ウ) 主な取組

① 地域における要配慮者への支援

- ◎ 宮崎県地域防災計画に基づき市町村や関係機関と連携し、平常時から高齢者などの災害時における要配慮者の避難支援体制の整備に努めます。
- ◎ 障がい者が必要とする情報等を掲載した防災マニュアルの普及・啓発に取り組みます。

- ◎ 自然災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう市町村行政職員向けの研修会等を行います。
- ◎ 自然災害の発生により住家被害があった被災者に対し、「宮崎県・市町村災害時安心基金」に基づく支援金や国の被災者生活再建支援制度等により、被災者の生活再建を支援します。
- ◎ 災害時に社会福祉施設間で相互に人的・物的応援を行う「宮崎県社会福祉施設等災害時相互応援協定」により、要配慮者への支援ネットワークの充実を図ります。
- ◎ 市町村が高齢者等入所施設等と連携して行う、災害時の福祉避難所^{*1}のさらなる指定を促進します。

② 災害福祉支援ネットワークの整備

- ◎ 一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、一般避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、県、社会福祉協議会や社会福祉施設等関係団体などの官民共同による「災害福祉支援ネットワーク」を構築します。

③ 災害時におけるNPO・ボランティア等の支援

- ◎ 日本赤十字社宮崎県支部や県社会福祉協議会等と連携しながら、災害ボランティアに対する具体的な指導や現場における指示を的確に実施できるキーパーソンの育成に努めます。
- ◎ 県及び市町村の防災訓練における災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練や、災害ボランティアセンターの立ち上げ支援など、災害時におけるボランティアコーディネート機能の充実を図ります。
- ◎ NPO・ボランティア等による被災者支援活動が円滑かつ効果的に行われるよう、県、県社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体等の円滑な連携・協働体制の構築を図ります。

*1 福祉避難所：高齢者、障がい者、妊産婦、外国人住民等の要配慮者に対して、バリアフリー化されているなど特別な配慮をしている避難所

ウ 利用者本位の福祉サービスの充実

(ア) 現状と課題

- 急速に進む少子高齢化等を背景として、介護保険制度や障害者総合支援法の施行、子ども・子育て支援新制度の導入等、社会福祉法人を取り巻く環境は変化しています。
- 社会福祉法人は、利用者との契約による福祉サービス提供の大半を担っているため、円滑な経営の確保、コンプライアンス（法令遵守）の徹底が課題であり、県では関係法令等に基づき社会福祉法人、社会福祉施設を対象に指導監査を実施するとともに、県社会福祉協議会が社会福祉法人経営支援事業を実施し、社会福祉法人が行う施設経営全般の質の向上を図る取組に対し、専門家による指導・援助体制を整えています。
- また、福祉サービスは、従来の措置から契約による利用制度へと移行したことから、利用者はより質の高い福祉サービスを選択するため、社会福祉法人をはじめとした福祉サービス事業者は、常に利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努める必要があります。
- 福祉サービスの第三者評価は、福祉サービス事業者の問題点の把握や、サービス向上の促進につながるとともに、評価結果の公表が、利用者の事業者選択のための有効な情報になりますが、受審している施設数が低い状況にあります。
- 福祉サービスは、内容が複雑で理解が難しい面がある一方、制度が措置から契約に移行したことにより、住民自らサービスを選択し、利用しなくてはならないため、分かりやすい情報提供が課題となっています。
- 福祉サービスに関する苦情解決については、福祉サービス事業者における苦情解決体制の整備や、事業者が解決困難な苦情に対処するための中立公正な福祉サービス運営適正化委員会（県社会福祉協議会に設置）の整備がなされています。
また、福祉サービス事業者に対して利用者は苦情や不満を表明しにくい面もあることから、今後、苦情解決制度については、一層の周知を図るとともに、体制の充実に努める必要があります。
- 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力の十分でない人を支援する成年後見制度は国の「成年後見制度利用促進基本計画」に沿って推進され、市町村には成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる仕組みとして、地域連携ネットワークを構築し、その中心となる中核機関を整備することが求められています。

また、住み慣れた地域で暮らしていくために、判断の能力はあるものの日常生活を営むのに必要な福祉サービスを利用するための情報の入手、理解、意思表示などを本人のみでは適切に行うことが困難な人を支援する日常生活自立支援事業は成年後見制度を補完する事業であり、これらが一体となった権利擁護体制の整備を図る必要があります。

一方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの、判断能力に不安があり金銭管理が必要な方等への支援が課題となっています。

(イ) 基本方向

- 市町村や福祉サービス事業者による適切な情報提供を促進するなど、利用者の立場に立った分かりやすい情報提供に努めます。
- 福祉サービスに関する苦情解決のための体制の周知を図るとともに、事業者自身の苦情解決体制の整備を促進します。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及啓発及び利用促進を図るなど、利用者等の権利の擁護に努めます。
- 県の実施する指導監査や社会福祉法人経営支援事業等により福祉サービス事業者の健全な経営の確保に努めます。
- 福祉サービス第三者評価について、評価調査者の養成等による評価機関の機能充実を行うとともに、制度普及を図り、受審数の増加に努めます。

(ウ) 主な取組

① 福祉サービス情報提供の充実

- ◎ 市町村や社会福祉協議会の広報誌、ホームページなど各種媒体を活用した分かりやすい福祉サービス情報の提供を促進します。
- ◎ 県や県社会福祉協議会のホームページで提供している福祉保健サービス情報の充実を図ります。
- ◎ 利用者が安心して福祉サービスを選択できるよう、福祉サービス事業者のサービス実施体制や、財務状況等について積極的な情報提供を促進します。
- ◎ 「介護サービス情報の公表」制度による情報提供を推進します。

② 苦情解決体制の充実

- ◎ 県や県社会福祉協議会のホームページ等の各種媒体を活用して、苦情解決制度の県民への周知を図ります。

- ◎ 苦情に対する適切な解決がサービス向上につながるることについて、福祉サービス提供事業者の理解を促進し、苦情受付担当者の配置、第三者委員の設置など、事業者内での苦情解決体制の整備につなげます。また、苦情に対し迅速・誠実に対応するよう指導します。
- ◎ 市町村等関係機関と連携し、円滑な苦情処理が行われるよう努めるとともに、福祉サービス運営適正化委員会の苦情解決機能の充実を図ります。

③ 福祉サービス利用者等の権利擁護の推進

- ◎ 認知症高齢者や障がい者などが福祉サービスを適切に利用し、地域で自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業の実施体制の充実を図ります。
- ◎ 日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及啓発を図るなど、利用者等の権利の擁護に努めます。
また、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの、判断能力に不安があり金銭管理が必要な方等への支援の在り方について、今後研究してまいります。
- ◎ 福祉サービス事業所において利用者が虐待などにより権利を侵害されないよう、権利擁護の意識に関する啓発、指導を推進するとともに、施設職員等に対する人権や権利擁護に関する研修を充実します。
- ◎ 高齢者や障がい者に対する虐待のうち、対応が困難な事例については、県弁護士会及び県社会福祉士会の会員から構成される「高齢者・障がい者虐待対応専門職チーム」を市町村に派遣するなど、専門的な知識やノウハウ等に基づいた業務支援を行い、高齢者や障がい者の人権を擁護します。
- ◎ 市町村が実施する市町村申立て、地域連携ネットワークの構築、中核機関の整備などの成年後見制度利用や地域包括支援センターが実施する権利擁護に関する取組について、弁護士や社会福祉士等の専門職、家庭裁判所等の関係機関と連携しながら支援します。
- ◎ 成年後見制度を円滑に利用できるよう、後見の担い手となる市民後見人を養成するとともに、市町村と連携し、市町村社会福祉協議会等による法人後見受任体制の整備を促進します。
また、制度を効率的・効果的に実施できるよう、単独市町村では体制整備が困難な場合は、広域的な後見実施体制の検討も市町村に働きかけていきます。

- ◎ 障がい者への障がいを理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供などについて普及啓発を推進するとともに、障がいを理由とした差別に関する相談及び紛争解決のための体制を整備し、障がい者への差別解消を推進します。

④ 福祉サービス事業者の健全な運営の確保

- ◎ 県の指導監査を通じ、社会福祉法人の運営を決定する理事会の適正な運営や情報公開等による透明性の確保等、社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正運営の基本となる事項の徹底を図るとともに、運営全般について助言、指導を行い、適正な法人・施設運営の確保を図ります。
- ◎ 県の指導監査を通じ、苦情解決の仕組みの定着、利用者への積極的な情報の提供等利用者を主体とする施設運営を指導し、利用者主体の施設づくりを支援します。
- ◎ 県社会福祉協議会が行う社会福祉法人等に対する経営支援や研修会等の充実を図り、社会福祉施設運営全般の質的向上に努めます。
- ◎ 市が監査を実施している社会福祉法人について、適切な運営確保を図るため、広域的な立場で、市職員の研修や市が実施する指導監査の助言等による支援を行います。

⑤ 福祉サービスの質の向上

- ◎ 福祉サービス第三者評価について、評価調査者の養成等による評価機関の機能充実を行います。
また、評価基準や評価機関の認証等評価の仕組みの周知を図るとともに、福祉サービス事業者への啓発を行い、その利用を促進します。
- ◎ 地域密着型サービス^{*1}の自己評価及び外部評価の適正な実施を図ります。

*1 地域密着型サービス：介護保険制度改正に伴い、平成18年4月から導入されたサービスで、市町村ごとにサービス提供事業者が指定され、住み慣れた自宅や地域での生活を支援するサービス

3 数値目標

計画に掲げる施策の推進状況を評価・点検する指標について、以下のとおり設定します。

項 目	現況値	目標値
	R 元	R 7
重層的支援体制整備事業に取り組む県内市町村数	—	13
福祉人材センターにおける就職者数（人）	162	200
地域福祉コーディネーターのスキルアップ研修受講者数（人）	—	200
全国の民生委員・児童委員の充足率 [*] を上回る県内市町村の割合（%）	69.2	100
みやざき地域見守り応援隊への参画事業者数	22	25

※ 高齢者保健福祉計画等の一体的取り組みを図る各分野の個別計画の数値目標とも連携を図りつつ、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進に取り組んでいきます。

* 目標値は、直近の一斉改選時の全国の充足率とする。
【参考】令和元年12月1日一斉改選時の充足率（95.2%）

資 料

宮崎県地域福祉支援計画策定委員会委員名簿

(令和2年10月2日現在 50音順・敬称略)

(◎は座長)

氏名	役職名等
井上 あけみ	一般社団法人宮崎県手をつなぐ育成会副会長
片山 今日子	宮崎県市町村教育委員会連合会 宮崎市教育委員
◎ 川崎 順子	一般社団法人宮崎県社会福祉士会会長
川野 美奈子	社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会会長
倉永 慎一	一般社団法人宮崎県保育連盟連合会理事長
谷口 由美繪	宮崎県地域婦人連絡協議会会長
戸敷 正	宮崎県市長会会長
長田 一郎	宮崎県民生委員児童委員協議会会長
花野 典子	宮崎県立看護大学名誉教授
福山 陽子	一般社団法人宮崎県母子寡婦福祉連合会理事長
安田 修	宮崎県町村会副会長
矢野 光孝	一般社団法人宮崎県身体障害者団体連合会会長
横山 雄一	宮崎県老人福祉サービス協議会理事

宮崎県地域福祉支援計画策定委員会ワーキングチーム会議委員名簿

(令和2年7月現在 50音順 敬称略)

(◎はリーダー、○はサブリーダー)

氏 名	役 職 名 等
栗野 晃成	社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会 安心生活部長兼権利擁護支援センター長
今村 直輝	社会福祉法人まりあ事務長
岩下 博子	社会福祉法人清樹会ブライトハウス住吉管理者
江田 かおり	宮崎県児童館連絡協議会事務局
片野坂 千鶴子	特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター 代表理事
串間 保昭	宮崎市総合発達支援センター地域生活支援部所長
○ 坂本 雅樹	社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会 事務局次長兼地域福祉部長
櫻田 賢治	社会福祉法人都城市社会福祉協議会地域福祉課長
田方 一哉	のじり地域包括支援センター所長
西村 洋文	延岡市民生委員児童委員協議会会長
福元 直昭	社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会事務局長
◎ 山崎 睦男	九州保健福祉大学准教授

宮崎県地域福祉支援計画の改定経緯

時 期	内 容
令和2年	
6月18日	○ 6月定例県議会厚生常任委員会（計画策定の概要報告）
9月18日	○ 第1回宮崎県地域福祉支援計画ワーキングチーム会議 （計画策定等の協議）※書面会議
9月28日	○ 市町村に対し、第3期宮崎県地域福祉支援計画及び次期計画に関するアンケートの実施 ○ 社会福祉関係者に対し、計画策定に係るアンケートの実施
10月14日	○ 第1回宮崎県地域福祉支援計画策定委員会 （計画策定等の協議）※書面会議
11月13日	○ 第2回宮崎県地域福祉支援計画ワーキングチーム会議 （計画素案の協議）
11月16日	○ 第2回宮崎県地域福祉支援計画策定委員会（計画素案の協議）
12月 3日	○ 11月定例県議会厚生常任委員会（計画素案の報告）
12月 4日	○ パブリック・コメント実施（令和3年1月4日まで）
令和3年	
1月20日	○ 宮崎県社会福祉審議会（計画案の報告）※書面会議
1月25日	○ 第3回宮崎県地域福祉支援計画策定委員会及びワーキングチーム会議（計画案の協議）※書面会議
2月18日	○ 2月定例県議会開会（計画案を議案として提案）
3月17日	○ 2月定例県議会閉会（計画案議決）

※「宮崎県における『地域共生社会の実現』に向けた県民意識調査」
（令和元年12月）



宮崎県地域福祉支援計画
令和3年3月
宮崎県福祉保健部福祉保健課

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話：(0985) 44-2660
ファクシミリ：(0985) 26-7326
電子メール：fukushihoken@pref.miyazaki.lg.jp
